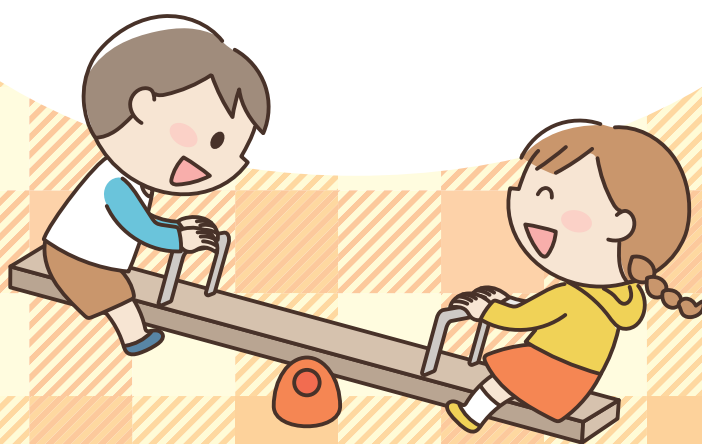


令和9年度 保育園の ごあんない



この「保育園のごあんない」には、入所の申し込みに関する手続きや必要な書類、ご注意いただきたい点など、重要なことが記載されています。入所の申し込みをされる前に必ずお読みいただき、内容を十分理解した上でお手続きください。

保育園の申し込み・問い合わせ先

中央区 福祉保健部 保育課 保育入園係
(中央区福祉事務所)

電話 03(3546)5227・5387・9587

午前8時30分～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く。)

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号(区役所本庁舎6階)

令和8・9年度申し込み受付期間

利用希望月	提出期間(申込後の変更も含まれます。)
令和9年1・2月	令和8年11月2日(月)～11月30日(月)
令和9年3月	3月利用は取り扱いません。
令和9年4月	第1回 令和8年11月2日(月)～11月30日(月) 第2回 令和9年2月1日(月)～2月12日(金)
令和9年5月	令和9年3月1日(月)～3月31日(水)
令和9年6月	令和9年4月1日(木)～4月30日(金)
令和9年7月	令和9年5月6日(木)～5月31日(月)
令和9年8月	令和9年6月1日(火)～6月30日(水)
令和9年9月	令和9年7月1日(木)～7月30日(金)
令和9年10月	令和9年8月2日(月)～8月31日(火)
令和9年11月	令和9年9月1日(水)～9月30日(木)
令和9年12月	令和9年10月1日(金)～10月29日(金)
令和10年1・2月	未定(決定次第、広報紙「区のお知らせ ちゅうおう」 及び中央区ホームページでご案内します。)
令和10年3月	3月利用は取り扱いません。

窓口混雑状況
当日順番予約
サービス



中央区
ホームページ



認可保育園の
質問についての
チャットボット



電子申請は
こちら



出張相談
日程表



申請書・届出書
のダウンロード



区立保育園・
認定こども園
紹介動画



保育園
空き情報



申し込みまでの流れ

1

保育園のごあんない(本冊子)をよく読みましょう

2

申込書類の受付期間を確認しましょう P12 へ

利用を希望する月ごとに受付期間が異なります。事前に利用を希望する月の受付期間を確認しましょう。

3

希望する保育施設を選びましょう P20～33へ

施設の中には0歳児保育を行っていない施設がありますのでご注意ください。

施設見学に行ってみましょう

- ・事前に各施設にお問い合わせの上、見学することができます。
- ・時期により混雑する場合がありますので、早めの見学をおすすめします。

4

必要書類を準備しましょう P13～18 へ

ご自身で記入するものと、就労先など第三者に記入してもらうものがあります。本冊子P13～18を読んで、ご自身の必要書類を確認し、早めに準備しましょう(受付期間などに注意してください)。

※ 書類の不足や記載内容の不備があると利用調整の対象にならない場合があります。

5

受付期間内に必要書類を提出しましょう P12 へ

受付場所は中央区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島・晴海特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島・晴海保健センター、区内認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所です。

郵送または電子申請も可能です。

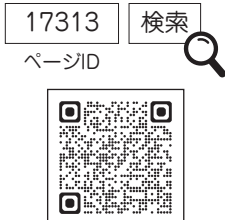
◎FAX・メールでの申し込みはできません。

入所(転園)が決まった方はP68へ



電子申請をご利用ください

保育所入所(転園)申込や各種手続き、必要書類の提出などはスマートフォンやパソコンから24時間いつでも行えます。ぜひご利用ください。



17313

検索

ページID



ホームページからダウンロードが可能な書類一覧

(本冊子に記載している書類のみ抜粋)



4730

検索

ページID

本文中の「◆」の書類は区ホームページからダウンロードできます。

認可保育所・認定こども園・
地域型保育事業の利用申請・
届出のための書類

- ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書
 - 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書(記入例)
- ◆提出書類チェックシート
- ◆保育所転園申込書
- ◆月極延長保育申込書

申請内容に変更があった場合

- ◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
 - 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届(記入例)

利用申請を取り下げる場合

- ◆保育所入所(転園)申込取下届

保育の必要性を証明する書類

- ◆就労証明書
 - 就労証明書(記入例)

求職活動の場合

- ◆求職活動状況申立書

介護・看護の場合

- ◆介護・看護に関する申立書

学校等に在学・職業訓練の場合

- ◆在学証明書

必要に応じて提出する書類

- ◆兄弟姉妹入所(転園)条件確認表
- ◆年間収入申告書
- ◆受託証明書
- ◆健康状態調査書
- ◆中央区への転入誓約書
- ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 区外保育施設利用申請書
- ◆直近3か月の勤務実績
- ◆委任状

在園中に提出する書類

- ◆保育所退所届

証明書発行のための書類

- ◆子どものための教育・保育給付 支給認定証再交付申請書
- ◆保留通知書・徴収証明書等発行依頼書

教育・保育給付認定申請
に必要な書類

- ◆子どものための教育・保育給付認定申請書

1章 これから保育園の申し込みをする方へ

1 保育園はどういうところですか？	8
①保育園にはこんな種類があります	8
②お子さんの年齢・月齢によってクラスが変わります	9
①0歳児クラス	9
②1歳児から5歳児クラス	9
2 保育園を申し込むにはどうすればよいですか？	10
①申し込みから利用開始までの流れ	10
②保育園を申し込むに当たり「教育・保育給付認定」を受ける必要があります	11
①教育・保育給付認定区分	11
②保育必要量	11
③保育を必要とする事由	11
③申し込みの受付期間・方法について	12
①受付期間（締め切り間際は、窓口が大変混み合います）	12
②申込方法について	12
④申し込みに必要な書類について	13
①◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書	14
②保育の必要性を証明する書類	14
③◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表	16
④ご家族に関する書類（該当する方のみ）	16
⑤お子さんに関する書類（該当する方のみ）	17
⑥転入の予定を確認できる書類（中央区に転入予定の方）	17
⑦申込児童の生年月日が確認できる書類（中央区に転入予定の方）	17
⑧住民税課税（非課税）証明書（中央区に転入予定または中央区外に住民登録がある保護者）	17
⑨個人番号（マイナンバー）確認書類	18
⑩◆提出書類チェックシート	18
⑤出生予定のお子さんの申し込みについて	19
3 中央区の保育園と保育事業にはどのようなものがありますか？	20
①中央区保育園の一覧です	20
①京橋地域 保育園一覧	20
②日本橋地域 保育園一覧	22
③月島地域 保育園一覧	26
④中央区保育園一覧	32
②保育を行う日と時間について	34
③入所保留となった方（見込みを含む）向け保育事業一覧	35
①期間限定型保育事業	35
②居宅訪問型保育事業	36
4 保育園に入れるかどうかはどうやって決まりますか？	37
①利用調整は次の手順で行います	37
②利用調整基準表で、保育の必要性を指数化します	38
③希望園はどのように選べばいいですか？	41
④申し込みに関するQ&Aについて	41
⑤【重要】保育園の内定が「取消」にならないために	42

2章 育児休業中の申し込みについて

1 育児休業中の申し込みの要件について	44
2 育児休業中の利用調整指数の取扱いについて	45
①産後休業・育児休業から復職予定の方	45
②産後休業・育児休業から復職済の方（就労中の方）	45
3 育児休業給付金の期間延長申請について	45
①申込内容の写しの提出について	45
②保留通知書の発行について	45
③育児休業の延長を許容できる人の利用調整について	46
4 入所保留となった場合について	46
①入所保留中に復職した場合	46
②育児休業を延長した場合	46
③入所保留中に下の子を妊娠した場合	47

3章 中央区外からの申し込み・中央区外への申し込みについて

1 中央区外に住んでいて、中央区の保育園に通いたいです。	50
①中央区に転入予定で、中央区の保育園に申し込みをする場合	50
①申込先	50
②受付期間	50
③申込書類	50
④転入届出後の手続き	51
②中央区から転出後も引き続き中央区の保育園に通うことを希望する場合	51
③中央区に在勤・在学している方、里帰り出産等で中央区の保育園に申し込みをする場合	52
①対象園	52
②受け入れ基準について	52
③申込先	52
④受付期間	52
⑤申込書類	52
⑥退園となる場合	52
2 中央区に住んでいて、中央区外の保育園に通いたいです。	53
①中央区から転出予定で転出先自治体の保育園に申し込みをする場合	53
①申込先	53
②受付期間	53
③申込書類	53
④転出後の手続き	53
②中央区外に在勤・在学している方、里帰り出産等で中央区外の保育園に 申し込みをする場合	54
①申込先	54
②受付期間	54
③申込書類	54
④その他	54
③中央区に転入後も引き続き以前にお住まいの自治体の保育園に通う場合	54

4章 配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて

1 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがあるお子さんの申し込み	56
2 医療的ケアが必要なお子さんの申し込み	56
①対象となるお子さん	56
②実施施設	56
③保育時間	56
④実施可能な医療的ケアの例	57
⑤注意事項	57
⑥申し込みについて	57
⑦入所までの流れ	58
3 中央区立明石町保育園（医療的ケア児専用保育室）	59
4 居宅訪問型保育事業（障害児向け）	60

5章 入所保留となっている方へ

1 申し込みの取扱い	62
①入所保留となった後の申し込みの有効期限について	62
②教育・保育給付認定の有効期間について	62
③申し込みの取り下げについて	62
2 希望園や兄弟姉妹の入所（転園）条件の変更について	63
3 ご家庭や就労等の状況に変更があったとき	63
①保育を必要とする事由の変更	63
②ご家族に関する変更	64
③お子さんに関する変更	64
④区市町村民税所得割額の算定に関する変更	65
⑤その他の変更	65
4 保留通知書の発行について	65
5 期間限定型保育事業・居宅訪問型保育事業について	65

6章 内定した方・通園している方へ

1 保育園への通園について	68
①登園開始について	68
②「慣れ保育」について	68
③お子さんの送迎について	68
④延長保育のご利用について	69
①月極延長保育	69
②スポット延長保育	69
⑤休園について	70
①お子さんのけがや病気や里帰り出産のため、通園できないと見込まれるとき	70
②ご家庭の事情（自己都合）でお休みするとき	70
2 通園中に必要な手続きについて	71
①入所後すぐに必要な手続きについて	71
①「復職予定」、「就労内定」、「求職活動」で申し込みをした方	71
②「妊娠・出産」で申し込みをした方	71
③申込時に認証保育所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（ベビーシッター・一時預かりを含む）にお子さんを預けていて受託証明書などを提出した方	71
②年に一度の現況確認の手続きについて	72
①家庭状況届、保育の必要性を証明する書類	72
②区市町村民税所得割額を算定するための書類	72
③ご家庭やお仕事の状況が変わったとき	72
④下の子の産前産後休業・育児休業を取得するとき	72
①「妊娠・出産」認定への変更について	73
②「育児休業」認定への変更（特例在園）について	73
③退園について	73
④復職（「就労」認定への変更）について	74
⑤中央区から転出後も、引き続き中央区の保育園に通園したいとき	74
3 転園について	75
4 退園について	75

7章 保育料などについて

①保育料の無償化について	78
②給食費（副食費）の無償化について	78
③実費相当にかかると費用の徴収について	78
④月極延長保育料について	79
①月極延長保育料のお支払いについて	79
②月極延長保育料の決定について	80
③月極延長保育料一覧表	81
④月極延長保育料の減額について	82
⑤スポット延長保育料について	82
①スポット延長保育料のお支払いについて	82
②スポット延長保育の料金について	82

8章 重要事項

①保育園入所申し込みに関する重要事項の確認	84
①申し込み前に	84
②申込書類	84
③書類の記載内容の確認	84
④申し込み後の内容変更	84
⑤入所内定・入所決定の取消	84
⑥保育園の希望方法	85
⑦育児休業からの復職を理由とする入所申し込み	85
⑧中央区に転入予定の方の入所申し込み	85
⑨配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの入所申し込み	85

目次

⑩利用調整	86
⑪支給認定証の交付	86
⑫教育・保育給付認定の有効期間	86
⑬◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書の有効期間	87
⑭入所内定の辞退	87
⑮入所前の面接・健康診断	87
⑯内定後の登園について	87
⑰保育園への情報提供	87
⑱利用開始後の書類提出	87
⑲その他	87
②保育園転園申し込みに関する重要事項の確認	88
①申し込み前に	88
②転園内定・転園決定の取消	88
③転園内定の辞退	88
④◆保育所転園申込書の有効期間	88
⑤利用調整	88
⑥育児休業取得中の方の利用調整	88
⑦配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの転園申し込み	88
⑧兄弟姉妹で転園を申し込みする方	88
③入所後および転園後の手続きなどに関する重要事項の確認	89
①保育園で保育を行う日と時間	89
②お子さんの送迎について	89
③「慣れ保育」について	89
④育児休業中の保育園の利用	89
⑤引き続きの保育園の利用	89
⑥中央区外へ転出した後の保育園の利用	90
⑦退園について	90

9章 その他

①東京都認証保育所保育料の補助	92
②子ども家庭支援センター「きらら中央」	94
①一時預かり保育	94
②トワイライトステイ	95
③子どもショートステイ	95
④病児・病後児保育	95
⑤育児支援ヘルパー	96
⑥緊急一時保育援助事業	96
⑦ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）および緊急対応枠	97
③こども誰でも通園制度	98
①対象	98
②利用方法	98
③利用料金	98
④区内の実施施設	98
④中央区ファミリー・サポート・センター	99
①対象年齢	99
②利用料金（活動謝礼金）	99
③援助内容	99
⑤企業主導型保育事業	99
⑥子育てのための施設等利用給付について	100
⑦認可外保育施設保育料の補助	100

10章 記入例

1 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書	102
2 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届	104
3 就労証明書	106



1章

これから保育園の
申し込みをする方へ



1 章 これから保育園の申し込みをする方へ

1 章

これから保育園の申し込みをする方へ

1 保育園はどういうところですか？

◎本冊子では、認可保育所・認定こども園（長時間・保育所部分）・地域型保育事業のうち小規模保育事業、事業所内保育事業を総称して、保育園といいます。

◎保育園は保護者の就労や疾病などの理由で、保育を必要とするお子さんを保護者に代わって保育をする施設です。

1 保育園にはこんな種類があります

申込先	対象年齢	保育施設・事業	施設・事業概要
中央区（P12②のとおり）	0～5歳 （東京都認可）	区立・私立認可保育所	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士数など）を満たし、都道府県知事に認可された施設です。保護者が就労、疾病などの事由により家庭において保育を行うことが困難である場合に、保護者に代わって保育をする施設です。
		区立・私立認定こども園（長時間・保育所部分）	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や一時預かりなどを行う施設です。長時間・保育所部分は、認可保育所に準じます。 ◎現在区内にある認定こども園は幼保連携型および保育所型です。
	0～2歳（地域型保育事業） （区市町村認可）	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う事業です。
		居宅訪問型保育事業（障害児向け）	障害などで個別の対応が必要な子どもを対象に、居宅で1対1を基本として保育を行う事業です（待機児童対策事業とは異なります。）。
		居宅訪問型保育事業（待機児童向け）	認可保育所などに申し込み、待機となった子どもを対象に、居宅に保育者を派遣し、1対1の保育を行う事業です。
		事業所内保育事業（地域枠）	会社の従業員用の保育施設で、定員の一部を地域枠とし、従業員の子どもと一緒に保育を行う事業です。 ◎従業員の子どもが従業員枠で利用する場合は各事業所に直接申し込みください。
		家庭的保育事業	家庭的保育者（保育ママ）の居宅において、家庭的な雰囲気の中で、少人数（定員3人）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。 ◎現在、中央区では家庭的保育事業者の登録者がいないため、利用できません。
	各施設ごとで設定 （認可外）	東京都認証保育所	東京都独自の設置基準（施設の広さ、人員配置など）を満たし、都が独自に認証した認可外保育施設です。 ◎区では、東京都認証保育所を利用する方の負担を軽減するため、一定の基準を満たしている世帯を対象に保育料の補助を実施しています（P92 参照）。
		企業主導型保育事業	企業が単独または共同で設置し、働き方に応じた多様で柔軟な保育を提供する事業です。定員の一部を地域枠とし、地域の子どもの受け入れも行っている場合があります。 ◎幼児教育・保育の無償化により、対象世帯は標準的な利用料の金額が減額されます。
		その他の認可外保育施設	東京都福祉局のホームページで一覧を掲載しています。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。 ◎幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」の「認定」を受けたお子さんは、利用料の一部が給付の対象となります（P100 参照）。 また、区では、保護者の方の負担を軽減するため、一定の基準を満たしている世帯を対象に保育料の補助を実施しています（P100 参照）。

2 お子さんの年齢・月齢によってクラスが変わります

① 0 歳児クラス

0歳児クラスは、利用する月の1日現在の日齢または月齢で、57日以上（出産日の翌日から起算して57日目の日が属する月の翌月1日から[ただし、57日目が月の1日の場合は、その月から]）のクラスと7カ月以上のクラスに分かれます。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

利用希望月	生年月日	
	0 歳児クラス（57 日以上）	0歳児クラス（7カ月以上）
令和9年 4月	令和8年 9月2日～令和9年 2月3日	令和8年4月2日～9月1日
令和9年 5月	令和8年10月2日～令和9年 3月5日	令和8年4月2日～10月1日
令和9年 6月	令和8年11月2日～令和9年 4月5日	令和8年4月2日～11月1日
令和9年 7月	令和8年12月2日～令和9年 5月5日	令和8年4月2日～12月1日
令和9年 8月	令和9年 1月2日～6月5日	令和8年4月2日～令和9年 1月1日
令和9年 9月	令和9年 2月2日～7月6日	令和8年4月2日～令和9年 2月1日
令和9年10月	令和9年 3月2日～8月5日	令和8年4月2日～令和9年 3月1日
令和9年11月	令和9年 4月2日～9月5日	令和8年4月2日～令和9年 4月1日
令和9年12月	令和9年 5月2日～10月5日	令和8年4月2日～令和9年 5月1日
令和10年1月	令和9年 6月2日～11月5日	令和8年4月2日～令和9年 6月1日
令和10年2月	令和9年 7月2日～12月6日	令和8年4月2日～令和9年 7月1日

② 1 歳児から 5 歳児クラス

1歳児以上のクラスは、4月1日現在の満年齢でクラスが決まります。
年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日
1歳児	令和 7年4月2日～令和 8年4月1日
2歳児	令和 6年4月2日～令和 7年4月1日
3歳児	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日
4歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
5歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日

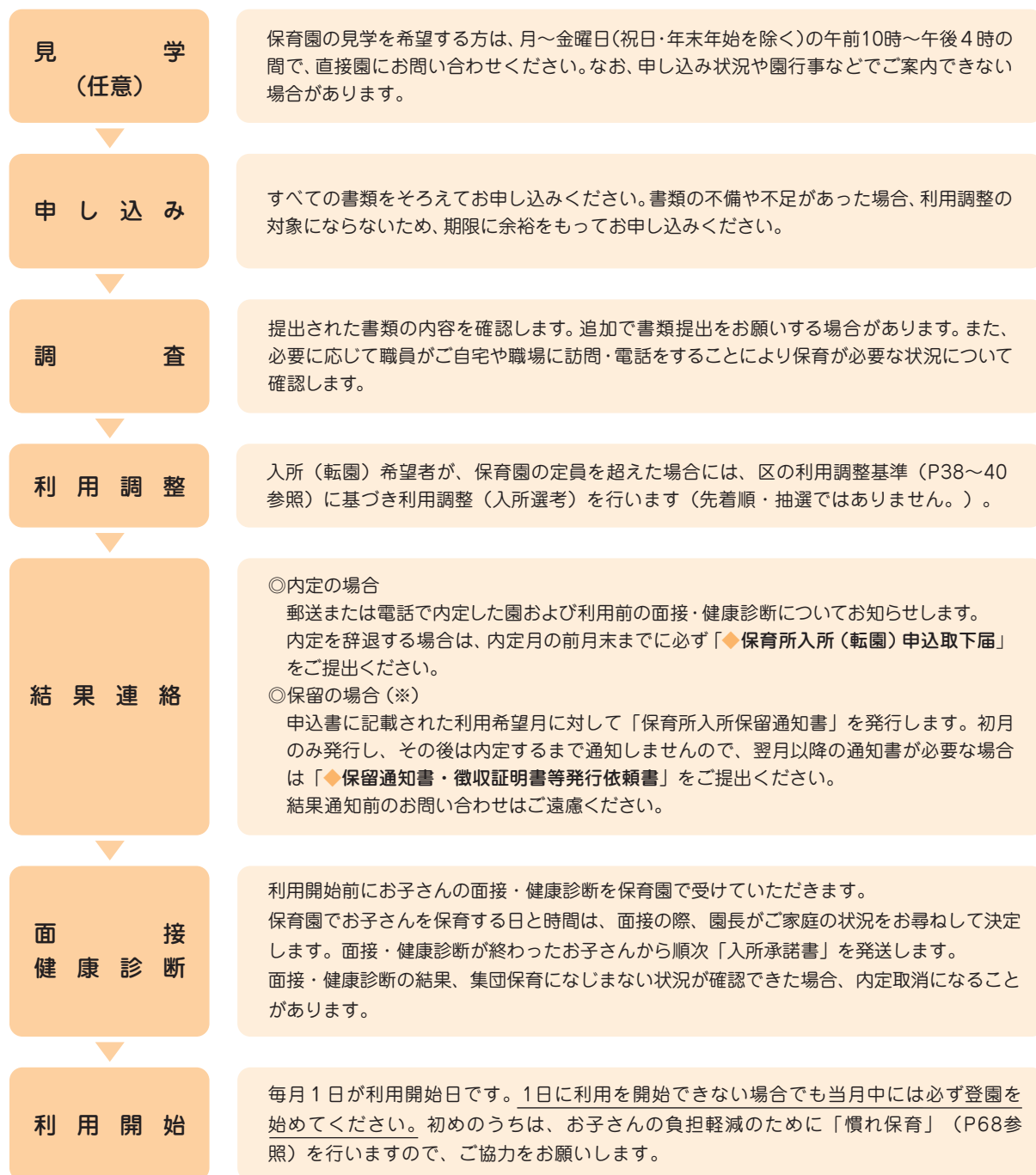


1章

これから保育園の申し込みをする方へ

2 保育園を申し込むにはどうすればよいですか？

1 申し込みから利用開始までの流れ



※内定しなかった場合でも、申し込みが有効(P62参照)であれば、現年度中は翌月以降もこの流れで利用調整を行います。

●申し込み～利用開始までのスケジュール

利用希望月		申し込み締め切り	結果連絡	面接・健康診断
令和9年4月	第1回	令和8年11月30日(月)	令和9年1月末ごろ	令和9年2月中(予定)
	第2回	令和9年2月12日(金)	令和9年3月上旬ごろ	令和9年3月中
令和9年5～12月		入所希望月の2カ月前の最終開庁日(P12参照)	入所希望月の前月中旬ごろ	入所希望月の前月中旬～下旬

2 保育園を申し込むに当たり「教育・保育給付認定」を受ける必要があります

- 保育園の申し込みに当たり、お子さんの保育が必要であることの認定（「子どものための教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）」）を受ける必要があります。
- 教育・保育給付認定の申請は保育園の申し込みと同時に行うことができます。
- 教育・保育給付認定では、教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由、有効期間が認定されます。

① 教育・保育給付認定区分

お子さんの年齢や保育の希望の有無により、1号から3号までの区分で認定します。
保育を希望される方の認定区分は2号または3号認定になります。

1号認定	満3歳以上で、幼児期の教育を希望される方
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望される方
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望される方

◎ 認定期間：1号及び2号は小学校就学前まで、3号は3歳の誕生日の前々日まで

② 保育必要量

2号または3号認定の保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」があります。希望がなければ「保育標準時間」で認定します。

保育標準時間	両親ともフルタイム勤務など（月120時間以上の就労）を想定した利用可能時間です。（8～11時間の範囲内）
保育短時間	両親のいずれかがパートタイム勤務など（月120時間未満の就労）を想定した利用可能時間です。（9～17時の間で8時間以内）

③ 保育を必要とする事由

2号または3号認定を受けるには、保育を必要とする事由が必要となります。保育を必要とする事由と有効期間は下表をご確認ください。

保育を必要とする事由	有効期間 始期（利用希望月）	有効期間 終期
就労（復職予定を含む） （月48時間以上）	仕事を開始する月または復職する月	仕事をやめた月または産休・育休を取得する月
妊娠・出産	出産（予定）月の2カ月前の月	出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月
疾病・負傷・障害	疾病・負傷の診断を受けた月 または障害者手帳の交付を受けた月	疾病・負傷が治癒した月
介護・看護（常時）	同居の親族を介護・看護し始めた月	介護・看護が不要となった月
災害復旧	被災した月	復旧が完了した月
求職活動	求職活動を開始する月または採用される月	開始月・採用月の翌々月（期間は3カ月間）
学校等に在学・職業訓練 （月48時間以上）	学業・訓練を始める月	卒業・修了した月
育児休業	育児休業の開始月	育児休業が終了した月
その他	保育が必要となった月	家庭での保育が可能になった月

◎ 教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合、保育園の申し込みの有効期間も終了になります（妊娠・出産、求職活動は特に注意してください。）。

◎ 転入予定の場合、転入後に保育入園係での手続き（P51④参照）をした翌月から認定します。

◎ 保育を必要とする事由が両親で異なる場合は、短い方の有効期間が適用になります。

◎ 育児休業での認定は在園児の下のお子さんの育児休業を取得する場合に限ります。

◎ ボランティアは「保育を必要とする事由」には該当しません。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

3 申し込みの受付期間・方法について

提出された申込書類は、区で内容を確認後、必要に応じて状況をお尋ねする場合や、追加書類の提出をお願いする場合があります。その際、携帯電話やスマートフォンへSMS(ショートメッセージサービス)によるお知らせを送信することがあります。



SMSによるお知らせについてはこちら

① 受付期間（締め切り間際は、窓口が大変混み合います）

利用希望月	受付期間（申込後の変更も含まれます）
令和9年1・2月	令和8年11月2日（月）～11月30日（月）
令和9年3月	3月利用は取り扱いません。
令和9年4月	第1回 令和8年 11月2日（月）～11月30日（月） 第2回 令和9年 2月1日（月）～ 2月12日（金）
令和9年5月	令和9年 3月1日（月）～ 3月31日（水）
令和9年6月	令和9年 4月1日（木）～ 4月30日（金）
令和9年7月	令和9年 5月6日（木）～ 5月31日（月）
令和9年8月	令和9年 6月1日（火）～ 6月30日（水）
令和9年9月	令和9年 7月1日（木）～ 7月30日（金）
令和9年10月	令和9年 8月2日（月）～ 8月31日（火）
令和9年11月	令和9年 9月1日（水）～ 9月30日（木）
令和9年12月	令和9年10月1日（金）～10月29日（金）
令和10年1・2月	未定（決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および区ホームページでご案内します。）
令和10年3月	3月利用は取り扱いません。

◎ 土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

区内認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所では土曜日の申し込みも受け付けていますが、事前に各施設にお問い合わせください。

◎ 令和10年4月利用希望の申込期間については、令和10年1・2月と同様、決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および区ホームページでご案内します。

② 申込方法について

▶ 窓口受付（受付時間は午前8時30分～午後5時です）

- | | | |
|-------------------|---------------------------|----------|
| ● 中央区役所6階保育課保育入園係 | ● 日本橋・月島・晴海特別出張所 | ● 中央区保健所 |
| ● 日本橋・月島・晴海保健センター | ● 区内認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所 | |

◎ 区内認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所に申込書を提出する場合は、P18に記載の個人番号（マイナンバー）確認書類と「本人確認」書類の写しを提出する必要があります。

◎ 区外にお住まいで区内在勤・在学の方が中央区の保育園を申し込む場合は、受付場所が異なります（P52参照）。

◎ 中央区役所6階保育課保育入園係以外での受付は、申込書類の受領のみとなり、内容の確認はできません。提出時にご質問などがある場合は、保育入園係までお越しください。

◎ 毎週水曜日の区役所や各出張所における窓口延長時においても、午後5時までの受付となります。

▶ 郵送での申し込みについて

郵送で申し込む場合は「中央区役所保育課保育入園係」宛てに各受付期間最終日必着でご提出ください。

◎ 郵便事故などによる書類の紛失を防ぐために、特定記録郵便などの利用をお願いします。なお、郵便事故に関しての責任は負いかねます。

▶ 電子申請について

電子申請は、各受付期間最終日の23時59分までに送信が完了している必要があります。

◎ FAX・メールでの提出は受け付けていませんのでご注意ください。



17313

検索

ページID

電子申請の詳細は
こちら

4 申し込みに必要な書類について

下表の書類から、自身に必要な書類をご提出ください。

申込内容に変更がある場合は、その都度必ず変更を届け出てください（P63～65参照）。

必 要 書 類	必 要 な 方
① ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書	全 員
② 保育の必要性を証明する書類	全 員
③ ◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表	兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方
④ ご家族に関する書類	ご家族に事情のある方（該当する方のみ）
⑤ お子さんに関する書類	お子さんに事情のある方（該当する方のみ）
⑥ 転入の予定を確認できる書類	中央区に転入予定の方
⑦ 申込児童の生年月日が確認できる書類	中央区に転入予定の方
⑧ 住民税課税（非課税）証明書	中央区に転入予定または 中央区外に住民登録がある保護者
⑨ 個人番号（マイナンバー）確認書類	全 員
⑩ ◆提出書類チェックシート	全 員

◎受付期間最終日時点で①と②の書類の提出がない場合は利用調整の対象になりません。

◎兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方は③を必ずご提出ください。

◎④⑤⑧については、書類の提出がない場合には利用調整に一切反映されませんのでご注意ください。（※）

※例えば、認可外保育施設に預けている旨について申込書に記載があったとしても「◆受託証明書」の提出がなければ利用調整には反映されません。

◎中央区に転入予定で申し込む方は⑥～⑧を必ずご提出ください。提出がない場合は利用調整の対象になりません。

4730

検索

ページID

「◆」の書類は区ホームページからダウンロードできます。





1章

これから保育園の申し込みをする方へ

① ◆ 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書

申し込みの基本になる書類です。P102～103に記入例がありますので、ご確認の上記入してください。

② 保育の必要性を証明する書類

保育園の申し込みに当たり、お子さんの保育が必要であることを確認するための書類です。

提出対象者：保護者全員

有効期間：利用希望月の初日から半年以内に発行された書類

(例) 令和9年4月利用申し込み ➡ 令和8年10月1日以降に発行されたものが有効

保育を必要とする事由	提出書類
就労 月48時間以上 (復職予定を含む) 〔従業員の方〕	◆就労証明書 ・区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください(P106に記入例があります。) ・就労先が複数ある場合は、就労先1カ所につき1枚ずつご提出ください。
就労 月48時間以上 (復職予定を含む) 〔 ・役員 ・自営業主 ・自営業専従者 ・家族従業者 ・業務委託 〕	①◆就労証明書 ②事業を営んでいることを証明する書類(営業証明) ・①は区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください(P106に記入例があります。) ・①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ・②は右表をご参照ください。 ・就労先が複数ある場合は、就労先1カ所につき1枚ずつご提出ください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページの写し)
疾病・負傷・障害	診断書の写し(病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されていること)
介護・看護 (常時) 〔原則として同居の親族が対象〕	①◆介護・看護に関する申立書 ②介護・看護が必要な状況がわかる書類 (診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し(両面)、ケアプラン(介護サービス計画書)など)
災害復旧	り災証明書 ・区にお問い合わせください。
求職活動	【求職活動中または保育園に入所後に求職活動予定の方】 ◆求職活動状況申立書
	【就労内定の方】 ◆就労証明書 ・詳細については「就労」の提出書類の欄をご確認ください。
学校等に在学・職業訓練 月48時間以上	①◆在学証明書 ②学生証の写し ・①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ・在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限ります。

〔妊娠が分かっている方へ〕

申し込み時に就労等の状況にある方であっても、利用希望月が妊娠・出産の認定期間に該当する場合、実際の産休取得状況にかかわらず、妊娠・出産の事由で申し込む必要があります。

現在妊娠中の方は出産(予定)月と妊娠・出産の認定期間(P11参照)を必ずご確認ください。

▶ 個人事業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」

下表のAグループ（事業の概要を確認できる書類）とBグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを1種類ずつお選びいただき、写しをご提出ください。

◎Aグループの書類の提出がない場合は、利用調整の対象になりません。

◎Bグループの書類の提出がない場合は、利用調整の指数が減算されます。

※開業直後の場合は、後日提出を前提にAグループ書類のみの提出で受付可能です。事前にご相談ください。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
A グループ	B グループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 （本人氏名の記載があるもの） 〔 直近3カ月分をご提出ください。 復職予定の方は産前産後休業前の3カ月分です。 〕
●登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ●営業許可証などの事業の許可証 ●税務署へ提出した開業届出書・青色申告承認申請書（受領印があるもの） ※電子申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受領したことを確認できる書類の提出が必要です。 ●事業の名称・所在地・内容などが分かるパンフレットやホームページ など	●出勤簿、通勤記録 など（客観性が認められるものに限る） ●給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ） など <自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可> ●営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書 など ※契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

▶ 父または母が会社命令による単身赴任となっている方（申込締切日時点で現に単身赴任となっている方のみ）

提出書類 ①◆就労証明書

現に単身赴任中であることが確認できるもの

②居住先が確認できる次のいずれかの書類（※）

ア 居住している物件の賃貸借契約書

イ 直近の公共料金支払領収証など（日付・住所が記載されているもの）

※単身赴任となった保護者が育休中の場合や、申込締切日の時点で②の書類がない場合は、利用調整基準表の優先順位3は適用されません。

※従業員（正社員）であって家族従業員等に該当しない方は②は不要です。

〈提出書類についての注意事項〉

提出された保育の必要性を証明する書類の内容が利用希望月まで変更がないことを前提に利用調整（入所選考）を行います。申込締切日から利用希望月までの間に状況が変わることが見込まれる場合は、事前にご相談ください。入所内定・入所決定後に虚偽または事実と異なる内容の記載が判明した場合は、内定取消や退園となることがあります。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

③◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表

兄弟姉妹で入所（転園）の申し込みをする場合「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」が必要となります。
兄弟姉妹で内定する際の園の組み合わせは、本確認表を基に決定しますので、必ず記載の各申込条件をご確認の上、希望する条件を選択してご提出ください。

④ご家族に関する書類（該当する方のみ）

ご家庭の状況に合わせて下表の書類の写しをご提出ください。
利用調整において加算や優先の対象となる場合であっても、書類の提出がなければ適用されません。

ひとり親家庭(※1) (いずれかひとつ)	●戸籍全部事項証明書 ●児童扶養手当証書 ●ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）医療証 ●児童育成手当認定通知書 ●児童育成手当受給者証明書（※2） ●事件係属証明書（調停期日通知書） （調停期日通知書は調停が係属中と判断できる書類に限ります。） ●大使館発行の独身証明書（和訳されたもの）
保護者やお子さん（兄弟・姉妹含む）が障害者手帳・証書などを所持している家庭（両面）	●身体障害者手帳 ●愛の手帳（療育手帳） ●精神障害者保健福祉手帳 ●特別児童扶養手当受給証明書 ●障害基礎年金証書 ※障害福祉サービス等の受給者証は対象外です。
令和8年1月1日現在、 日本に住民登録がない方 （令和9年4月～ 8月利用調整）	●令和7年1～12月の「◆年間収入申告書」 ●会社発行の給与支給証明書など
令和9年1月1日現在、 日本に住民登録がない方 （令和9年9月～ 令和10年2月利用調整）	●令和8年1～12月の「◆年間収入申告書」 ●会社発行の給与支給証明書など
生活保護を受けている方	●生活保護受給証明書

◎「◆年間収入申告書」が必要となる方で、対象となる期間に収入がない方は「◆年間収入申告書」に「収入0円」と記入してご提出ください。

※1 ひとり親家庭とは、原則として住民票および戸籍上で婚姻（事実婚含む）をしておらず、1人で子どもを育てている状態を指します。

※2 発行は子ども子育て支援課子育て給付係に依頼してください。

電話 03（3546） 5350・5351

⑤ お子さんに関する書類（該当する方のみ）

お子さんの状況に合わせて、下表の書類をご提出ください。

東京都認証保育所・企業主導型保育事業所・認可外保育施設・一時預かり・ベビーシッターにお子さんを預けているとき	◆ 受託証明書 ◎入所希望月まで継続して利用予定の方のみご提出ください。 ◎一時預かり・ベビーシッターを利用しているときは、<u>申込締切日まで預けている実績が分かる書類を添付してください。</u> 申込時に予約表を提出している場合は、実績が分かる書類を後日速やかにご提出ください。 ◎ベビーシッターは、国が認める基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たす旨の証明書の交付を受けている事業者または全国保育サービス協会、東京都ベビーシッター利用支援事業に登録がある方に限ります。
お子さんの健康・発達で気になることがあるとき（P56参照）	◆ 健康状態調査書 ◎配慮が必要な場合は申込前に保育入園係にご相談ください。

⑥ 転入の予定を確認できる書類（中央区に転入予定の方）

利用希望月の前月末までに転入することがわかる下表の書類をご提出ください。

- ①◆中央区への転入誓約書
- ②不動産の売買（賃貸借）契約書の写し
 - ①は転入予定日、転入先住所、転入者全員分の氏名が明記されていることが必要です。
 - ②の提出ができない場合は、①の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。
 - ②の書類に記載された引き渡し日が変更となった場合は、上記の書類に加え「引き渡し日が変更になったことがわかる書類（不動産会社発行のもの）」をご提出ください。

◎利用希望月の申込期限までに上記書類の提出ができない場合（不備がある場合を含む。）は、ご相談ください。

⑦ 申込児童の生年月日が確認できる書類（中央区に転入予定の方）

下表の①、②のいずれかをご提出ください。

- ①母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済の証明があるページの写し）
- ②P18⑨記載の「本人確認」書類の写し
 - ②は申込児童の氏名および生年月日が確認できる部分の写しをご提出ください。

⑧ 住民税課税（非課税）証明書（中央区に転入予定または中央区外に住民登録がある保護者）

下表の書類をご提出ください。提出がない場合、「利用調整基準表（P38～40）優先順位12番」は適用されません。

令和9年4月～8月利用調整	●令和8年度住民税課税（非課税）証明書 ※令和8年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行可能です。
令和9年9月～令和10年2月利用調整	●令和9年度住民税課税（非課税）証明書 ※令和9年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行可能です。

※「◆年間収入申告書」または「生活保護受給証明書」を提出した保護者については不要です。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

⑨ 個人番号（マイナンバー）確認書類

「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」を提出する際は、マイナンバーを記載していただくとともに、「個人番号（マイナンバー）確認」と「本人確認」が必要となります。

中央区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島・晴海特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島・晴海保健センターに申し込みされる方は、以下の書類を窓口で提示してください。

申込書類を保育園に提出する場合、郵送で提出する場合、または中央区に在勤・在学されており他自治体に提出する場合は、申込書類と一緒に以下の書類の写しを封筒などに入れ、封をしてご提出ください。

保護者（父母）本人が申し込みする場合（代表して申し込みされる方の分のみ必要です。）

個人番号（マイナンバー） 確認書類	個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
「本人確認」書類	【顔写真付証明書】（以下のうち1種類必要です。） 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 など 【顔写真なし証明書】（以下のうち2種類必要です。） 健康保険の資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書 など ◎ 郵送などで写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキング（黒で塗りつぶすこと）した上で提出してください。 ◎ 被保険者証（国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療）、組合員証（共済組合等）については、令和7年12月1日をもって、本人確認書類として使用できなくなりました。

保護者（父母）以外の方が申し込みする場合

◆委任状

- 申込者（保護者のうちいずれか）の番号確認書類
個人番号（マイナンバー）確認書類のうち、いずれか1種類の写し
- 代理人の本人確認書類
「本人確認」書類を参照

⑩ ◆ 提出書類チェックシート

- 提出書類に不備が生じないよう確認するシートです。
- 調整指数・優先順位に関する書類などが不足している場合、利用調整基準表の調整指数・優先順位は適用されません。そのため必ず本シートにて必要書類を確認し、申込書などの書類と併せて本シートをご提出ください。

5 出生予定のお子さんの申し込みについて

2月・4月入所申し込みについては、申込締切日時点で出生していなくても保育園の入所申し込みが可能です。

令和9年2月入所申し込み対象者→令和8年12月6日までに出生予定のお子さん

令和9年4月入所申し込み対象者→令和9年2月3日までに出生予定のお子さん

申し込みに必要な書類

- ①通常の申し込みに必要な書類（P13～18参照）
- ②母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページの写し）

出生後に提出する書類

- ①◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
- ②母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済の証明があるページの写し）

注意事項

- ・利用希望月の1日時点で生後57日に満たない場合、内定した場合でも内定取消となります。
※その後、改めて満たす月から利用調整を行います。
- ・入所が内定しても出生の確認が取れない場合は、内定取消となります。
お子さんが産まれ、出生の届出をされましたら、速やかに上記「出生後に提出する書類」を提出してください。



3 中央区の保育園と保育事業にはどのようなものがありますか？

1 中央区保育園の一覧です

①京橋地域 保育園一覧

この表の定員は令和9年4月1日現在のものです。年度途中で変更となる場合があります。

種別	No.	保育園名	運営者	所在地	最寄り駅 (駅入口までの徒歩時間)	電話 番号	R9.4.1 現在の定員（人）										開所時間 (延長含む)
							合計 (延長除く)	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	延長		
								57日	7か月								
区立認可保育所	1	桜川保育園	中央区	入船 1-1-13	八丁堀駅（3分）	3553-0020	139	7	4	20	21	29	29	29	10	7:30～19:30	
	2	明石町保育園	中央区	明石町 12-1	築地駅（5分）、 新富町駅（7分）	3542-0020	126	-	11	19	23	23	25	25	10	7:30～19:30	
	3	築地保育園	中央区	築地 4-15-1	東銀座駅（5分）、 築地駅（6分）	3543-3156	111	-	11	20	20	20	20	20	10	7:30～19:30	
	4	八丁堀保育園	㈱ベネッセスタイルケア	八丁堀 4-5-10	八丁堀駅（1分）	3537-6551	79	4	2	9	16	16	16	16	20	7:30～19:30	
私立認可保育所	5	まなびの森保育園 銀座	㈱こどもの森	銀座 1-12-6	銀座一丁目駅（2分）	6264-4645	90	6		16	17	17	17	17	25	7:30～20:30	
	6	ブライト保育園 東京入船	(有)済聖会	入船 3-5-10 藤和入船ビル 2F	新富町駅（5分）	5540-0190	40	-	-	8	8	8	8	8	12	7:30～19:30	
	7	TK チルドレンズ ファーム湊校	㈱ティー・ケイオフィス	湊 1-2-9 TK 1712ビル 1～4F・B1F	八丁堀駅（3分）	6222-9440	60	-	6	11	11	11	10	11	11	7:30～19:30	
	8	ぼけっとランド 明石町保育園	学三幸学園	明石町 7-15 ばばす明石ビル 2・3F	築地駅（5分）、 新富町駅（5分）	5148-1102	91	-	-	16	18	19	19	19	20	7:30～19:30	
	9	さくらさくみらい 新富町	㈱さくらさくみらい	築地 3-1-12 ﾌｨﾙ・ﾊﾞｰﾝ TOKYO GINZA Shintomi.Lab1～3F	新富町駅（1分）	6260-4838	50	-	-	10	10	10	10	10	11	7:30～19:30	
	10	さくらさくみらい 築地	㈱さくらさくみらい	築地 3-10-7	築地駅（1分）	6264-1439	45	-	-	6	9	11	8	11	11	7:30～19:30	
	11	太陽の子 新川保育園	HITOWAキッズライフ㈱	新川 1-24-1 DAIHO ANNEX 2F	茅場町駅（7分）	6222-6611	66	6		12	12	12	12	12	20	7:30～19:30	
	12	アイگران 保育園新川	㈱アイگران	新川 1-26-9 新川177ビル 1・2F	八丁堀駅（7分）	5542-0848	70	6		12	13	13	13	13	15	7:30～19:30	
	13	ミアヘルサ保育園 ひびき八丁堀	ミアヘルサ㈱	新川 2-30-3 NMビル 1～4F	八丁堀駅（7分）	6262-8715	70	3	3	14	14	13	13	10	15	7:30～19:30	
区立認定こども園	14	京橋こども園	㈱小学館アカデミー	京橋 2-17-7	宝町駅（2分）、 京橋駅（6分）	3564-5531	60	-	6	10	11	11	11	11	10	7:30～22:00	
私立認定こども園	15	昭和こども園	(有)東京児童協会	八重洲 2-1-4 八重洲セントラルビル B2F～3F	東京駅（3分）	5542-1731	66	-	-	12	12	14	14	14	15	7:30～19:30	
地域型 保育事業	16	キャリア保育園 八丁堀 (小規模保育事業)	スリーシーズ㈱	湊 1-2-2 大倉ビル 1F	八丁堀駅（3分）	6228-3426	18	3		7	8	認可保育所・進級園についての二次元コードをご確認ください。			3	7:30～19:30	
	17	Kuukids (クーキッズ) (事業所内保育事業)	運営：㈱アルビオン 委託先：㈱ボピンスエ デュケア	銀座 1-19-7 JRE 銀座一丁目 イースビル 1F	宝町駅（5分）、東銀座駅 （10分）、新富町駅（5分）、 銀座一丁目駅（10分）	5524-2867	12	-	4	4	4	認可保育所・進級園についての二次元コードをご確認ください。			8	8:00～21:00	

※ 1 建物共有場合があります。
※ 2 園により利用の条件がある場合があります。
※ 3 対応できる内容は園により異なります。また、園の状況により○でも受け入れができない場合があります。

○築地保育園は都市高速道路晴海線の整備による影響などのため、将来的に移転の可能性があります。
○八丁堀保育園、京橋こども園は、指定管理者制度を活用した公設民営園です。
○Kuukidsの問い合わせは、施設長宛てに午前 10 時～午後 5 時の間に連絡してください。
○昭和こども園に隣接する城東小学校の通学区域外にお住まいの方は、昭和こども園の卒園を理由に城東小学校へ入学することはできません。区立小学校の就学に関することは学務課学事係 (3546) 5514 へお問い合わせください。
○すべての園で進級時に必要な定員枠は確保されます。



施設の詳細情報（紹介動画・HP等）はこちら

二次元コードを読み取ると、各園の紹介動画やホームページをご覧ください。



認可保育所
進級園について



認定こども園



小規模
保育事業



事業所内
保育事業

令和 8 年 6 月 1 日現在

開設 年月日	園舎概要	延床 面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	エレ ベーター ※ 1	送迎時の 駐輪 スペース ※ 2	日中の ベビー カー 置場 ※ 2	おむつの 準備・処分	布団カバー準備 週初め週末の布団カバーの 付け外し 週末の布団カバーの洗濯	連絡ツール アプリ	制服	医療的ケア 児受け 入れ体制 の目安 ※ 3	看護 師 配 置 (人)
S48.5.1	6 階建 1・2 階部分	1,510	564	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
S36.4.1	6 階建 1 階部分	1,307	375	-	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	2
S55.5.1	4 階建 1 階部分	1,046	532	-	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
H16.8.1	3 階建 専用建物	798	180	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：園	○	-	○	1
R2.4.1	3 階建 専用建物	1,076	197	○	○	○	準備：サブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：園	○	-	○	1
H28.4.1	5 階建 2 階部分	259	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者（園貸与あり） 付け外し：園または子ども 洗濯：保護者	○	3～5歳児 (14,861 円～)	-	-
H31.4.1	6 階建 地下 1 ～ 4 階部分	545	×	○	○	○	準備：サブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H26.4.1	3 階建 2・3 階部分	719	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園、保護者、子ども 洗濯：保護者	○	-	○	1
R5.4.1	13 階建 1 ～ 3 階部分	470	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
R3.4.1	3 階建 専用建物	381	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H26.4.1	8 階建 2 階部分	524	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：園	○	-	-	1
H29.4.1	8 階建 1・2 階部分	511	×	×	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
H29.4.1	5 階建 1 ～ 4 階部分	667	×	○	○	×	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H25.10.1	5 階建 3・4・5 階 部分	1,378	225	○	○	○	準備：保護者 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
R5.4.1	7 階建 2・3 階部分	904	×	○	○	○	準備：保護者 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
H27.4.1	3 階建 1 階部分	77	×	-	×	×	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	-
H27.4.1	9 階建 1 階部分	279	×	-	×	○	準備：園（無料） 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：園	○	-	-	-



施設の詳細情報（紹介動画・HP等）はこちら
二次元コードを読み取ると、各園の紹介動画やホームページをご覧いただけます。



認可保育所

令和 8 年 6 月 1 日現在

②日本橋地域 保育園一覧

この表の定員は令和9年4月1日現在のものです。年度途中で変更となる場合があります。

種別	No.	保育園名	運営者	所在地	最寄り駅 (駅入口までの徒歩時間)	電話 番号	R9.4.1 現在の定員 (人) (分園の [] は本園を再掲)										開所時間 (延長含む)
							合計 (延長除く)	0 歳児		1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	延長		
								57 日	7 か 月								
区立認可保育所	18	十思保育園	(有)清香会	日本橋小伝馬町 5-1 十思町17 3F	小伝馬町駅 (3 分)	5651-3915	94	-	12	13	15	18	18	18	20	7:30 ~ 19:30	
	19	堀留町保育園	㈱ベネッセスタイルケア	日本橋堀留町 1-1-1 日本橋保健ビル 2F	小伝馬町駅 (5 分)、人形町駅 (5 分)、新日本橋駅 (6 分)、三越前駅 (10 分)	5641-0125	81	-	9	12	12	16	16	16	20	7:30 ~ 19:30	
	20	人形町保育園	中央区	日本橋人形町 2-14-5	人形町駅 (3 分)、 水天宮前駅 (1 分)	3669-3450	102	-	12	15	17	18	20	20	10	7:30 ~ 19:30	
	21	日本橋保育園	中央区	日本橋蛸殻町 1-1-2	茅場町駅 (6 分)、 水天宮前駅 (4 分)	3666-9584	89	-	7	12	17	17	18	18	10	7:30 ~ 19:30	
	22	浜町保育園	中央区	日本橋浜町 3-37-1	浜町駅 (6 分)、 水天宮前駅 (9 分)、 人形町駅 (12 分)	3668-2353	120	7	5	18	21	21	24	24	10	7:30 ~ 19:30	
私立認可保育所	23	にしいろ保育園 小伝馬町	ライクキッズ㈱	日本橋小伝馬町 13-7 銀泉日本橋小伝馬ビル 1 ~ 4F	小伝馬町駅 (1 分)	3527-2484	66	2	3	10	12	13	13	13	10	7:30 ~ 19:30	
	24	ほっぺるランド 日本橋堀留町	㈱テクノ・コーポレーション	日本橋堀留町 2-8-4 日本橋コビル 1F	人形町駅 (3 分)	6661-7579	70	-	9	11	12	12	13	13	15	7:30 ~ 19:30	
	25	さくらさくみらい 人形町	㈱さくらさくみらい	日本橋富沢町 2-6	人形町駅 (2 分)	6231-0597	70	3	3	12	14	14	10	14	11	7:30 ~ 19:30	
	26	まちのてらこや 保育園	㈱サムライウーマン	日本橋富沢町 4-1 ミナビル 1・2F	人形町駅 (3 分)	6661-2216	30	-	-	6	6	6	6	6	8	7:30 ~ 19:30	
	27	アイグラン保育園 日本橋	㈱アイグラン	日本橋富沢町 9 ~ 10 稲村ビル 1F	東日本橋駅 (4 分)	6264-9465	60	9		10	10	10	10	11	15	7:30 ~ 19:30	
	28	かふう保育園 日本橋	(有)幸福義会	日本橋富沢町 10-18 日本橋富沢町ビル 2F	小伝馬町駅 (8 分)	6661-7087	61	1	5	11	11	11	11	11	11	7:30 ~ 19:30	
	29	モニカ人形町園	㈱モニカ	日本橋人形町 3-4-8 7ビルコート日本橋人形町 1 ~ 4F	人形町駅 (1 分)	6264-9244	60	-	-	12	12	12	12	12	10	7:30 ~ 19:30	
	30	グローバルキッズ かきから園	㈱グローバルキッズ	日本橋蛸殻町 1-16-11 EDGE 日本橋蛸殻町 1・2F	水天宮前駅 (5 分)	3666-5411	45	-	-	9	9	9	9	9	10	7:30 ~ 19:30	
	31	アイグラン保育園 水天宮	㈱アイグラン	日本橋蛸殻町 1-29-9 オアシス水天宮ビル 1・2F	水天宮駅 (1 分)	6264-9202	80	9		15	15	15	16	10	10	7:30 ~ 19:30	
	32	キッズラボ水天宮 前園	キッズラボ㈱	日本橋蛸殻町 1-35-5 オアシス水天宮前 1・2F・B1F	水天宮前駅 (1 分)	5643-8484	44	-	-	8	9	10	9	8	10	7:30 ~ 19:30	
	33	キッズラボ水天宮 前園分園	キッズラボ㈱	日本橋蛸殻町 1-25-7 澤田ビル 1F	水天宮前駅 (4 分)	5643-8484	6	6		-	-	-	-	-	[10]	7:30 ~ 19:30	
	34	THREE STAR NURSERY 蛸殻町園	STAR. C㈱	日本橋蛸殻町 2-15-5 水天宮 CPビル 1 ~ 4F	水天宮前駅 (4 分)	6661-7945	110	6	6	20	22	22	14	20	20	7:30 ~ 19:30	
	35	コピープリスクール はこざき	㈱コピーアンドアソシ エイツ	日本橋箱崎町 17-9 箱崎升喜ビル 1・2F	水天宮前駅 (5 分)	6661-7046	70	6		11	12	13	14	14	20	7:30 ~ 20:30	

- ※ 1 建物共有場合があります。
※ 2 園により利用の条件がある場合があります。
※ 3 対応できる内容は園により異なります。また、園の状況により〇でも受け入れができない場合があります。

○十思保育園、堀留町保育園は、指定管理者制度を活用した公設民営園です。
○堀留町保育園は令和 9 年 1 月まで大規模改修工事が行われる予定です。
○すべての園で進級時に必要な定員枠は確保されます。

開設 年月日	園舎概要	延床 面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	エレ ベーター ※ 1	送迎時の 駐輪 スペース ※ 2	日中の ベビー カー 置場 ※ 2	おむつの 準備・処分	布団カバー準備 週初め週末の布団カバーの 付け外し 週末の布団カバーの洗濯	連絡ツール アプリ	制服	医療的ケア 児受け 入れ体制 の目安 ※ 3	看護 師 配 置 (人)
H21.8.1	3 階建 3 階部分	1,066	558	○	○	○	準備：保護者 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園または保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
H23.1.1	12 階建 2 階部分	852	21	×	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：園	○	-	○	1
S50.5.1	9 階建 1 ～ 4 階部分	1,316	198	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
S41.9.1	2 階建 専用建物	950	297	×	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
S54.6.1	5 階建 1 階部分	1,021	477	-	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
H29.9.1	4 階建 1（一部）～ 4 階部分	838	152	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者（園貸与あり） 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
H25.4.1	7 階建 1 階部分	424	×	-	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：ー 洗濯：保護者	○	-	○	1
H29.4.1	4 階建 専用建物	779	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
R2.4.1	6 階建 1・2 階部分	214	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者（園指定品購入） 付け外し：園 洗濯：園	○	-	-	-
H27.4.1	7 階建 地下 1 ～ 1 階部分	432	×	×	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
H29.4.1	7 階建 2 階部分	404	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H27.4.1	9 階建 1 ～ 4 階部分	560	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H26.4.1	10 階建 1・2 階部分	259	×	×	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H27.9.1	7 階建 1・2 階部分	745	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R3.4.1	14 階建 1・2 階部分	272	×	○	○	○	準備：保護者（1 歳児のみ 園（無料）） 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
R3.4.1	6 階建 1 階部分	66	×	-	×	○	準備：園（無料） 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	[1]
H30.4.1	6 階建 1 ～ 4 階部分	996	×	○	○	○	準備：保護者 処分：園（無料）	準備：園または保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	-
H27.4.1	6 階建 1・2 階部分	494	×	×	×	○	準備：サブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	3 ～ 5 歳児 （男児 :38,000 円程度） （女児 :26,500 円程度）	-	-



②日本橋地域 保育園一覧

この表の定員は令和9年4月1日現在のものです。年度途中で変更となる場合があります。

種別	No.	保育園名	運営者	所在地	最寄り駅 (駅入口までの徒歩時間)	電話 番号	R9.4.1 現在の定員（人） (分園の〔 〕は本園を再掲)										開所時間 (延長含む)
							合計 (延長除く)	0 歳児		1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	延長		
								57 日	7 か 月								
私立認可 保育所	36	テンダーラピング 保育園東日本橋	㈱テンダーラピングケ アサービス	東日本橋 1-4-6 東日本橋一丁目ビル 1・2F	東日本橋駅 (3 分)	5825-4324	70	-	-	13	13	14	15	15	15	7:30 ～ 19:30	
	37	ミアヘルサ保育園 ひびき東日本橋	ミアヘルサ㈱	東日本橋 1-5-13 ㊿東日本橋ビル 1 ～ 4F	東日本橋駅 (2 分)	5829-8581	45	-	-	12	12	12	3	6	20	7:30 ～ 19:30	
	38	ほっぺるランド 東日本橋	㈱テノ. コーポレーショ ン	東日本橋 3-3-3 Anela ビル 1 ～ 3F	馬喰横山駅 (1 分)、 馬喰町駅 (1 分)、 東日本橋駅 (5 分)、 小伝馬町駅 (7 分)	5962-3841	71	-	6	12	12	13	14	14	10	7:30 ～ 19:30	
	39	さくらさくみらい 東日本橋	㈱さくらさくみらい	東日本橋 3-6-15	馬喰横山駅 (2 分)	6661-9939	60	2	4	10	10	11	11	12	11	7:30 ～ 19:30	
	40	ナーサリールーム ベリーベアー 日本橋	アイル㈱	日本橋久松町 9-4	人形町駅 (5 分)	5847-4067	70	-	-	12	13	15	15	15	10	7:30 ～ 19:30	
	41	AIAI NURSERY 日本橋浜町	AIAI Child Care ㈱	日本橋浜町 1-9-12 日本橋アラビビル 2F	浜町駅 (5 分)	5829-5815	40	-	4	8	8	10	5	5	10	7:30 ～ 19:30	
	42	キッズハウス 浜町公園	㈱信和会	日本橋浜町 2-44-4 第 17 村上ビル 1・2F	浜町駅 (1 分)	6264-9870	30	-	-	-	-	10	10	10	10	7:30 ～ 19:30	
	43	キッズハウス 浜町公園分園	㈱信和会	日本橋浜町 2-29-6 河合ビル 1F・B1F	浜町駅 (3 分)	6264-9177	18	-	3	7	8	-	-	-	[10]	7:30 ～ 19:30	
	44	グローバルキッズ 浜町園	㈱グローバルキッズ	日本橋浜町 3-40-3 A-カールズ 日本橋浜町 ザ・レジデンス 1・2F	浜町駅 (4 分)	6661-7287	35	-	-	5	6	7	7	10	10	7:30 ～ 19:30	
	45	EDO 日本橋 保育園	㈱東京児童協会	日本橋 3-15-10	日本橋駅 (5 分)	6262-5971	60	-	5	11	11	11	11	11	15	7:30 ～ 19:30	
	46	ほっぺるランド 茅場町	㈱テノ. コーポレーショ ン	日本橋茅場町 2-16-6	茅場町駅 (1 分)	6810-7630	45	-	-	10	12	11	6	6	12	7:30 ～ 19:30	
私立認定 こども園	47	阪本こども園	学渋谷教育学園	日本橋兜町 15-18	茅場町駅 (3 分)、 日本橋駅 (4 分)	6661-1176	63	-	-	12	12	12	15	11	7:30 ～ 19:30		

- ※ 1 建物共有場合があります。
※ 2 園により利用の条件がある場合があります。
※ 3 対応できる内容は園により異なります。また、園の状況により○でも受け入れができない場合があります。

○阪本こども園は、幼稚園と保育所が一体となった運営を行う私立の幼保連携型認定こども園となりますので、保育料以外の費用を施設に確認し、ご理解の上お申し込みください。
○すべての園で進級時に必要な定員枠は確保されます。

施設の詳細情報（紹介動画・HP等）はこちら

二次元コードを読み取ると、各園の紹介動画やホームページ
をご覧いただけます。



認可保育所



認定こども園

令和 8 年 6 月 1 日現在

開設 年月日	園舎概要	延床 面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	エレ ベーター ※ 1	送迎時の 駐輪 スペース ※ 2	日中の ベビー カープ場 ※ 2	おむつの 準備・処分	布団カバー準備 週初め週末の布団カバーの 付け外し 週末の布団カバーの洗濯	連絡ツール アプリ	制服	医療的ケア 児受け 入れ体制 の目安 ※ 3	看護 師 配 置 (人)
H28.4.1	8 階建 1・2 階部分	460	×	×	○	○	準備：サブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
H26.4.1	5 階建 1 ～ 4 階部分	521	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R2.10.1	8 階建 1 ～ 3 階部分	502	×	○	○	○	準備：サブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：- 洗濯：保護者	○	-	-	1
R1.10.1	4 階建 専用建物	491	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
H31.4.1	5 階建 専用建物	509	×	○	×	○	準備：保護者 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	-	1
R1.10.1	7 階建 2 階部分	383	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：- 洗濯：保護者	○	-	-	1
H28.4.1	5 階建 1・2 階部分	178	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○（登降園 管理・園から のお知らせ）	-	-	1
H28.4.1	5 階建 1 階部分	219	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	[1]
R4.4.1	11 階建 2 階部分	451	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R2.4.1	3 階建 専用建物	603	153	○	○	○	準備：保護者 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
R3.4.1	4 階建 1 ～ 3 階部分	467	×	○	○	×	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：- 洗濯：保護者	○	-	○	1
R3.4.1	7 階建 1 階部分	832	479	-	○	○	準備：保護者 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	3 ～ 5 歳児 (55,000 ～ 60,000 円程度 体操服などを含む)	-	1



施設の詳細情報（紹介動画・HP等）はこちら

二次元コードを読み取ると、各園の紹介動画やホームページをご覧いただけます。



認可保育所

令和 8 年 6 月 1 日現在

③月島地域 保育園一覧

この表の定員は令和9年4月1日現在のものです。年度途中で変更となる場合があります。

種別	No.	保育園名	運営者	所在地	最寄り駅 (駅入口までの徒歩時間)	電話 番号	R9.4.1 現在の定員 (人) (分園の [] は本園を再掲)										開所時間 (延長含む)
							合計 (延長除く)	0 歳児		1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	延長		
								57 日	7 か 月								
区立認可保育所	48	つくだ保育園	中央区	佃 2-2-2	月島駅 (5 分)	3531-3595	130	-	13	19	24	24	25	25	10	7:30 ~ 19:30	
	49	月島保育園	中央区	月島 2-10-3	月島駅 (1 分)	3531-6933	124	7	5	18	22	22	25	25	10	7:30 ~ 19:30	
	50	かちどき西保育園	中央区	勝どき 1-8-1 勝どきビル 3F	勝どき駅 (1 分)	3534-7681	114	7	5	16	20	21	21	24	10	7:30 ~ 19:30	
	51	勝どき保育園	中央区	勝どき 1-4-1	勝どき駅 (1 分)	3531-5901	141	-	13	20	23	28	28	29	10	7:30 ~ 19:30	
	52	晴海保育園	中央区	晴海 1-5-15	月島駅 (8 分)	3533-1463	107	-	11	16	20	20	20	20	10	7:30 ~ 19:30	
私立認可保育所	53	さくらさくみらい 佃	株さくらさくみらい	佃 1-4-8	月島駅 (4 分)	5547-4139	40	-	-	9	12	11	6	2	11	7:30 ~ 19:30	
	54	さくらさくみらい つくだ大通り	株さくらさくみらい	佃 1-10-7 コナール月島 1 ~ 3F	月島駅 (3 分)	5859-5139	40	-	-	10	11	12	2	5	11	7:30 ~ 19:30	
	55	ほっぺるランド佃	株テクノ・コーポレーション	佃 1-11-8 ビル 2F・サウスゲート 2F	月島駅 (7 分)	3532-5230	70	-	6	12	12	13	13	14	20	7:30 ~ 19:30	
	56	インターナショナル 保育所まあむ 月島駅前園	株 W I T H	佃 2-10-9 ライオン 月島 1F	月島駅 (2 分)	3520-8600	39	-	-	-	13	13	13	11		7:30 ~ 20:30	
	57	インターナショナル 保育所まあむ 月島駅前園分園	株 W I T H	月島 1-3-14 ドック月島 1F	月島駅 (2 分)	5166-7541	30	5		12	13	-	-	-	[11]	7:30 ~ 20:30	
	58	みちてる保育園	(株)道輝会	佃 2-22-2	月島駅 (5 分)	3531-8809	64	6		10	12	12	12	12	18	7:30 ~ 19:30	
	59	ほっぺるランド 相生橋つくだ	株テクノ・コーポレーション	佃 3-2-11 IAI 月島 1 ~ 3F	月島駅 (2 分)	3520-9301	43	-	-	12	12	11	4	4	10	7:30 ~ 19:30	
	60	ほっぺるランド 佃大橋	株テクノ・コーポレーション	月島 1-1-13 アライア月島 1・2F	月島駅 (3 分)	5859-0571	38	-	-	10	10	7	5	6	12	7:30 ~ 19:30	
	61	太陽の子 月島保育園	HITOWA キッズライフ株	月島 1-5-2 サウスゲート 2F	月島駅 (3 分)	5547-8343	95	-	9	16	16	18	18	18	20	7:30 ~ 19:30	
	62	インターナショナル アンジェリカ 月島保育園	株アンジェリカ	月島 2-13-5 サウスゲート 1 ~ 3F	月島駅 (1 分)	6204-9344	90	-	-	20	20	20	17	13	11	7:30 ~ 19:30	
	63	クオリスキッズ 月島保育園	株クオリス	月島 3-16-1 アライア月島 1 ~ 3F	月島駅 (4 分)	6910-1417	60	-	-	16	17	17	7	3	10	7:30 ~ 19:30	
	64	さくらさくみらい 西仲通り	株さくらさくみらい	月島 3-18-1 サウスゲート 月島 2 F	月島駅 (6 分)	6457-9539 (開設準備室)	99	3	6	18	18	18	18	18	11	7:30 ~ 19:30	
	65	月島雲母保育園	株モード・プランニング・ジャパン	月島 3-26-11 サウスゲート 月島 1F	勝どき駅 (6 分)	6864-9810	60	-	5	11	11	11	11	11	15	7:30 ~ 19:30	
	66	さくらさくみらい 東仲通り	株さくらさくみらい	月島 4-3-14	月島駅 (3 分)	5534-9439	60	-	-	13	13	15	10	9	11	7:30 ~ 19:30	

※ 1 建物共有場合があります。
※ 2 園により利用の条件がある場合があります。
※ 3 対応できる内容は園により異なります。また、園の状況により○でも受け入れができない場合があります。

○すべての園で進級時に必要な定員枠は確保されます。

開設 年月日	園舎概要	延床 面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	エレ ベーター ※ 1	送迎時の 駐輪 スペース ※ 2	日中の ベビー カー 置場 ※ 2	おむつの 準備・処分	布団カバー準備 週初め週末の布団カバーの 付け外し 週末の布団カバーの洗濯	連絡ツール アプリ	制服	医療的ケア 児受け 入れ体制 の目安 ※ 3	看護 師 配 置 (人)
H2.4.1	20 階建 1・2 階部分	1,516	462	×	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
S39.9.1	3 階建 1・2 階部分	1,305	392	×	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
S52.9.1	55 階建 3 階部分	1,471	388	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
S36.4.1	13 階建 1・2 階部分	1,479	351	×	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	2
S45.6.1	6 階建 1 階部分	952	345	-	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	○	1
R3.10.1	4 階建 専用建物	444	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R4.4.1	7 階建 1 ~ 3 階部分	519	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H29.10.1	40 階建 2 階部分	684	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：- 洗濯：保護者	○	-	○	2
H28.4.1	2 階建 1 階部分	170	×	-	×	×	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園または子ども 洗濯：保護者	○	-	-	1
H28.4.1	12 階建 1 階部分	157	×	-	×	×	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	[1]
S44.4.1	5 階建 専用建物	821	219	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
R5.4.1	11 階建 1 ~ 3 階部分	629	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：- 洗濯：保護者	○	-	○	1
R3.10.1	10 階建 1・2 階部分	492	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：- 洗濯：保護者	○	-	○	1
H25.9.1	53 階建 2 階部分	541	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：園	○	-	-	1
H26.4.1	3 階建 1 ~ 3 階部分	610	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R4.10.1	9 階建 1 ~ 3 階部分	566	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R9.4.1 開所予定	地下2階 地上58階建	700	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H31.4.1	10 階建 1 階部分	394	×	-	○	×	準備：保護者またはサブスク 処分：園（有料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○（園からの お知らせのみ）	-	-	1
R3.4.1	4 階建 専用建物	525	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1



施設の詳細情報（紹介動画・HP等）はこちら

二次元コードを読み取ると、各園の紹介動画やホームページをご覧いただけます。



認可保育所
進級園について

令和 8 年 6 月 1 日現在

③月島地域 保育園一覧

この表の定員は令和9年4月1日現在のものです。年度途中で変更となる場合があります。

種別	No.	保育園名	運営者	所在地	最寄り駅 （駅入口までの徒歩時間）	電話 番号	R9.4.1 現在の定員（人） （分園の〔 〕は本園を再掲）										開所時間 （延長含む）
							合計 （延長除く）	0 歳児		1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	延長		
								57 日	7 か 月								
私立認可 保育所	67	さくらさくみらい 月の岬	㈱さくらさくみらい	月島 4-4-11	月島駅（4 分）	3520-9833	60	-	-	13	13	13	9	12	11	7:30 ～ 19:30	
	68	月島聖ルカ保育園 （園）ひかりの子		月島 4-5-8	月島駅（5 分）	3533-6231	96	9		18	18	18	17	16	20	7:15 ～ 19:15	
	69	勝どきちとせ 保育園	（園）ちとせ交友会	勝どき 2-16-3	勝どき駅（7 分）	3536-1233	70	-	6	12	12	14	13	13	15	7:30 ～ 19:30	
	70	まなびの森保育園 勝どき	㈱こどもの森	勝どき 3-3-7 カンパイル 2F	勝どき駅（5 分）	6220-8786	70	6		12	12	13	13	14	15	7:30 ～ 20:00	
	71	ほっぺるランド 勝どき	㈱テクノ・コーポレーショ ン	勝どき 3-4-4	勝どき駅（5 分）	5859-0450	130	-	15	20	23	24	24	24	20	7:30 ～ 19:30	
	72	ほっぺるランド 清澄通り勝どき	㈱テクノ・コーポレーショ ン	勝どき 3-7-2	勝どき駅（3 分）	6910-1640	89	-	-	16	18	20	20	15	13	7:30 ～ 19:30	
	73	さくらさくみらい パークタワー 勝どき	㈱さくらさくみらい	勝どき 4-6-2 パークタワー勝どきミッド 2F	勝どき駅（1 分）	6204-2039	50	-	-	10	11	11	8	10	11	7:30 ～ 19:30	
	74	さくらさくみらい 勝どき	㈱さくらさくみらい	勝どき 4-8-4	勝どき駅（5 分）	6910-1039	60	-	-	12	12	12	12	12	11	7:30 ～ 19:30	
	75	アスク勝どき 保育園	㈱日本保育サービス	勝どき 4-8-14	勝どき駅（8 分）	3536-7402	70	9		13	13	13	12	10	15	7:30 ～ 19:30	
	76	ベネッセ勝どき 保育園	㈱ベネッセスタイルケア	勝どき 5-1-17 勝どきサ・リハ・フロント 2F	勝どき駅（6 分）	3534-7661	45	-	-	9	9	9	9	9	20	7:30 ～ 19:30	
	77	ほっぺるランド 新島橋かちどき	㈱テクノ・コーポレーショ ン	勝どき 5-2-15 EDGE 勝どき 1・2F	勝どき駅（7 分）	6228-2250	116	3	8	18	18	23	23	23	20	7:30 ～ 19:30	
	78	インターナショナル 勝どきえほん 保育園	㈱アンジェリカ	勝どき 6-1-9	勝どき駅（7 分）	6204-2401	96	6		15	18	19	19	19	20	7:30 ～ 19:30	
	79	ニチキッズ さわやか勝どき 6 丁目保育園	㈱ニチイ学館	勝どき 6-3-1 サ・トヨタワー・シーター 3F	勝どき駅（8 分）	3531-8854	45	9		18	18	-	-	-	20	7:30 ～ 19:30	
	80	ニチキッズ さわやか勝どき 6 丁目保育園分園	㈱ニチイ学館	勝どき 4-13-8	勝どき駅（5 分）	6219-6461	60	-	-	-	-	20	20	20	[20]	7:30 ～ 19:30	
	81	太陽の子晴海 トリトン保育園	HITOWA キッズライフ㈱	晴海 1-8-2 晴海トリトン17展示棟 3F	勝どき駅（6 分）	6228-2085	49	-	-	9	10	10	10	10	10	7:30 ～ 19:30	
	82	ピノキオ幼児舎 HARUMI保育園	㈱ビノコーポレーション	晴海 2-1-40 晴海アライズ17 1F	勝どき駅（10 分）	6225-0232	50	-	-	10	10	10	10	10	10	7:30 ～ 19:30	
	83	ポピンズナーサ リースクール 晴海	㈱ポピンズエデュケア	晴海 2-1-40 晴海アライズ17 2F	勝どき駅（10 分）	5547-8487	72	-	-	-	18	18	18	18	15	7:30 ～ 19:30	
	84	ポピンズナーサ リースクール 晴海分園	㈱ポピンズエデュケア	晴海 2-3-2 サ・パークス晴 海タワーティアルデンス 1F	勝どき駅（12 分）	6204-2384	24	6		18	-	-	-	-	[15]	7:30 ～ 19:30	
	85	さくらさくみらい 晴海	㈱さくらさくみらい	晴海 2-5-24 晴海セタービル 1F	勝どき駅（9 分）	3520-9811	40	3	3	10	10	8	3	3	11	7:30 ～ 19:30	

※ 1 建物共有場合があります。
※ 2 園により利用の条件がある場合があります。
※ 3 対応できる内容は園により異なります。また、園の状況により○でも受け入れができない場合があります。

◎ポピンズナーサリースクール晴海分園における延長保育は、利用児が少ない場合、本園に移動して合同で延長保育を行うことがあります。
◎すべての園で進級時に必要な定員枠は確保されます。

開設 年月日	園舎概要	延床 面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	エレ ベーター ※ 1	送迎時の 駐輪 スペース ※ 2	日中の ベビー カープ場 ※ 2	おむつの 準備・処分	布団カバー準備 週初め週末の布団カバーの 付け外し 週末の布団カバーの洗濯	連絡ツール アプリ	制服	医療的ケア 児受け 入れ体制 の目安 ※ 3	看護 師 配 置 (人)
H26.10.1	4 階建 1 ～ 3 階部分	416	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
S61.4.1	3 階建 1・2 階部分	730	253	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	-	-	1
R2.10.1	4 階建 専用建物	525	57	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H23.1.1	8 階建 2 階部分	380	×	○	○	○	準備：サブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
H26.12.1	3 階建 専用建物	898	88	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：－ 洗濯：保護者	○	-	○	1
R4.4.1	4 階建 専用建物	669	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：－ 洗濯：保護者	○	-	○	-
R6.4.1	地下 2 階 地上 45 建 2 階部分	302	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R4.10.1	4 階建 専用建物	549	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H23.4.1	2 階建 専用建物	462	147	×	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル防水シート）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	-
H29.4.1	6 階建 2 階部分	275	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：園	○	-	○	1
H30.4.1	7 階建 1・2 階部分	790	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：－ 洗濯：保護者	○	-	○	2
H30.4.1	5 階建 専用建物	672	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：－ 洗濯：保護者	○	-	○	1
H20.4.1	58 階建 3 階部分	575	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
H22.5.1	2 階建 専用建物	424	×	×	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	[1]
R4.4.1	3 階建 3 階部分	377	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル、シート）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R8.4.1	17 階建 1 階部分	324	×	-	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者またはサブスク 付け外し：園 洗濯：保護者またはサブスク	○	-	-	1
H26.4.1	17 階建 2 階部分	340	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
H28.9.1	49 階建 1 階部分	186	×	-	×	×	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
H29.10.1	10 階建 1 階部分	345	×	-	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1



施設の詳細情報（紹介動画・HP等）はこちら

二次元コードを読み取ると、各園の紹介動画やホームページをご覧いただけます。



認可保育所



認定こども園

③月島地域 保育園一覧

この表の定員は令和9年4月1日現在のものです。年度途中で変更となる場合があります。

令和 8 年 6 月 1 日現在

種別	No.	保育園名	運営者	所在地	最寄り駅 （駅入口までの徒歩時間）	電話 番号	R9.4.1 現在の定員（人） （分園の〔 〕は本園を再掲）										開所時間 （延長含む）
							合計 （延長除く）	0 歳児		1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	延長		
								57 日	7 か 月								
私立認可 保育所	86	小学館アカデミー 晴海保育園	㈱小学館アカデミー	晴海 3-6-8 スカイリッツ 2F	勝どき駅（7 分）	5547-5717	35	3	6	12	14	-	-	-	15	7:30 ～ 19:30	
	87	小学館アカデミー 晴海保育園分園	㈱小学館アカデミー	晴海 2-2-42 パークテラス 1F	勝どき駅（15 分）	5547-0127	45	-	-	-	-	15	15	15	[15]	7:30 ～ 19:30	
	88	アスク晴海3丁目 保育園	㈱日本保育サービス	晴海 3-10-1 Daiwa 晴海ビル 1F	勝どき駅（15 分）	5547-8019	45	5		8	8	8	8	8	10	7:30 ～ 19:30	
	89	ボピンスナー サリースクール ららテラス HARUMI FLAG	㈱ボピンスエデュケア	晴海 5-2-31 ららテラス HARUMI FLAG 3F	勝どき駅（16 分）	5534-9516	154	10		27	27	30	30	30	20	7:30 ～ 19:30	
	90	ボピンスナー サリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE	㈱ボピンスエデュケア	晴海 5-3-2 HARUMI FLAG PORT VILLAGE B 棟 1F	勝どき駅（13 分）	6204-2027	167	15		36	36	40	40	-	25	7:30 ～ 19:30	
	91	ボピンスナーサ リースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE 分園	㈱ボピンスエデュケア	晴海 5-3-1 HARUMI FLAG PORT VILLAGE A 棟 1F	勝どき駅（15 分）	6228-2005	40	-	-	-	-	-	-	40	[25]	7:30 ～ 19:30	
	92	にじいろ保育園 HARUMI FLAG	ライクキッズ㈱	晴海 5-5-7	勝どき駅（18 分）	6204-2435	45	-	-	9	9	9	9	9	9	10	7:30 ～ 19:30
	93	ボピンスナーサ リースクール豊海	㈱ボピンスエデュケア	豊海町41（地番）	勝どき駅（11 分）	3447-2102 （開設準備室）	71	6		13	13	13	13	13	13	15	7:30 ～ 19:30
区立認定 こども園	94	晴海こども園	ライクキッズ㈱	晴海 2-4-31	勝どき駅（12 分）	3534-3551	120	-	12	15	18	25	25	25	20	7:30 ～ 19:30	
私立認定 こども園	95	小学館アカデミー 勝どきこども園	㈱小学館アカデミー	勝どき 1-3-1 アリシアストア 勝どき 2F	勝どき駅（4 分）	5547-8550	105	-	15	18	18	18	18	18	20	7:30 ～ 19:30	
	96	渋谷教育学園 晴海西こども園	学渋谷教育学園	晴海 4-8-1	勝どき駅（12 分）	6204-2620	203	-	-	30	36	52	50	35	20	7:30 ～ 19:30	

- ※ 1 建物共有場合があります。
※ 2 園により利用の条件がある場合があります。
※ 3 対応できる内容は園により異なります。また、園の状況により○でも受け入れができない場合があります。

◎晴海こども園は、指定管理者制度を活用した公設民営園です。
◎ボピンスナーサリースクール豊海は年度内に定員を拡大予定です。（合計100人、0歳児10人、1～5歳児各18人）
◎ボピンスナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE 分園における延長保育は利用児が少ない場合、本園に移動して合同で延長保育を行うことがあります。
◎渋谷教育学園晴海西こども園は、幼稚園と保育所が一体となった運営を行う私立の幼保連携型認定こども園となりますので、保育料以外の費用を施設に確認し、ご理解の上お申し込みください。なお、晴海西小学校通学区域外にお住まいの方は、渋谷教育学園晴海西こども園の卒園を理由に晴海西小学校へ入学することはできません。区立小学校の就学に関することは学務課学事係（3546）5514 へお問い合わせください。
◎すべての園で進級時に必要な定員枠は確保されます。

開設 年月日	園舎概要	延床 面積 （㎡）	園庭面積 （㎡）	エレ ベーター ※ 1	送迎時の 駐輪 スペース ※ 2	日中の ベビー カー置場 ※ 2	おむつの 準備・処分	布団カバー準備 週初め週末の布団カバーの 付け外し 週末の布団カバーの洗濯	連絡ツール アプリ	制服	医療的ケア 児受け 入れ体制 の目安 ※ 3	看護 師 配置 （人）
R1.7.1	49 階建 2 階部分	298	×	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
R1.7.1	48 階建 1 階部分	201	×	-	○	×	準備：保護者 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
H21.10.1	12 階建 1 階部分	264	×	-	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R6.4.1	3 階建 3 階部分	1,001	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
R6.4.1	17 階建 1 階部分	988	556	-	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	2
R6.4.1	17 階建 1 階部分	336	×	-	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	-
R7.12.1	50階建 1階部分	298	×	-	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者またはサブスク 付け外し：園 洗濯：保護者またはサブスク	○	-	-	-
R9.4.1 開所予定	54階建 2 階部分	630	×	○	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備（タオル）：保護者またはサブスク 付け外し：園 洗濯：保護者またはサブスク	○	-	○	1
H24.12.1	4 階建 1・2 階部分	1,654	303	×	○	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：園が貸与 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	○	1
H27.4.1	45 階建 2 階部分	969	327	○	×	○	準備：保護者またはサブスク 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：園 洗濯：保護者	○	-	-	1
R6.4.1	6 階建 （一部） 1・2 階部分	3,390	1,528	○	○	○	準備：保護者 処分：園（無料）	準備：保護者 付け外し：保護者 洗濯：保護者	○	3～5 歳児 （55,000 ～ 60,000 円程度 体操服などを含む）	-	2



④中央区保育園一覧

地域	園名
京橋	① 桜川保育園
	② 明石町保育園
	③ 築地保育園
	④ 八丁堀保育園
	⑤ まなびの森保育園銀座
	⑥ プライト保育園東京入船
	⑦ TKチルドレンズファーム湊校
	⑧ ほけっとランド明石町保育園
	⑨ さくらさくみらい 新富町
	⑩ さくらさくみらい 築地
	⑪ 太陽の子新川保育園
	⑫ アイگران保育園新川
	⑬ ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀
	⑭ 京橋こども園
	⑮ 昭和こども園
	⑯ キャリー保育園八丁堀
	⑰ Kuukids
日本橋	⑱ 十思保育園
	⑲ 堀留町保育園
	⑳ 人形町保育園
	㉑ 日本橋保育園
	㉒ 浜町保育園
	㉓ にじいろ保育園小伝馬町
	㉔ ほっぺるランド日本橋堀留町
	㉕ さくらさくみらい 人形町
	㉖ まちのてらこや保育園
	㉗ アイگران保育園日本橋
	㉘ かふう保育園日本橋
	㉙ モニカ人形町園
	㉚ グローバルキッズかきがら園
	㉛ アイگران保育園水天宮
	㉜ キッズラボ水天宮前園
	㉝ キッズラボ水天宮前園分園
	㉞ THREE STAR NURSERY 蛸殻町園
	㉟ コピーブリスクールはこざき
	㊱ テンダーラピング保育園東日本橋
	㊲ ミアヘルサ保育園ひびき東日本橋
	㊳ ほっぺるランド東日本橋
	㊴ さくらさくみらい 東日本橋
	㊵ ナーサリールーム ベリーベアー日本橋
	㊶ AIAI NURSERY 日本橋浜町
	㊷ キッズハウス浜町公園
	㊸ キッズハウス浜町公園分園
	㊹ グローバルキッズ浜町園
	㊺ EDO 日本橋保育園
	㊻ ほっぺるランド茅場町
	㊼ 阪本こども園

地域	園名
月島	④⑧ つくだ保育園
	④⑨ 月島保育園
	⑤⑩ かちどき西保育園
	⑤⑪ 勝どき保育園
	⑤⑫ 晴海保育園
	⑤⑬ さくらさくみらい 佃
	⑤⑭ さくらさくみらい つくだ大通り
	⑤⑮ ほっぺるランド佃
	⑤⑯ インターナショナル保育所あむ月島駅前園
	⑤⑰ インターナショナル保育所あむ月島駅前園分園
	⑤⑱ みちてる保育園
	⑤⑲ ほっぺるランド相生橋つくだ
	⑥① ほっぺるランド佃大橋
	⑥② 太陽の子月島保育園
	⑥③ インターナショナルアンジェリカ月島保育園
	⑥④ クオリスキッズ月島保育園
	⑥⑤ さくらさくみらい 西仲通り
	⑥⑥ 月島雲母保育園
	⑥⑦ さくらさくみらい 東仲通り
	⑥⑧ さくらさくみらい 月の岬
	⑥⑨ 月島聖ルカ保育園
	⑥⑩ 勝どきちとせ保育園
	⑦① まなびの森保育園勝どき
	⑦② ほっぺるランド勝どき
	⑦③ ほっぺるランド清澄通り勝どき
	⑦④ さくらさくみらい パークタワー勝どき
	⑦⑤ さくらさくみらい 勝どき
	⑦⑥ アスク勝どき保育園
	⑦⑦ ペネッセ勝どき保育園
	⑦⑧ ほっぺるランド新島橋かちどき
	⑦⑨ インターナショナル勝どきえほん保育園
	⑦⑩ ニチキッズさわやか勝どき 6丁目保育園
	⑦⑪ ニチキッズさわやか勝どき 6丁目保育園分園
	⑦⑫ 太陽の子晴海トリトン保育園
	⑦⑬ ピノキオ幼児舎HARUMI保育園
	⑦⑭ ポピンズナーサリースクール晴海
	⑦⑮ ポピンズナーサリースクール晴海分園
	⑦⑯ さくらさくみらい 晴海
	⑦⑰ 小学館アカデミー晴海保育園
	⑦⑱ 小学館アカデミー晴海保育園分園
	⑦⑲ アスク晴海 3丁目保育園
	⑦⑳ ポピンズナーサリースクールららテラス HARUMI FLAG
	⑦㉑ ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE
	⑦㉒ ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE分園
	⑦㉓ にじいろ保育園HARUMI FLAG
	⑦㉔ ポピンズナーサリースクール豊海
	⑦㉕ 晴海こども園
	⑦㉖ 小学館アカデミー勝どきこども園
	⑦㉗ 渋谷教育学園晴海西こども園





2 保育を行う日と時間について

保育を行う日は、月～土曜日（祝日、年末年始を除く。※1）で、時間は下表のとおりです。

保育園で保育を行う日と時間は、申込時に提出された就労証明書記載の就労時間を基に、園長がご家庭の状況を確認して決定します。例えば、保護者が働いている場合は、通勤時間を含む就労時間がお子さんの保育時間となります（家事などの時間は含みません。）。

土曜保育

土曜日の保育については、保護者（父母どちらも）の「◆就労証明書」に土曜日の就労の記載があり、実際に利用日当日に就労しているなど保育の必要性がある日に限り利用できます。

産前産後休業・育児休業中

産前産後休業または育児休業中は、原則早番・遅番にかからない時間帯（例：午前9時～午後4時30分）時間帯は園によって異なります。）でのお預かりとなりますが、ご家庭の状況等について園長と適宜ご相談いただき、具体的な保育時間を設定してください（P74の「産前産後休業・育児休業期間中の預け時間について」も併せてご確認ください。）。

延長保育

1歳児クラス以上（P9参照）のお子さんは、延長保育も利用できます。延長保育には、継続的に必要な方（目安としては週3日以上）のための「月極延長保育（申込方法はP69参照）」と急な残業などにより必要となる方のための「スポット延長保育」があります。延長保育は定員を設定しているため、利用できない場合があります。

保育施設・事業	通常保育	延長保育	
		月極・スポット	スポット
下記以外の保育園	午前7時30分～午後6時30分	午後6時30分～7時30分	—
まなびの森保育園勝どき	午前7時30分～午後6時30分	午後6時30分～7時30分	午後7時30分～8時
まなびの森保育園銀座			午後7時30分～8時30分
コピープリスクールはこざき			
インターナショナル保育所 まゐむ月島駅前園・分園			午後7時30分～10時
京橋こども園			
月島聖ルカ保育園	午前7時15分～午後6時15分	午後6時15分～7時15分	—
Kuukids	午前8時～午後7時	午後7時～9時	—
居宅訪問型保育事業（※1） （障害児向け）	午前8時～午後6時（※2）	—	—
居宅訪問型保育事業 （入所保留となった方向け）	午前7時30分～午後6時30分	午後6時30分～7時30分	—

※1 居宅訪問型保育事業（障害児向け）については、保育を行う日から土曜日を除きます。

※2 8時間以内での利用となります。

◎保育日・時間についての詳細は、各園に直接お問い合わせください。

3 入所保留となった方（見込みを含む）向け保育事業一覧

入所申込を継続して行っており、保留となって待機している方が、内定するまでの間に利用できる事業です。区が利用調整基準（P38～40）により利用の可否を決定しますが、運営事業者との直接契約となります。

受付期間、申込方法、必要書類、募集人数などの詳細は区ホームページをご確認ください。

※P40優先順位の番号7およびP73の特例在園は適用されません。

※保育園の入所申込において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合（P46参照）は、「期間限定型保育事業」および「居宅訪問型保育事業」を申し込むことができません。

① 期間限定型保育事業

1 歳児クラスまたは2 歳児クラスの入所を希望されて保留（見込みを含む。）となった方を対象に、新設の保育園などが5 歳児クラスの保育室などの空いているスペースを活用し、期間を限定してお預かりする事業です。

なお、保育室などに空いているスペースがない場合、事業の実施はございません。

期間限定型保育事業



実施施設	5 歳児クラスの保育室などが空いている新設の保育園など （詳細は区ホームページをご確認ください。）
対象児童	次の条件をすべて満たす場合に対象になります。 ●事業の利用を開始する日から利用を終了する日まで区内に住所を有していること ●保育園に申し込み、保留（見込みを含む。）となっている 1 歳児クラスまたは2 歳児クラスのお子さん ●保育必要量が標準時間で認定されていること
利用期間	各園が定める該当期間の年度末まで ※利用期間の途中でも、入所申込の期限が到来したときまたは区外転出などで要件に該当しなくなったときは、利用できなくなります。 ※実施クラスの定員に空きがある場合は実施いたしません。
保育日	月～土曜日（祝日、年末年始を除く。）
保育料	無償（スポット延長保育料を除く。）
注意事項	●月極延長保育は利用できません。スポット延長保育は定員に空きがある場合に利用できます。 ●スポット延長保育料は保育園へ直接お支払いください。スポット延長保育料についてはP82②をご覧ください。 ●保育園の申し込みは引き続き有効になります（P62参照）。希望する保育園の入所が内定した場合は、内定した園に入所していただきます。内定を辞退した場合は、本事業の利用の継続はできません。また、年度内は再度本事業を申し込むことができません。 ●本事業の利用が内定しなかった場合は、本事業の申し込みは引き続き有効となります。 ●1 歳児クラスまたは2 歳児クラスの保育室の児童とは別保育になる場合があります。 ●区外に転出された場合、本事業の利用は転出した月の末日で終了となります。 ●調整指数の取り扱いは次のとおりです（保育を必要とする事由が「妊娠・出産」または「求職活動」の期間を除く）。 - ア 1 歳児クラスから本事業を利用する場合 ・本事業の利用開始月の翌月から調整指数「+1」が適用されます（1 歳児クラスの2 月入所利用調整まで）。 ・2 歳児クラスの4 月入所利用調整時から調整指数「+2」が適用されます（2 歳児クラスの2 月入所利用調整まで）。 ・3 歳児クラスの4 月入所利用調整時についてのみ、さらに1 点が加算され、調整指数「+3」が適用されます。 - イ 2 歳児クラスから本事業を利用する場合 ・本事業の利用開始月の翌月から調整指数「+2」が適用されます（2 歳児クラスの2 月入所利用調整まで）。 ・3 歳児クラスの4 月入所利用調整時についてのみ、さらに1 点が加算され、調整指数「+3」が適用されます。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

②居宅訪問型保育事業

0歳児クラスから2歳児クラスまでの入所を希望されて保留（見込みを含む。）となった方を対象に、利用者の自宅へ保育者を派遣し、1対1の保育を実施する事業です。

居宅訪問型保育事業



事業名(事業者名) 電話番号	ポピンズナニーサービス（株式会社ポピンズファミリーケア） 0120-27-2100
対象児童	次の条件をすべて満たす場合に対象になります。 ●事業の利用を開始する日から利用を終了する日まで区内に住所を有していること ●保育園に申し込み、保留（見込みを含む。）となっている0歳児（生後57日以上）から2歳児クラスまでのお子さん ●申し込みをした希望園が2園以上の方 ※該当歳児クラスの受け入れをしている園を選択する必要があります。ご注意ください。 ●ご自宅において保育環境を確保できる方
定員	35人（歳児ごとの定員設定はありません。）
保育日	月～土曜日（祝日、年末年始を除く。）
保育者	保育士資格者や居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた保育者が複数人でローテーションを組んで保育を行います。
注意事項	●利用調整において内定した場合、事業者から利用に関しての連絡があります。利用者自宅にて面談を実施して頂き、保育内容や利用時間などについて事業者と調整していただきます。面談の際に保育室の環境と広さを確認します。明らかに自宅内で保育に適応しない、安全にお預かりできないと判断する場合は利用できない場合があります。また、保育環境が整わず、利用開始が遅れる場合があります。 ●運営事業者との面談において、障害や疾病があるお子さん、発育・発達に心配があるお子さんは利用できない場合があります。 ●保育者の確保状況により希望する利用月での利用開始が難しい場合や、利用開始後の慣れ保育に時間を要する場合があります。 ●保育時間中は、必ずベットをケージに入れてください。 ●保育中に兄弟姉妹が帰宅する場合、帰宅した兄弟姉妹を保育することはできません。在宅の場合、別途、請求が発生する場合があります。 ●居宅訪問型保育事業はベビーシッターとは異なり、保育所保育指針に準ずる保育内容が求められており、習いごとや指定された場所への送迎、家事サービスは行いません。 ●保育園の申し込みは引き続き有効になります（P62参照）。希望する保育園の入所が内定した場合は、内定した園に入所していただきます。内定を辞退した場合は、本事業の利用の継続はできません。また、年度内は再度本事業を申し込むことはできません。 ●本事業の利用が内定しなかった場合は、本事業の申し込みは引き続き有効になります。 ●区外に転出した場合、本事業の利用は転出した日で終了となります。 ●本事業の利用開始月の翌月から調整指数（0、1歳児クラス申し込み児+1点、2歳児クラス申し込み児+3点）が適用されます（保育を必要とする事由が「妊娠・出産」または「求職活動」の期間を除く）。 ●年度末または利用終了時に区から交通費についての補助金の請求案内を送付します。

保育時間などについて

	通常保育	延長保育
保育時間	保育標準時間： 午前7時30分から午後6時30分まで 保育短時間： 午前8時30分から午後5時までのうち 8時間以内	保育標準時間： 午後6時30分から7時30分まで （0歳児クラスのおさんは利用できません） 保育短時間： 預かり時間後2時間を限度 （0歳児クラスのおさんは午後6時30分まで）
保育料	無償	1時間当たり1,000円
保育者の交通費	1日 1,100円 交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については区の補助制度があります（月上限20,000円か実費額の2/3のいずれか低い方）。 （補助制度の問い合わせ先：保育課保育給付係 03-3546-5422）	
給食	昼食、おやつなどは保護者の方にご用意いただきます。 保育者は調理不可ですが、食事の温めや簡単な盛り付けであれば可能です。	

4 保育園に入れるかどうかはどうやって決まりますか？

1 利用調整は次の手順で行います

申込締切日までに提出された申込書や保育の必要性を証明する書類を基に、以下の手順で利用調整を行います。

中央区利用調整基準表に基づき、世帯ごとに「基本指数」を付けます。
ひとり親世帯などの事情がある場合は「調整指数」を加算します。

利用調整指数 = 基本指数(父) + 基本指数(母) + 調整指数

基本指数と調整指数の合計が高い順番に並べられます。同一指数の場合は「優先順位」に基づき順位が決定されます。

例：1位(指数) 基本指数 40 点
 (優先順位) 養育児童 2 人・区在住期間 200 日
 2位(指数) 基本指数 40 点
 (優先順位) 養育児童 1 人・区在住期間 200 日
 3位(指数) 基本指数 39 点
 (優先順位) 単身赴任・養育児童 2 人・区在住期間 400 日
3位の優先順位は他より高いですが、指数が低いので順位が下です。

順位が高い方から、希望園に空きがあるかどうかを希望順位に沿って確認し、空きがあれば内定となります。保育園の希望順位に関わらず、指数の合計の順位が高いお子さんから内定します。

例：A さん(40 点の第 6 希望)と B さん(39 点の第 1 希望) → A さんが内定

希望園に空きがない場合または上位の方で希望園が埋まってしまう場合は、内定せず、保留となります。その後、次の順位の方の希望園について空きがあるかどうかを確認していきます。

申し込みしているすべての方の確認を終えるか、すべての保育園の空きがなくなった時点で利用調整を終了します。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

2 利用調整基準表で、保育の必要性を指数化します

令和9年度中央区利用調整基準表

次に該当する場合は調整指数の加算・優先順位の適用をしません。

- 1 利用希望月以前の1年以内に内定辞退したことがある場合
例：令和9年5月利用調整の内定を辞退した場合は、令和10年4月利用調整まで
- 2 在園児・卒園児に3カ月以上の保育料の滞納がある世帯（正当な理由により滞納していると区が認めたときを除く）
→この場合は上記1よりも後に順位づけされます。

基本指数				
番号	類型	保護者の状況		指数
			細目	
1	居宅外労働 居宅内労働	月20日以上	(1) 1日8時間以上の就労を常態	20
			(2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	19
			(3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	18
		月16日以上	(4) 1日8時間以上の就労を常態	17
			(5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16
			(6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15
		月12日以上	(7) 1日8時間以上の就労を常態	14
			(8) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13
			(9) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12
		その他	(10) 上記のほか、勤務の態様から保育が必要と認められる場合	—
2	ひとり親家庭		(1) 離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・拘禁・未婚	20
3	妊娠・出産 疾病・負傷・障害	出産	(1) 出産前後休養のため保育が必要な場合	12
		長期入院	(2) 入院中・1カ月以上の入院予定者（入所月中に入院予定があるものを含む。）	20
			(3) 常時臥床・精神性疾患・感染性疾患	20
		居宅内	(4) 安静（おおむね日中4時間以上就床）	16
			(5) 一般療養	12
		心身障害者	(6) 身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 精神障害者保健福祉手帳1～3級	20
			(7) 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度	16
			(8) 身体障害者手帳4級	12
4	介護・看護	入院・通院 入所・通所付添い	(1) 月20日以上かつ1日4時間以上の付添い	18
			(2) 月16日以上かつ1日4時間以上の付添い	15
			(3) 月12日以上かつ1日4時間以上の付添い	12
		自宅療養	(4) 常時介護・重度介護	18
			(5) 随時介護（身の回りの事はある程度できるが、しばしば介助が必要）	15
			(6) 一般療養	12
5	災害復旧		(1) 災害などによる家屋の損失、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20
6	求職活動	就労内定 就学内定	(1) 1日8時間以上の就労内定または就学内定	13
			(2) 1日6時間以上8時間未満の就労内定または就学内定	12
			(3) 1日4時間以上6時間未満の就労内定または就学内定	11
		未定	(4) 求職のため日中外出を常態	11
7	就学・訓練	通学・通所	(1) 学校教育法に定める学校や職業訓練施設に通学・通所している場合	番号1を準用
8	特例	その他	(1) 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認める場合	—

【基本指数に関する注意事項】

- ① 就労時間は就業規則に基づく勤務時間（休憩時間を含む）とし、残業・通勤時間は含まれません。
- ② 保護者が保育に当たれない要件が2つ以上ある場合は、主たる要件の指数を適用します。ただし、出産要件とそれ以外の要件が重複した場合は、出産要件が適用されます。
- ③ 番号2は児童扶養手当証書などの書類や実態調査などにより客観的に状況が確認できる場合に適用します。
- ④ 番号3の「疾病」および「心身障害者」は具体的に病名・症状・回復見込み、日中のお子さんの保育が必要であることが確認できる場合に限りします。
- ⑤ 番号4は原則として同居親族の介護・看護の場合です。
- ⑥ 就労日数・時間が少ない場合や実績が確認できない場合は番号6の（4）を準用します。
- ⑦ 番号7の職業訓練施設とは、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校および職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する職業訓練を行う施設をいいます。
- ⑧ 産後休業または育児休業から復職予定の場合は、原則、雇用契約上の就労日数および就労時間により判断します。
- ⑨ 番号1の（10）および番号8の指数については、申込者の実情に応じて各番号の指数を準用した形で利用調整します。

【注意！】

基本指数・調整指数・優先順位は、利用希望月の申込締切日を基準日とし、基準日の状況が利用希望月まで引き続いているものとして決定します。そのため、利用希望月までに状況が変わり、指数などが変更となる場合は内定取消または退園となることがあります。ご家庭の状況に変更があった場合は必ず速やかに届出を行ってください（P63～65参照）。

調整指数

番号	条件	指数	
1	社会的養護が必要な場合	世帯に加算	+7
2	ひとり親世帯	世帯に加算	+5
3	生活保護受給中の場合	世帯に加算	+4
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	世帯に加算	+4
5	育児休業の取得により、一時退園し、育児休業明けに再度入所を申し込む場合	再申込児に加算	+4
		再申込児の弟・妹に加算	+2
6	兄弟姉妹が既に入所している区内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業への入所（転園）を希望する場合（当該園の利用調整のみ加算）	申込児に加算	+3
7	兄弟姉妹ともに入所を希望する場合	世帯に加算	+1
8	就労など（産前産後休業および求職中を除く）の理由により申込児が居宅訪問型保育事業（待機児童向け）を利用している場合（2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入所の利用調整から3歳児クラスの4月入所の利用調整まで適用）	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
9	就労など（産前産後休業および求職中を除く）の理由により申込児が期間限定型保育事業を利用している場合（2歳児クラスの加算は2歳児クラスの4月入所の利用調整から適用し、3歳児クラスの加算は3歳児クラスの4月入所の利用調整時のみに適用）	1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス申込児に加算	+2
		3歳児クラス申込児に加算	+3
10	申込児が区内の小規模保育事業または事業所内保育事業（小学校就学までの連携施設がある場合を除く）を利用している場合（3歳児クラスの4月入所の利用調整時のみに適用）	3歳児クラス申込児に加算	+3
11	就労など（産前産後休業、育児休業および求職中を除く）の理由により申込児が認証保育所または企業主導型保育事業を利用しており、入所を申し込む場合（3歳児クラスの4月入所の利用調整から適用）	3歳児クラス以降申込児に加算	+3
12	申込締切日から遡って2カ月の期間、就労など（産前産後休業、育児休業および求職中を除く）の理由により申込児が無認可保育施設など（認証保育所、企業主導型保育事業を除く）を有償（週3日以上・1日4時間以上の契約）で利用しており、入所を申し込む場合	申込児に加算	+3
13	就労証明書の記載内容に対して、勤務実績の整合性がない場合	世帯より減算	-2
14	保育料の滞納が3カ月以上ある場合（卒園児含む）	世帯より減算	-5
15	保育料の滞納が6カ月以上ある場合（卒園児含む）	世帯より減算	-10

【調整指数に関する注意事項】

- ①番号1は、児童相談所等から区に対し、報告・通知があり、客観的に状況が確認できる場合に適用します。
- ②番号5を適用するための手続きについては、P73③を参照し、順守してください。
- ③番号5は、育児休業かつ兄弟姉妹が同時に入所申し込みをしている場合のみ適用します。認可外保育施設に預けるなどの理由で、育児休業を終了（復職）した場合は適用されません。また、退園する児童本人にかかる育児休業を取得する場合は適用されません。
- ④番号6は、認定こども園（幼稚園部分）に在籍している児童について、当該認定こども園（保育所部分）の利用調整には適用されません。
- ⑤番号7は、同一世帯に転園申込をしている児童がいる場合は適用されません。
- ⑥番号8、9、11、12は産前産後休業、育児休業および求職中は適用外となります。復職または就労が内定した場合は、復職後または就労後に発行された就労証明書をご提出ください。
- ⑦番号11、12は、施設が発行した受託証明書の提出が必要です（P17⑥参照）。
- ⑧番号8～12は、各申込締切日時点の状況が入所まで継続しているものとして適用します。入所までに受託状況が変わる場合は内定を取り消す場合があります。該当する場合は早急に保育入園係までご連絡ください。
- ⑨番号13は、就労証明書に添付すべき書類が不足しており実績の裏付けがない場合を含み、保護者のそれぞれについて判定されます。

【重複適用の可否について】

- ⑩番号5が適用されるとき、番号6、8～12は適用されません。
- ⑪番号6が適用されるとき、番号7～12は適用されません。
- ⑫番号8～12のうち複数の条件を満たすとき、最も指数の大きい番号のみ適用します。

【令和10年4月からの利用調整基準表の見直しについて】

調整指数11・12について、令和10年4月の利用調整から以下のとおり変更する予定です。

番号	条件	指数	
11	申込締切日から遡って2カ月の期間、就労など（産前産後休業、育児休業および求職中を除く）の理由により申込児が認証保育所または企業主導型保育事業を定期的（週3日以上・1日4時間以上の契約）に利用しており、入所を申し込む場合	申込児に加算	+2
12	申込締切日から遡って2カ月の期間、就労など（産前産後休業、育児休業および求職中を除く）の理由により申込児が無認可保育施設など（認証保育所、企業主導型保育事業を除く）を定期的（週3日以上・1日4時間以上の契約）に利用しており、入所を申し込む場合	申込児に加算	+1



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

優先順位 基本指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順に優先順位を決定します。

番号	状況
1	利用者負担額の階層が生活保護費受給世帯と同程度の世帯（階層区分A・B・C・D1・D2までの順とする。）
2	ひとり親世帯
3	父または母が会社命令による単身赴任となっている世帯
4	保護者または子ども（申込児童を除く。）が、1カ月以上の入院・常時病臥の場合
5	保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
6	子ども（兄弟姉妹を含む。）が、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
7	区内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所に兄弟姉妹が在籍している場合
8	兄弟姉妹同時入所申込（未入所児が3人以上または双子の世帯）の場合
9	保護者が認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所・企業主導型保育事業所で、児童の保育に従事または従事する予定がある場合
10	養育している子ども（小学生以下）の人数の多い世帯
11	中央区に継続して在住している期間が長い世帯（保護者の在住期間が異なる場合は長い方を基準とする。）
12	当該年度分（当該年度の4月から8月までの利用調整にあっては前年度分）の区市町村民税所得割課税額が低い世帯

【優先順位に関する注意事項】

- ①番号7は、期間限定型保育事業および居宅訪問型保育事業を利用している場合は対象外です。
 - ②番号8は、兄弟姉妹2人以上が入所を希望する場合のみ適用され、同一世帯に転園申込をしている児童がいる場合は適用されません。
 - ③番号10は、利用希望月の末日までに生まれている（予定を含む。）子の人数です。
 - ④番号11は、利用希望月の申込締切日時時点で保護者の一方のみが中央区民であっても、申込児童が中央区民でない場合は適用されません。
- ※令和9年2月および4月申し込みにおいて、出生予定（申込締切日時時点で出生していない状態）で申し込む場合は、申込締切日時時点で父が中央区民であるかどうかに関わらず、母が中央区民でない場合は適用されません。

3 希望園はどのように選べばいいですか？

保育園に確実に入れる選び方はありません。ただし、中央区の利用調整の方法に合った希望園の書き方は次のとおりです。

①中央区内のすべての保育園のうち、通うことが可能な園を記載します。

理由：内定を受け、その園へ通うことを辞退した場合、その後の利用調整では1年間調整指数と優先順位がつかなくなり、基本指数のみの取り扱いとなります。

また、引き続き保育園の申し込みを希望する場合は、改めて新規で申し込む必要があります。

中央区では希望園を何園でも記載することが可能です。しかし、通うことが難しい園を希望することは、辞退した場合に上記の取り扱いとなるため、避けた方が望ましいといえます。

希望する園は、通うことが可能な園を記載しましょう。

②通いたい保育園を行きたい順に記載します。

理由：希望園の順番は内定のしやすさに関係がありません。

中央区では、第1希望にした園ごとに順位を決め、その後に第2希望にした園ごとに順位を決めるといった利用調整はしていません。

そのため、内定しやすそうな園を第1希望にしても、指数などの順位を逆転して先に内定することはありません。

反対に、下の順位の方に抜かされることもないため、自分がどの順で保育園を希望するのかわけを考えて申し込むとよいといえます。

保育園を選ぶときに、人気や入りやすさが気になるとの相談を受けますが、中央区では、申し込まれる方がそれらに左右されることなく希望園を選ぶことができる利用調整を行っています。

人気や入りやすさを考えるとうまく保育園が選べないことがあるため、希望園については他の方の動向を気にせず、本当に通いたい園を希望する順番に記載してください。

このほか、よい保育施設の選び方について東京都福祉局のホームページに記載されていますのでご参照ください。

◎利用開始時点の申込児童の月齢（年齢）が保育実施月齢（年齢）に満たない園を希望した場合

→当該園の希望については自動的に取り下げとなります。ただし、入所保留となり、申込有効期間内に月齢（年齢）を満たす場合は、満たす月から当該園の希望を有効なものとして取り扱います。

◎本園・分園の設定がある園で、申込児童の年齢が保育実施年齢に該当しない本園・分園を希望した場合または本園・分園のいずれを希望したかが明らかでない場合

→保育実施年齢に該当する方の本園または分園を希望したものとして取り扱います。



東京都福祉局

4 申し込みに関するQ&Aについて

このほか、申し込みについてよくある質問を区ホームページに掲載していますのでご参照ください。



Q&Aページ



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

5 【重要】保育園の内定が「取消」にならないために

～申込内容と「実態」が変わる場合は、すぐにご相談ください～

公平な選考を行うため、申込時の状況と入所時の状況が異なる場合、やむを得ない事情であっても「内定取消」となる場合があります。特に以下のケースが多く発生しています。ご注意ください。

①「就労」要件で申し込んだが、実は妊娠していた。

- ・ 出産（予定）月の2カ月前の月からは「妊娠・出産」要件となります。
（例）令和8年11月15日に就労要件で令和9年4月入所申込をしたが、実は令和9年6月10日に第二子を出産予定だった。
→申し込み時点で就労中であっても、妊娠・出産要件で申し込まなければなりません。第二子妊娠が発覚した時点で内定取消または退園となってしまいます。

②申し込み後、または内定後に転職をした（働き方を変えた。）。

- ・ 退職後転職するまでに期間が空いたり、短い就労時間に契約を変えたりした場合、内定取消の対象となる場合があります。
- ・ 復職予定で申し込む場合も注意が必要です。詳しくはP44をご確認ください。

申し込み後にこれらの状況の変化が分かった場合は、速やかにご相談ください。選考状況によっては、内定取消とならない可能性があります。

 2章

育児休業中の
申し込みについて



2章 育児休業中の申し込みについて

1 育児休業中の申し込みの要件について

育児休業中は原則として保育を必要とする事由に該当しないため、申し込むことができません。ただし、入所する月の翌月1日までに復職する場合、申し込むことができます。

そのため、入所を希望する月の翌月1日までに復職予定であること、または入所できたときに育児休業を短縮して復職が可能であることを確認できる「◆就労証明書」を提出していただく必要があります。

例：令和9年4月入所 → 令和9年5月1日（土）までに復職

なお、「復職」とは、育児休業を取得した就労先に同じ就労条件で復帰することです。

◎育児休業中の転職などは「復職」には該当しません。

事例① 育児休業から復帰する場合（就労日数・時間は同じ）

		申込時	入所時
㊦	○	A社で育児休業取得中	A社に復職
㊧	○	A社で育児休業取得中	A社に復職後、B社に入社
㊨	×	A社で育児休業取得中	A社に復職せず、B社に入社

㊦、㊧は育児休業を取得したA社に同じ就労条件で復帰しているので「復職」に該当します。その場合の利用調整指数は「就労」です。

㊨はA社に復帰せずに、別のB社に入社しているので、「復職」には該当せず、新しい仕事を始める「求職活動」に当たります。その場合の利用調整指数は「求職活動」になります。

そのため「復職」で申し込んだ方が㊨に該当する場合は、**内定取消の対象になります。**

事例② 復帰後に就労時間が変わる場合

		申込時	入所時
㊩	○	育児休業取得中	通常就労時間で復職
㊪	○	育児休業取得中	短時間勤務を使って復職
㊫	×	育児休業取得中	正社員→パートなど就労条件を変更して復職

㊩、㊪は同じ就労条件で復帰しているので「復職」に該当します。㊪の短時間勤務（労働日数を短縮する制度を含みます。以下同様です。）を利用する場合は、就労条件に変更はなく、短時間勤務を利用しているだけなので内定取消にはなりません。

㊫は就労条件が変更になっているので「復職」には該当せず、**原則内定取消の対象になります。**ただし、申込時と同等以上の就労日数・時間で就労する場合は、内定取消にはなりません。

2 育児休業中の利用調整指数の取扱いについて

①産後休業・育児休業から復職予定の方

復職後に短時間勤務を利用する・しないにかかわらず原則として入所申込の際に提出された就労証明書に記載されている通常の就労日数・時間を基に利用調整指数を決定します。

②産後休業・育児休業から復職済の方（就労中の方）

復職後の就労状況を基に利用調整指数を決定します。短時間勤務を利用している方は、短時間勤務取得期間中の就労日数・時間を基に利用調整指数を決定します。産後休業・育児休業から復職した方は、復職後の就労日数・時間が記載された就労証明書をご提出ください。

3 育児休業給付金の期間延長申請について

育児休業給付金の制度については、厚生労働省のホームページをご参照ください。また、育児休業給付金の期間延長申請については就労先またはハローワークなどにご確認ください。

育児休業給付金
制度について



育児休業給付金の
期間延長申請に
ついて



①申込内容の写しの提出について

育児休業給付金の期間延長申請において、就労先またはハローワークなどへ「**◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書**」の全ページの写しの提出が必要になるため、**事前に写しを取った上で区へご提出ください（区の受付印は不要です。）**。

電子申請を行った場合は、申込内容を印刷したもの、または申し込みを行った画面を印刷したものを保管しておいてください。

②保留通知書の発行について

利用調整の結果、入所保留となった方に「保留通知書」を送付します。

保留通知書は、申込書に記載した利用希望月に係る分のみを送付します。それ以後の月に係る分が必要な場合は、「**◆保留通知書・徴収証明書等発行依頼書**」をご提出ください。

注意点

- 申し込みをし、利用調整の対象となった場合にのみ、発行対象となります。保留通知書が必要な月を事前を確認し、必ず当該利用希望月の受付期間中に必要書類を揃え、申し込みを行ってください。
- 「**◆保留通知書・徴収証明書等発行依頼書**」による発行には2週間程度かかります。お早めに提出してください。
- 3月利用調整は行っておりませんので、保留通知書の発行もできません。
- 転入予定の方は必ず利用希望月の前月末までに転入するとともに、転入後、中央区役所6階保育課保育入園係窓口において転入の手続きをする必要があります。この手続きが利用希望月の前月末までに行われない場合、保留通知書は発行できません。



2章

育児休業中の申し込みについて

③育児休業の延長を許容できる人の利用調整について

平成31年2月7日付厚生労働省の通知を踏まえ、保育所の入所申込において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整の順位を下げる取り扱いをしています。

上記の取り扱いを希望する方は、以下の確認事項を必ずお読みください。

- 保護者が育児休業中の場合のみ、この取り扱いを希望できます。
- 基本指数・調整指数は適用されません。
- 申込有効期間は、通常の申し込みの場合と同様です（P62参照）。
- 利用調整の結果、希望園の定員に空きがある場合などは内定することがあります。入所保留となった場合は、保留通知書を発行します。ただし、内定辞退となった場合は、保留通知書は発行できません。
- 通常の申し込みと同様に、就労証明書などの書類を提出する必要があります。
- 転入予定の方も、通常の転入予定の申し込みと同様の書類（P50参照）を提出する必要があります。また申し込み後は、利用希望月の前月末までに転入するとともに、保育入園係で転入の手続きを行ってください。転入の手続きを行わない場合、保留通知書は発行しません。
- この取り扱いを希望した翌月以降、復職をする必要が生じるなどして、この取り扱いを希望しなくなった場合は、変更を希望する月の受付期間（P12参照）に「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に「○月分より、「育休延長許容の取り扱い」を希望しない」と記載し提出してください。

4 入所保留となった場合について

以下および5章（P62～）を参照し、必要な手続きを行ってください。

①入所保留中に復職した場合

申込時の状況に変更が生じているため、下表の書類をご提出いただく必要があります。

なお、変更の手続きがされないまま申込時（復職前）の状況で利用調整を行い内定となった場合、短時間勤務で復職していたなど、申込時と内定後の就労などの状況に差異があることが判明したときは、内定取消の対象になります。

特に短時間勤務で復職し、引き続き保育園を申し込む方は手続きの漏れがないよう注意が必要です。

◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

◆就労証明書（「復職日」の記載があり、発行日が復職日以降のもの）

②育児休業を延長した場合

入所保留となったため育児休業を延長した場合、その後に入所できたときに育児休業を短縮して復職が可能であるか、ご確認ください。

可能な場合、特に手続きは不要ですが、育児休業延長後の復職予定月まで復職できない場合は「◆保育所入所（転園）申込取下届」を直近の申込締切日までに提出し、申し込みを取り下げてください。再度利用を希望する場合は、育児休業延長後の復職予定月から改めて申し込みが必要です。

申込締切日までに「◆保育所入所（転園）申込取下届」の提出がなく、内定後に復職できないことが確認された場合は、内定取消となります。

③入所保留中に下の子を妊娠した場合

入所保留中に下の子を妊娠したときは、教育・保育給付認定の要件を「妊娠・出産」に変更する手続きを行ってください（P73①参照）。産前休業を取得しない場合等にも必ず提出が必要です。提出がないまま保育園に内定した場合、内定取消または退園となりますのでご注意ください。

「妊娠・出産」への変更後は、「妊娠・出産」認定の有効期間（出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日）にて申し込みの有効期間が終了します。

「妊娠・出産」認定の有効期間が終了した後も、引き続き上のお子さんの申し込みを継続したい場合は以下の注意点をご確認のうえ、下表のとおり書類を提出してください。

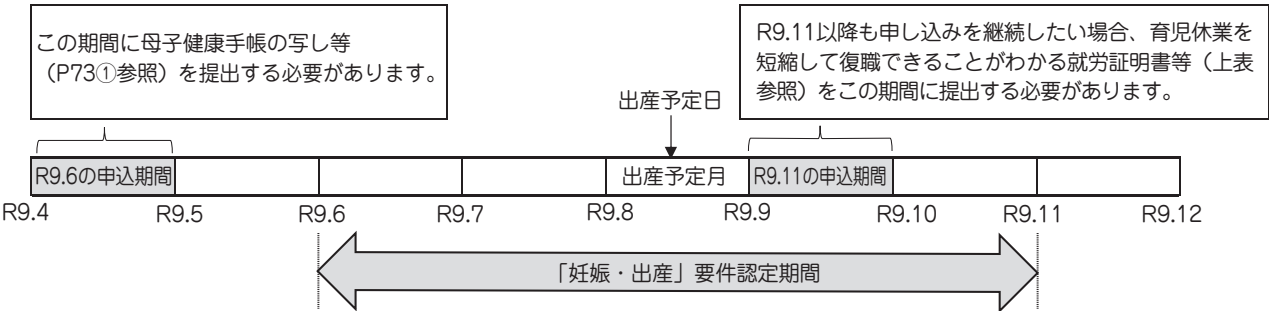
注意点

- 復職予定月より前に保育園に内定した際に、育児休業を短縮して復職できることが就労証明書により確認できる場合に限り申し込みを継続できます。
- 下のお子さんの育児休業中であっても、保育園に内定した場合、復職する必要があります。下のお子さんの預け先がないため復職できない場合、申し込みは継続できません。
- 下のお子さんも保育園の申し込みをする場合、どちらか一方だけ内定した場合でも、必ず復職する必要があります（申し込み時に、兄弟姉妹で内定する際の園の組み合わせを指定することができます。）。

提出書類

提出期限	提出書類
教育・保育給付認定有効期間が終了する月の翌月の利用申込の提出期限まで（P12①参照）	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆就労証明書（入所内定時に育児休業を短縮して復職することが可能であることが分かるもの）

令和9年4月の利用調整で保留となり、令和9年8月10日に下の子を出産する予定の場合





3章

中央区外からの申し込み・

中央区外への申し込みについて



3章 中央区外からの申し込み・中央区外への申し込みについて

1 中央区外に住んでいて、中央区の保育園に通いたいです。

1 中央区に転入予定で、中央区の保育園に申し込みをする場合

①申込先

中央区民と同様に直接中央区にお申し込みください（P12参照）。

利用希望月の前月末までに転入することを条件に中央区民とみなし、利用調整を行います。

◎お住まいの自治体によっては、お住まいの自治体経由で申し込むよう案内される場合がありますが、中央区では自治体経由を不要としておりますので、原則中央区へ直接お申し込みください。

②受付期間

中央区の各月の受付期間（P12参照）にご提出ください。

③申込書類

P13～18に記載の書類となります。

なお転入予定の方については通常の申込書類に加え、下表の書類の提出が必要になりますのでご注意ください。

転入の予定を確認できる書類（利用希望月の前月末までに転入することがわかるもの）

①◆中央区への転入誓約書

②不動産の売買（賃貸借）契約書の写し

●①は転入予定日、転入先住所、転入者全員分の氏名が明記されていることが必要です。

●②の提出ができない場合は、①の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。

●②の書類に記載された引き渡し日が変更となった場合は、上記の書類に加え「引き渡し日が変更になったことがわかる書類（不動産会社発行のもの）」をご提出ください。

◎利用希望月の申込期限までに上記書類の提出ができない場合（不備がある場合を含む。）は、ご相談ください。

申込児童の生年月日が確認できる書類

下記の①、②いずれかをご提出ください。

①母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済の証明があるページの写し）

②P18⑨記載の「本人確認」書類の写し

●②は申込児童の氏名および生年月日が確認できる部分の写しをご提出ください。

住民税課税（非課税）証明書

下表の書類をご提出ください。提出がない場合、「利用調整基準表（P38～40）優先順位12番」は適用されません。

令和9年4月～8月利用調整	●令和8年度住民税課税（非課税）証明書 ※令和8年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行可能です。
令和9年9月～令和10年2月利用調整	●令和9年度住民税課税（非課税）証明書 ※令和9年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行可能です。

※「◆年間収入申告書」または「生活保護受給証明書」を提出した保護者については不要です。

④ 転入届出後の手続き

転入後、保育入園係においても転入の手続きをしていただく必要があります。利用希望月の前月末までに転入の届出をした上で、中央区役所 6 階保育課保育入園係にお越しください。

提出期限	必要書類
利用希望月の前月末	①◆子どものための教育・保育給付認定申請書 ②P18⑨に記載の「本人確認」書類

- ◎ 上記手続きの受付窓口は中央区役所 6 階保育課保育入園係のみです。日本橋・月島・晴海特別出張所などでは受け付けできませんのでご注意ください。
- ◎ 申込時と申し込み内容などに変更がある場合には、必ずお申し出ください。
- ◎ 利用希望月の前月末までに上記手続きを行わなかった場合、以下の対応となります（転入の届出を終わらせていても、上記手続きを行っていない場合は同様の対応となります。）。
 - ▶ 内定した場合・・・内定辞退とみなします。
 - ▶ 内定しなかった場合・・・現年度中の利用調整は中央区民の利用調整の後に行います（※中央区に転入し、保育入園係で転入の手続きを終えるまで。）。
- ◎ 保留通知書などの利用調整結果に係る書類は上記手続きの翌日以降に発行します。上記手続きを行わない場合は発行できません。
- ◎ 育児休業の延長を許容できる方の申し込みについては、P46③を必ず事前にご参照ください。
- ◎ 転入前の自治体で保育園に通っており、中央区の保育園に内定した場合は、内定月の前月末までに転入前の自治体の保育園を退所する必要があります。内定月の前月末までに退所していない場合、内定辞退とみなします。
- ◎ 転入前の自治体で保育園に通っており、中央区の保育園に内定しなかったために、転入前の自治体の保育園に引き続き通うことを希望する場合は、別途お手続きが必要になります。上記手続き時に併せて必ずお手続きください。詳しくはP54③をご参照ください。

2 中央区から転出後も引き続き中央区の保育園に通うことを希望する場合

転出した後も引き続き中央区の保育園に通う場合は、転出日の前日の属する月の末日までに転出先自治体にその旨お申し込みください。

在園できる期間や条件などは以下のとおりです。

転出した年度	●転出した年度の末日まで継続して在園することができます。
次年度以降	●保護者（父母）のどちらかが中央区内に在勤・在学先がある場合のみ可能です。 ●継続して在園できる保育園およびクラスについては、P52①をご確認ください。 ●年度ごとに転出先自治体を通しての手続きが必要です。対象の場合は転出先自治体経由で別途ご案内いたします。 ●退園となる場合についてはP52⑥をご確認ください。

- ◎「◆保育所退所届」を既に提出している場合は、お申し込みいただいても在園することができませんのでご注意ください。
- ◎転出後、中央区内の認可保育園で転園することはできません。
- ◎転出先自治体の保育園に内定し、中央区の保育園を退園する場合は、内定月の前月末までに中央区の保育園を退所する必要があります。必ず在園している保育園に「◆保育所退所届」をご提出ください。
- ◎転出後、新規で月極延長保育の利用を希望する場合は、P69をご確認いただき、お申し込みください。



3 中央区に在勤・在学している方、里帰り出産等で中央区の保育園に申し込みをする場合

①対象園

区分	クラス	可否
区立認可保育所・区立認定こども園	0～5歳児	×
私立認可保育所・私立認定こども園	0～2歳児	×
	3～5歳児	○
地域型保育事業	0～2歳児	×

②受け入れ基準について

以下の基準で申し込みを受け付けることができますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

- ①現在お住まいの自治体において教育・保育給付認定を受けている必要があります。
- ②父母のどちらかが中央区に在勤・在学している必要があります（在勤・在学での申し込みの場合）。
- ③利用調整は中央区民の利用調整の後に行います。令和9年4月は第2回目から利用調整の対象となります。

③申込先

現在お住まいの自治体の保育担当課

中央区に直接提出された場合、受け付けることができませんのでご注意ください。

④受付期間

中央区の受付期間内に、お住まいの自治体から中央区に書類が届く必要があります。

必ず事前にお住まいの自治体に提出期限および提出方法についてご確認の上、余裕をもってお申し込みください。

⑤申込書類

P13～18に記載の書類となります。

◎在勤・在学要件で申し込む場合「◆就労証明書」または「◆在学証明書」などで中央区に在勤または在学していることが確認できる必要があります。

◎「住民税課税（非課税）証明書」については、転入予定で申し込む場合と同様です。P50をご参照ください。

⑥退園となる場合

教育・保育給付認定の有効期間が終了したとき、または中央区内に在勤・在学先がなくなったときは、当該月の末日で退園となります。

また、中央区内に在勤・在学していた保護者が育児休業を取得するときも同様です。P73②に記載のある特例在園は利用できません。

2 中央区に住んでいて、中央区外の保育園に通いたいです。

1 中央区から転出予定で転出先自治体の保育園に申し込みをする場合

①申込先

転出先自治体の保育担当課

- ◎詳細については転出先自治体へお問い合わせください。
- ◎転出先自治体によっては、中央区経由で申し込むよう案内されることがありますが、中央区では転出予定の方には転出先への直接申込をお願いしておりますので、その旨をお伝えください。

②受付期間

- 受付期間は自治体によって異なります。
- 詳細については転出先自治体にお問い合わせください。

③申込書類

- 必要書類は自治体によって異なります。必ず事前に転出先自治体にお問い合わせください。

④転出後の手続き

- 中央区から転出後の手続きについては、転出先自治体にお問い合わせください。
- ◎中央区の保育園に通っており、転出先自治体の保育園に通うことが決まった方は、内定月の前月末までに中央区の保育園を退園する必要があります。速やかに「◆保育所退所届」を通っている園にご提出ください。
- ◎中央区の保育園に通っており、転出先自治体の保育園に内定しなかったために、転出後も中央区の保育園に引き続き通うことを希望する場合は、必ず転出日の前日の属する月の末日までに転出先自治体にその旨お申し出ください（P51②参照）。
- ◎転出先自治体における利用調整結果に係る書類は、中央区における利用調整ではないため、中央区で発行することができません。保留通知書などをご希望の場合は、転出先自治体で発行可能か事前にご確認ください。



3章

中央区外からの申し込み・中央区外への申し込みについて

2 中央区外に在勤・在学している方、里帰り出産等で中央区外の保育園に申し込みをする場合

① 申込先

中央区役所6階保育課保育入園係のみです。日本橋・月島・晴海特別出張所などでの申し込みや、書類の受け取りはできません。

また、郵便や電子申請による提出も受け付けていませんのでご注意ください。

② 受付期間

申込先自治体の受付期間内に、中央区から送付する書類が申込先自治体に届く必要があります。申込期限5開庁日前を目途に必要書類をご提出ください。

◎申込先自治体の申込期限間近に提出され、申込先自治体での受け付けが間に合わなかった場合の責任は負いかねます。

③ 申込書類

以下の書類をすべてご提出ください。

●◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 区外保育施設利用申請書

●申込先自治体で必要な申込書類一式

◎詳細は申込先自治体にご確認ください。

◎中央区と必要書類が異なりますので、中央区での受付時に書類不備の確認はできません。

◎申込先自治体の書類で保育の必要性の確認ができない場合、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

④ その他

在園できる期間および条件などは自治体によって異なります。必ず事前に申込先自治体にご確認ください。

3 中央区に転入後も引き続き以前にお住まいの自治体の保育園に通う場合

中央区に転入後も、中央区民として以前にお住まいの自治体の保育園に通う場合、中央区において改めて教育・保育給付認定を受ける必要があります。必ず転入した月の月末までに以下の手続きを行ってください。

◎転出後の引き続きの在園の可否、在園できる期間および条件などは自治体によって異なります。必ず事前にお住まいの自治体にご確認ください。

提出先	提出期限	必要書類
中央区役所 6 階 保育課保育入園係のみ ※日本橋・月島・晴海特別出張所などには提出できません。	転入した月の 月末まで	①◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 区外保育施設利用申請書 ②保育の必要性を証明する書類（P14②参照） ③P18⑨記載の「本人確認」書類

◎ひとり親家庭の場合は上記書類に加え、P16④に記載の書類をご提出ください。



4章

配慮が必要なお子さん・

医療的ケアが必要なお子さんの

申し込みについて



1 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがあるお子さんの申し込み

- お子さんについて、疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなど気になることがある場合には、保育園の申し込みの際に「**◆健康状態調査書**」を提出してください。記載内容について保育入園係から聞き取りをさせていただきます場合があります。
- 申し込み後にお子さんの健康状態に変化があった時は、速やかに保育入園係に連絡してください。（「**◆健康状態調査書**」と「**子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」の提出も必要です。）
- 申し出がなく内定後の面接・健康診断で疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどが判明した場合は、内定した園の状況によっては受け入れができない可能性があります。
- 申し込み後に医療的ケア児となった場合は、医療的ケア児としての手続きが必要となります。また、登園開始が利用希望月の初日とはならない場合があります。
- 保育園での生活について配慮が必要な場合は、申し込み前に保育入園係の窓口にご相談ください。
- 保育園では、原則、薬のお預かり、与薬はできません。

2 医療的ケアが必要なお子さんの申し込み

主治医より集団保育が可能と判断されていることを前提として、医療的ケアが必要なお子さんの申し込みを受け付けています。医療的ケアの内容やお子さんの状況を確認させていただく必要があるため、**必ず申し込み前に保育入園係の窓口にご相談ください。**

通常の入園申込書類に加えて必要な書類がありますので、早めに相談にお越しください。申込締切日までに必要書類がそろわない場合は、受付ができません。なお、申し込みは保育入園係の窓口でのみ受け付けています。

①対象となるお子さん

保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、入園にあたっての受入要件を満たすお子さん

受入の要件

- 主治医の意見書で保育園においての集団保育が可能と認められること。
- 家庭での生活において、入院して治療する必要がなく健康状態が安定していること。
- 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、安定的な医療的ケアが行われていること。
- 病状や医療的ケアに関する情報が保護者と保育園の間で十分に共有でき、必要に応じて主治医と連携を図ることができること。

②実施施設

受け入れ可能な人数は各園原則1名までです。
詳しくは保育入園係にお問い合わせください。

③保育時間

保育園で保育を行う日と時間は主治医の意見を踏まえた上で、お子さんへの負担や保護者の状況、園の職員体制などを考慮し園長が決定します。

④実施可能な医療的ケアの例

- 喀痰吸引（口腔、鼻腔、気管切開部）
- 経管栄養（経鼻経管、胃ろう、腸ろう）
- 導尿
- 血糖測定（インスリン注射対応含む）
- ストーマ管理
- その他、主治医の指示のもと保育所において実施可能な処置

※実施可能な医療的ケアに該当しても、内容によって対応できない場合があります。

※医療的ケアのうち人工呼吸器による呼吸管理、酸素吸入については中央区立明石町保育園医療的ケア児専用保育室でのみ実施可能です。

⑤注意事項

- 日常的に他のお子さんから隔離をする必要がある場合、看護師による継続的な容態の観察や処置を必要とする場合、集団保育が不可能であると医師が判断した場合は原則として退園となります。（ただし、一時的な症状悪化によるもので、3カ月以内に回復の見込みがあると医師が診断した場合は休園することができます。）
- 医療的ケアに必要な医療機関に対する診療報酬、文書代などは、保護者の負担となります。また、園における医療的ケアの実施に必要な器具および消耗品などの用意、器具の洗浄・消毒、消耗品の破棄については、各家庭でご対応いただきます。
- 園は主治医が記入した指示書に基づき、保護者と手順・内容などを確認の上、医療的ケアを実施します。医療的ケアの内容、種類・量の変更があった場合には、保護者は医師に指示書の記入を依頼し、園にあらためて提出していただきます。（体調によって医療的ケアの内容を変えるなどの対応はできません。）
- 医療的ケアの内容によっては、登園開始が利用希望月の初日とはならない場合があります。
- 安全な園生活を送るため内定後、内定園と複数回の面談や主治医への同行訪問を行います。

⑥申し込みについて

申込書類

- P13～18に記載の保育園の申し込み書類
- ◆健康状態調査書
- 診断書
- 申込児童に関する意見書（主治医に記入してもらうもの）
- 医療的ケアに関する発達・生活状況

※「申込児童に関する意見書」「医療的ケアに関する発達・生活状況」は区様式で、事前相談時にお渡しします。申込締切日までに必要書類すべてをご提出ください。書類がそろわない場合は、受付ができません。

受付場所

中央区役所6階保育課保育入園係（午前8時30分から午後5時まで）

※電子申請や郵送、日本橋・月島・晴海特別出張所などでの申し込みは受け付けていません。必ず6階保育課保育入園係窓口にお越しください。

受付期間

通常の申し込み期間と同じです（P12①参照）。

※4月の入所申し込みは通常の申し込みと異なり、受付期間は1回目のみとなります。

※区立明石町保育園医療的ケア児専用保育室は受付期間が異なります（P59参照）。

注意事項

早朝・夜間のみの医療的ケアや体調がすぐれない時だけ行う医療的ケアが必要なお子さん等、申請時点で医療的ケアを行っているお子さんは、医療的ケア児としてのお申し込みが必要となります。



⑦入所までの流れ

事前相談・見学

※事前相談には受付期間の1カ月前を目途にお越しください。

- ・入園をご検討の方は事前に保育課保育入園係へご相談ください。手続きには約3カ月かかります。
- ・「医療的ケア児面接記録票」をもとに、お子さんの状況や医療的ケアの内容などを確認します。
- ・医療的ケア児の入所にかかる申込方法や留意点についてご案内させていただきます。
- ・事前相談の際に申し込みに必要な「申し込み児童に関する意見書」などの区指定書式の書類をお渡しいたします。
- ・園の環境や保育内容を理解していただくために、**園見学を必ず行ってください。**
- ・入園までの調整には時間がかかるため早めにご相談ください。

入所申し込み

- ・通常の申込書類に加えて事前相談時にお渡しした書類をご提出ください。
- ・申込締切日までに必要書類をすべてご提出ください。書類がそろわない場合は受付ができません。
- ・申し込みは保育入園係の窓口のみで受け付けています。

利用調整

区の利用調整基準に基づき利用調整を行います。

内定園での面接 同行訪問

- ・（面談①）内定後、園との面談を行います。面談で「医療的ケア指示書」をお渡しします。主治医の記入による指示書の提出を行います。
- ・（面談②）園が指示書を受け取った後、指示書の確認や家庭での医療的ケアの様子の聞き取りなどを行います。
- ・（同行訪問）園長、看護師などと一緒に主治医を訪問し入所後の園生活に向けて情報共有を図ります。
- ・（面談③）同行訪問後、主治医の意見を踏まえて園での対応について園と保護者で面談を行います。
- ・同意書を作成し、園で安全にお預りするための約束を確認します。

健康診断

- ・園医による健康診断を行います。

入所

- ・入所後、適宜お子さん・保護者に必要なフォローアップを行います。
- ・登園開始が利用希望月の初日とはならない場合があります。
- ・集団保育の中で安全に医療的ケアを行うことができるようにするため**慣れ保育は約1～2カ月かかります。**

4章

配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて

3 中央区立明石町保育園（医療的ケア児専用保育室）

明石町保育園では、日常的に医療的ケアが必要な2歳児以上（当該年度の4月1日現在の満年齢）のお子さんのうち、人工呼吸器による呼吸管理が必要なお子さん、医療的ケアが複合するお子さんなど、通常の認可保育施設でお預かりが困難なお子さんを専用の保育室でお預かりします。

詳細については区のホームページに掲載していますのでご参照ください。

保育園名	種別	所在地	定員	休園日
明石町保育園	区立	明石町12-1	3人	土・日・祝・年末年始※1

※1 年末年始は12月29日から1月3日までです。

医療的ケア児専用保育室



受付期間

●令和9年度4月入園の申し込み

受付期間：令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）まで

※4月の入所申し込みは通常の申し込みと異なり、受付期間は1回となります。

※4月の申し込みは10月中を目途に相談にお越しください。

●令和9年度5月以降入園の申し込み

利用希望月	受付期間
令和9年5月	5月利用は取り扱いません。
令和9年6月	令和9年3月1日（月）～3月31日（水）
令和9年7月	令和9年4月1日（木）～4月30日（金）
令和9年8月	令和9年5月6日（木）～5月31日（月）
令和9年9月	令和9年6月1日（火）～6月30日（水）
令和9年10月	令和9年7月1日（木）～7月30日（金）
令和9年11月	令和9年8月2日（月）～8月31日（火）
令和9年12月	令和9年9月1日（水）～9月30日（木）
令和10年1・2月	令和9年10月1日（金）～10月29日（金）
令和10年3月	3月利用は取り扱いません。

※土・日・祝日を除きます。

※通常の申し込みと期間が異なりますのでご注意ください。

※受付時間は、午前8時30分から午後5時です。

※電子申請や郵送、日本橋・月島・晴海特別出張所などでの申し込みは、受け付けていません。

必ず6階保育課保育入園係の窓口にお越しください。

4 章

配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて



4章

配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて

4 居宅訪問型保育事業（障害児向け）

事業名(事業者名) 電話番号	障害児訪問保育アニー（特定非営利活動法人 フローレンス） (6811)0907
事業内容	①自宅保育型 障害・疾病などにより集団保育が著しく困難な児童を対象に、児童のご自宅に保育者が訪問し1対1で保育を提供します。 ②障害児保育園利用型 居宅訪問保育事業と児童発達支援事業を組み合わせた「障害児保育園ヘレン東雲」を併用します。
対象児童	●1～5歳児クラスで、保育の必要性があり、医療的ケアや疾病・障害などの程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められた児童（0歳児は要相談）。 ※「障害児保育園ヘレン東雲」では、主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重度の心身障害児（経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう・気管切開・人工呼吸器を必要とする児童を含む）が対象となります。対応の可否については、事業者にお問い合わせください。 ※「障害児保育園ヘレン東雲」を利用する場合は、バス送迎可能地域（入船、湊、明石町、築地、佃、月島、勝どき、豊海町、晴海）に居住の方のみが対象になります。
保育日	月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
保育時間	午前8時～午後6時の間で8時間以内
注意事項	●事前に事業者において預かりが可能であるかをご確認の上、事業の利用について区にご相談ください。 ●申込方法については、認可保育所の規定に準じます。 ●保護者は、事業者と直接利用契約を結びます。 ●交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については、区の補助制度があります。（月上限20,000円か実費額の2/3のいずれか低い方） （補助制度の問い合わせ先：保育課保育給付係 03-3546-5422）



5章

入所保留となっている方へ



5章 入所保留となっている方へ

1 申し込みの取扱い

1 入所保留となった後の申し込みの有効期限について

利用希望月の入所が保留となった場合、申し込みの有効期限内であれば、翌月以後も引き続き利用調整の対象となります。

申し込みの有効期限は、利用希望月の属する年度の末日（利用希望月が1月および2月の場合、翌年度の末日）か、教育・保育給付認定の有効期間の末日の、いずれか早い日となります。

《翌年度も引き続き利用を希望する場合》

今年度の末日で申し込みの有効期限が切れる方が、翌年度の4月以降の利用を希望する場合、利用を希望する月の申し込み受付期間内に、改めて申し込みを行う必要があります。

例：9月利用希望で申込書を提出した場合（9～2月入所の利用調整の対象となります）
→次年度4月利用の受付期間内に、改めて申し込みを行う必要があります。

◎翌年度4月利用希望の受付期間については、決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および区ホームページでご案内します。

2 教育・保育給付認定の有効期間について

年度の途中であっても、教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合、利用調整の対象となりません（例：6月30日に有効期間が終了する場合、7月入所の利用調整の対象となりません。）。

教育・保育給付認定の有効期間は、区から送付する支給認定証に記載されています。「保育を必要とする事由」によって異なりますので、必ずご確認ください。

教育・保育給付認定の有効期間が年度の途中で終了する方は、「保育を必要とする事由」について変更の届出をしていただくことで有効期間を延長できる場合があります。

《求職活動認定を受け申し込んでいる方》

「求職活動」で申し込みの方は、教育・保育給付認定の有効期間が3カ月のため、有効期間が終了する月の翌月の利用申込の受付期間（P12①参照）に「保育を必要とする事由」について変更の届出（P63参照）をしていただく必要があります。変更書類の提出がない場合は申込有効期間が終了となり利用調整の対象となりません。

例：教育・保育給付認定の有効期間が4月1日～6月30日の場合
→7月利用申し込み提出期限（5月31日（月））までに提出する必要があります。

◎3号認定を受けた方で、教育・保育給付認定の有効期間が3歳の誕生日の前々日までとなっている方については、有効期間が切れるまでに2号認定の支給認定証を送付しますので、改めて有効期間をご確認ください。

3 申し込みの取り下げについて

下表の場合は速やかに「◆保育所入所（転園）申込取下届」を提出し、申し込みを取り下げてください。提出日の属する受付期間（P12①参照）の利用希望月から、利用調整の対象外となります。

- 「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合
- 中央区から転出する場合
- その他、認可保育施設に入所する意思がなくなった場合

2 希望園や兄弟姉妹の入所（転園）条件の変更について

「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」の裏面（「変更後」欄）に以下の必要事項を記載して提出してください。

また兄弟姉妹で入所（転園）を申し込んでいる場合の希望条件を変更する場合は「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」を併せてご提出ください。

必要事項

① 変更を希望する月

※記載がない場合、提出日の属する受付期間（P12①参照）の利用希望月から適用となります（1・2・4月利用希望月の受付期間を除く）。

② 変更後の希望園・希望順位または希望条件

提出する時期

変更を希望する月の受付期間（P12①参照）までにご提出ください。

3 ご家庭や就労等の状況に変更があったとき

必ず以下の書類をご提出ください。

◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

●変更事由がわかる書類（P63～65参照）

申込時と保育園の内定または決定時の就労などの実態に差異があるときは、内定取消または退園となります。書類が間に合わない場合や、利用開始後に変更する予定の場合は必ずご連絡ください。

① 保育を必要とする事由の変更

変更内容が下表に該当する場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
退職して求職活動をはじめた	退職した月	◆求職活動状況申立書
求職活動・就労内定で就職した	就職した月	◆就労証明書（証明年月日が就労開始日以後のもの） （※1）自営業主などはA書類（1種類）およびB書類（3カ月分）も提出
別の会社に転職した	転職した月	◆就労証明書（証明年月日が就労開始日以後のもの） （※1）自営業主などはA書類（1種類）およびB書類（3カ月分）も提出
産後休業・育児休業から復職した	復職した月	◆就労証明書（証明年月日が復職日以後のもの）
就労条件を変更した （就労場所・日数・時間など）	変更した月	◆就労証明書（変更後のもの） （※1）自営業主などで就労場所を変更した場合は、A書類（1種類）も提出
病気・障害になった	医師の診断を受けた月	●診断書の写し（病名、病状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨について記載されたもの）
次の子を妊娠した	分娩予定日の 4カ月前（※2）	●母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページ）
学校などに入学した	入学した月	◆在学証明書 ●学生証の写し

（※1）「自営業主など」とは、個人事業主、経営者、会社役員、家族従業者、業務委託です。「A書類」および「B書類」はP15の「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」の「Aグループ」および「Bグループ」です。

（※2）4月利用希望で申し込みされる方は他の月に比べ、申込締切日が早いため、申し込み後に妊娠が確認できましたら早急にご提出ください。

ご提出いただけなかったまま内定した場合は内定取消または退園になることがあります（P84参照）。



② ご家族に関する変更

変更内容が下表に該当する場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
離婚（調停・協議）して別居することになった・死別した	離婚（調停・協議）した月 死別した月	P16④「ひとり親家庭」に記載の書類 （いずれかひとつ）
（結婚などで）同居することになった	結婚（同居を開始）した月	（同居者の） ●保育の必要性を証明する書類
保護者やお子さん（兄弟・姉妹含む）が障害者手帳・証書などを所持することになった	障害者手帳・証書などを所持した月	●身体障害者手帳 ●愛の手帳（療育手帳） ●精神障害者保健福祉手帳 ●特別児童扶養手当証書 ●障害基礎年金証書 ※障害福祉サービス等の受給者証は対象外です。
次の子が生まれたとき	生まれた月	母子健康手帳の写し （表紙と出生届出済の証明があるページの写し）

◎「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」には事由発生日もご記入ください。原則、事由発生日の翌月から月極延長保育料を再算定します。

③ お子さんに関する変更

変更内容が下表に該当する場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
就労など（産前産後休業、育児休業および求職中を除く）の理由により認可外保育施設の利用を開始した	利用開始月	◆受託証明書
子どもの健康状況 （疾病、傷害、発達の遅れ、アレルギーなど） ※完治した場合も提出が必要です。	変更のあった月	◆健康状態調査書

●受託証明書を提出後、認可外保育施設の利用を辞めた場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」にその旨を記載してご提出ください。提出がないまま保育園が内定または決定した場合は、内定取消または退園となります。

●お子さんの預け先の変更に伴い、保護者の就労状況も変更した場合は、併せて変更書類をご提出ください（P63①参照）。

④ 区市町村民税所得割額の算定に関する変更

下表に該当する場合は表内の提出書類をご提出ください。

書類の提出がない場合、利用調整の際は優先順位12番の対象となりません。また、月極延長保育を利用する場合は、保育料が最高額で決定されます。

対象者	提出期限	提出書類
4～8月利用で申し込みをし、 9月以降も引き続き申し込みを 継続する、中央区外に住所登録が ある方	令和9年 7月30日（金）	◆子どものための教育・保育給付認定変更認 定申請書 兼 申請内容変更届（令和8年度 の住民税課税自治体に申告した旨記載） ●令和9年度「住民税課税（非課税）証明 書」
区市町村民税が変更になった方 （未申告者の決定を含む）	変更（決定）が あった月	◆子どものための教育・保育給付認定変更認 定申請書 兼 申請内容変更届（変更があった 旨記載）

⑤ その他の変更

申し込み内容を変更するときに必要な書類です。P104～105に記入例がありますので、ご確認の上、記入してください。変更内容が下表に該当する場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」をご提出ください。

変更内容	提出期限
住所、氏名、電話番号	変更のあった日から1週間以内
保育必要量（標準時間・短時間）	変更を希望する月の前月

4 保留通知書の発行について

P45②をご参照ください。

5 期間限定型保育事業・居宅訪問型保育事業について

それぞれの事業の詳細はP35～36および区ホームページをご参照ください。



期間限定型保育事業



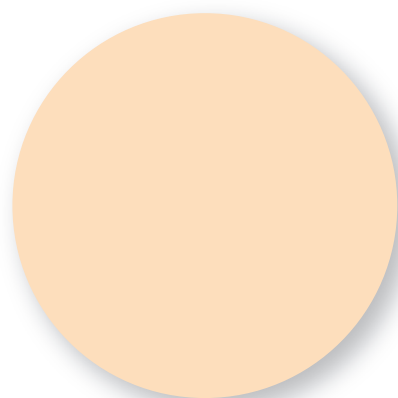
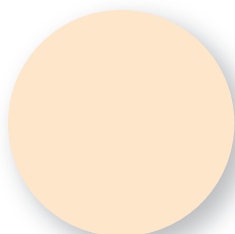
居宅訪問型保育事業



6章

内定した方・

通園している方へ





6章 内定した方・通園している方へ

1 保育園への通園について

1 登園開始について

内定園での面接・健診終了後、内定月中に必ず登園を開始してください。内定月中に1日も登園がない場合は退園となります。

2 「慣れ保育」について

入所直後は、生活リズムの変化や不安から体調を崩したり、精神的に不安定（夜泣き・登園拒否など）になりがちです。

乳幼児突然死症候群（SIDS）などの事故は預け始めの時期が多く、特にきめ細かな注意が必要です。

保育園では重大事故防止や、お子さんの負担を軽くするため「慣れ保育」をお願いしています。お子さんの状況により、初日は1時間程度の預かりから開始し、1週間から2週間までを目安に個々に対応いたします。お子さんが保育園で安心して過ごすためにご協力をお願いします。

▶ 転園児について

新入所児と同様に新しい園・新しい保育士に少しずつ慣れることが必要です。転園されるお子さんにつきましても「慣れ保育」をお願いしています。

3 お子さんの送迎について

● 送り迎えは保護者が決められた時間をお願いします。送り迎えの人や時間が変わる場合、お休みする場合は、必ず保育園に連絡してください。

※兄弟姉妹が同じ園に在園している場合は、原則として兄弟姉妹一緒に同じ時刻に送迎していただきます。

● 自転車の駐輪は通行の妨げにならないように注意してください。保育園には一日中自転車などを停めておく駐輪場はありません。

● 保育園には送迎用の駐車場はありません。お車での送迎はご遠慮ください。

4 延長保育のご利用について

① 月極延長保育

延長保育が継続的に必要な方（目安としては週3日以上）は、月極延長保育を利用してください。延長保育時間については P34、延長保育料については P79～82をご覧ください。

申し込み できる方	・ 1歳児クラス以上のお子さんの保護者 ・ 保育必要量が「保育標準時間」に認定されている方 ・ 保護者が就労（就労内定も含む）または、学校等に在学もしくは職業訓練をしていて、週3日以上お迎え時間に間に合わない方 ◎ 1歳児クラス以上のお子さんであっても、<u>同じ園に0歳児クラスの弟妹がいる場合は</u>利用することができません。 ◎ 産前産後休業・育児休業を取得している期間は、利用することができません。
受付場所	在園（内定）している保育園
受付期間	利用希望月の前月の20日まで（20日が休日にあたる場合、前開園日が期限となります。） ◎ 私立の保育園においては、受付期間が異なる場合があります。 詳細は在園（内定）している保育園にご確認ください。
必要書類	① ◆ 月極延長保育申込書 ② タイムカードなどの直近3カ月の会社を退勤した時間がわかる書類 ◎ ②は提出済みの就労証明書の就労時間帯が午後6時30分以降の場合は、提出不要です。 ◎ ②は会社様式の用意がない場合は、区の書式「◆直近3カ月の勤務実績」で作成するよう就労先に依頼してください。

▶ 月極延長保育が不要となった場合

「月極延長保育」が不要となった方は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に「〇月から月極延長保育を利用しない」と記載して、利用解除を希望する月の前月末までに保育園にご提出ください。就労状況が変わった場合（転職、退職、勤務地移転など）や、下の子の妊娠など家庭状況が変わった場合は、月極延長保育の利用が解除となることがあります。詳しくは保育課保育入園係にお問い合わせください。

② スポット延長保育

月10回程度の利用であれば、こちらをご利用ください。

利用する際は、直接園に申し込みが必要となります。スポット延長保育料については P82をご覧ください。詳細は在園している保育園に直接お問い合わせください。

申し込み できる方	・ 1歳児クラス以上のお子さんの保護者 ◎ 1歳児クラス以上のお子さんであっても、<u>同じ園に0歳児クラスの弟妹がいる場合は</u>利用することができません。
--------------	---



5 休園について

①お子さんのけがや病気や里帰り出産のため、通園できないと見込まれるとき

お子さんのけがや病気や保護者の里帰り出産のため、やむを得ずお休みする場合は、2カ月に限り保育を停止することができます。この間、月極延長保育料はかかりません。保育の停止については、原則として停止を希望する月の前月末日までに下表の書類を通して保育園にご提出ください。

対象者	提出書類
全員	◆ 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届 （「〇月から保育の停止を希望する」と記載してください。）
お子さんのけがや病気のため休園する方	診断書の写し（病状と回復見込みの記載があるもの）
里帰り出産のため休園する方	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページの写し）

お休みできる期間は最長で2カ月までです。3カ月目末日までに登園を開始できない場合は退園となります。

例：5月20日からお休みした場合

5/20	6/1	6/30	7/1	7/31	8/1	8/31	→ 8/31まで欠席 ＝退園
登園月	休園1カ月目 延長保育料 かからない	休園2カ月目 延長保育料 かからない	休園3カ月目 延長保育料 かかる				

← 保育の停止期間 →

②ご家庭の事情（自己都合）でお休みするとき

理由にかかわらず月の初日から2カ月を超えて1日も登園がない場合は退園となります。この場合、登園が一度もなくとも月極延長保育料は毎月かかります。

提出書類はありませんが、必ず保育園に伝えてください。

例：5月20日からお休みした場合

5/20	6/1	6/30	7/1	7/31	→ 7/31まで欠席 退園
登園月	休園1カ月目 延長保育料 かかる	休園2カ月目 延長保育料 かかる			

6章

内定した方・通園している方へ

2 通園中に必要な手続きについて

1 入所後すぐに必要な手続きについて

以下に該当する方は、入所後に下表の書類を提出する必要があります。期限までに提出がなく、保育の必要性が確認できない場合は退園となります。

具体的な提出期限など詳細は入所決定後に送付する通知文書でご案内します。

①「復職予定」、「就労内定」、「求職活動」で申し込みをした方

対象者の分の「◆就労証明書」をご提出ください。

個人事業主・経営者・会社役員・家族従業者・業務委託の場合、就労証明書に加えて「事業を営んでいることを証明する書類」のBグループの書類（利用開始月を含む3カ月分）の提出が必要となります。Bグループの書類については、提出が可能となった月分を随時速やかにご提出ください。

対象者	提出期限	就労証明書の証明日
育児休業中に復職予定で申し込みをした方	利用開始月の翌月中旬まで	復職日以降の日付
就労内定で申し込みをした方	利用開始月の翌月中旬まで	就労日以降の日付
求職活動で申し込みをした方	利用開始月を含む3カ月以内	就労日以降の日付

例：母（復職予定）、父（就労中）で申し込んだ場合→母のみ入所後（復職後）に就労証明書を提出

②「妊娠・出産」で申し込みをした方

認定期間終了までに特例在園・復職・退園のいずれかの手続きが必要です。詳しくはP72～P74をご参照ください。

③申込時に認証保育所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（ベビーシッター・一時預かりを含む）にお子さんを預けていて受託証明書などを提出した方

申込時から保育園の利用開始月まで、継続して利用していたことを確認するため、下表の書類をご提出ください。利用開始月までの間に、お子さんを預けていた認可外保育施設などを退所している場合や、領収書・利用記録の利用実績が足りない場合は、申込時と内定時または入所時の状況に差異があるため、退園となります。提出期限などの詳細については、入所決定後の通知文書でご案内します。

提出書類	
利用開始月まで認可外保育施設などを利用していたことが分かる次のうちいずれか1種類	
◆受託証明書	— いずれか1種類
・領収書	
・利用記録	
<u>※ベビーシッター・一時預かりを利用していた方は、利用記録などの利用実績がわかる書類を提出してください。</u>	

◎領収書および利用記録は、申込締切日の翌日から内定した月の前月末日までのものがすべて必要です。

◎申込時に、認可外保育施設などの受託証明書などを提出していない場合は、提出不要です。



2 年に一度の現況確認の手続きについて

①家庭状況届、保育の必要性を証明する書類

法令の定めにより、保育園を利用されている方は年に一度「家庭状況届」および「保育の必要性を証明する書類」を提出する必要があります。これは引き続きお子さんの保育が必要な状況であることを確認するためのものです。対象となる方には個別にお知らせしますので、必ずご提出をお願いします。

提出期限までに書類の提出がなく保育の必要性が確認できない場合や、審査の結果、保育が必要でないと判断された場合には、保育園は退園となります。

②区市町村民税所得割額を算定するための書類

対象者	提出期限	提出書類
令和9年1月1日現在、他の自治体に住民登録がある方	令和9年7月30日（金）	令和9年度住民税課税（非課税）証明書 ※令和9年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行可能です。
令和9年1月1日現在、日本に住民登録がない方		令和8年分（1月～12月）の「◆年間収入申告書」及び会社発行の給与証明書
生活保護を受けている方		生活保護受給証明書

3 ご家庭やお仕事の状況が変わったとき

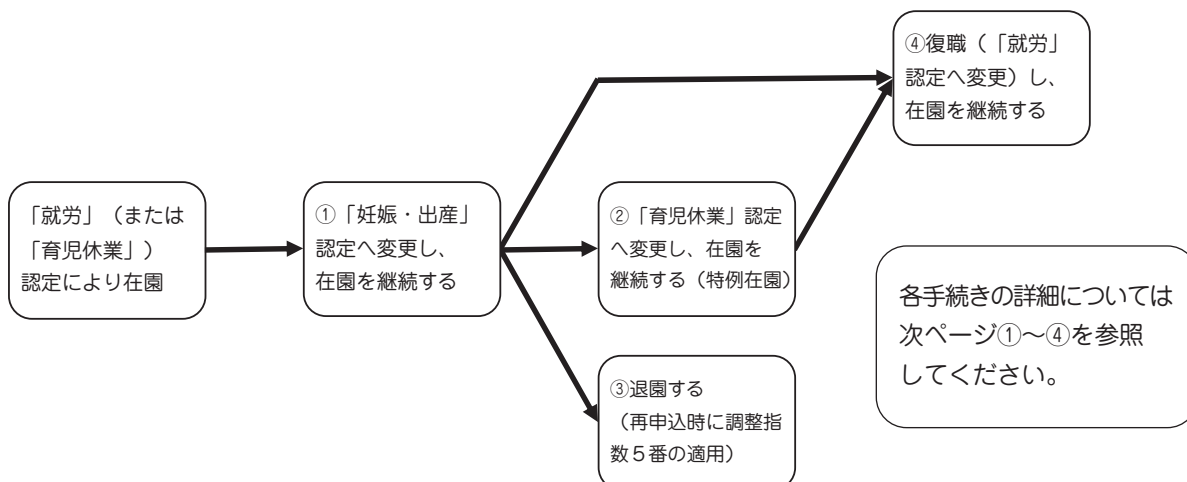
入所保留中の方と同じお手続きになります(P63「ご家庭や就労等の状況に変更があったとき」参照)。

4 下の子の産前産後休業・育児休業を取得するとき

産前産後休業を取得する場合、「妊娠・出産」認定の有効期間内において在園を継続することができます。

また育児休業期間については、原則「保育を必要とする事由」に該当しませんが、既に保育園に在園しているお子さんについては、「育児休業」認定を受け、継続して保育園に通うことができます（特例在園といいます。）。

在園中に、下のお子さんの産前産後休業・育児休業を取得するときの手続きの種類と流れ



①「妊娠・出産」認定への変更について

以下のとおり書類を提出することで、「妊娠・出産」認定の有効期間（出産予定月の2カ月前の月から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月まで）の間、在園を継続することができます。

◎産後休業後にそのまま育児休業を取得する予定があり、以下②の「育児休業」認定への変更（特例在園）を希望する場合は、同時に手続きすることもできます。

提出期限	提出書類
分娩予定日の 4カ月前まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届（※1）
	●母子健康手帳の写し（表紙・分娩予定日のページ）

※1 「妊娠・出産」認定へ変更する旨、記載してください。

②「育児休業」認定への変更（特例在園）について

以下のとおり書類を提出することで、「育児休業」認定を受け、在園を継続することができます。

▶対象者・期間

- 特例在園が可能な期間は、当該育児休業の対象となるお子さんについての育児休業期間が終了する月の末日までです。
- 中央区外にお住まいで、中央区在勤・在学要件（P52③参照）でご利用の方は対象外です。
- 期間限定型保育事業・居宅訪問型保育事業をご利用の方は対象外です。

▶注意事項

- 育児休業中にさらに下の子を妊娠し、引き続き産休を取得する場合は、改めて①、②の手続きが必要です。
 - 育児休業中に退職した場合、保育を必要とする事由を「求職活動」に切り替える必要があります。切り替え後、引き続き保育園に通う場合は、退職した日から3カ月以内に就労を開始し、速やかに「◆就労証明書」を提出する必要があります。
- 「◆就労証明書」の提出がない場合は退園となります。
- 切り替えの手続きについてはP63をご覧ください。

提出期限	提出書類
教育・保育給付認定 （妊娠・出産）の 有効期限（P11参照）まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届（※2）
	◆就労証明書（育児休業期間が記載されているもの）

※2 「育児休業」認定への変更（特例在園）を希望する旨、必ず記載してください。

③退園について

育児休業を取得するにあたり、特例在園を希望せず退園する場合、かつ以下の手続きを行った場合に限り、復職が可能になった段階で再度申し込みをされる際に利用調整基準表の調整指数5番「育児休業の取得により、一時退園し、育児休業明けに再度入所を申し込む場合」が適用されます。

▶手続方法

「妊娠・出産」認定の有効期間が終わる月の末日までに「◆保育所退所届」を在園している園に提出し、当該月の末日をもって退園してください。その際、退所届に「第○子の育児休業に入るため退園します。調整指数5番適用を希望します」と記載してください。



④復職（「就労」認定への変更）について

以下のとおり書類を提出することで、「就労」認定を受け、在園を継続することができます。

提出期限	提出書類
復職後速やかに	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届（※）
	◆就労証明書（復職済みであることが記載されているもの）

※「就労」認定への変更を希望する旨、記載してください。

産前産後休業・育児休業中に保育短時間（P11②参照）への変更を行っていた方は、保育標準時間への変更を希望する旨も、併せて記載してください。

産前産後休業・育児休業期間中の預け時間について

- ◎月極延長保育は産前産後休業・育児休業期間中には利用できません。産前産後休業・育児休業に入るまでに月極延長保育の利用を解除する手続きを行ってください（P69①参照）。なお月の途中で利用を終了した場合でも、1カ月分の月極延長保育料がかかります。
- ◎産前産後休業・育児休業中の保育時間については、原則、早番・遅番にかからない時間帯（例：午前9時～午後4時30分 園によって異なります。）のお預かりとなりますが、ご家庭の状況等について園長と適宜ご相談いただき、設定してください。
- ◎保育園によっては保育短時間（P11②参照）に相当する保育時間をお願いする場合があります。ただし、保育短時間に変更後、午前9時～午後5時の時間以外を利用する場合は、スポット延長保育料が発生しますのでご注意ください。変更方法についてはP65⑤をご参照ください。

5 中央区から転出後も、引き続き中央区の保育園に通園したいとき

P51をご参照ください。

3 転園について

別の園に転園を希望するときは、下表の書類から自身に必要な書類をご提出ください。

受付期間・申込方法などは入所申し込みと同様です（P12参照）。

なお、転園が内定した場合、元の園は退園になりますが「◆保育所退所届」の提出は不要です。

必要書類	必要な方
①◆保育所転園申込書	全員
②保育の必要性を証明する書類（P14～15参照） ※育児休業中の方は、育児休業を取得していることがわかる「◆就労証明書」をご提出ください。	全員
③◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表	兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方
④ご家族に関する書類（P16参照）	ご家庭に事情のある方（該当する方のみ）
⑤◆健康状態調査書	お子さんの健康・発達で気になることがある方

転園の申し込みに当たり、以下の点にご注意ください。

- 下の子の育児休業中に上の子の転園を希望する場合は、「妊娠・出産」の指数で利用調整を行います。復職が確認でき次第「就労」の指数で利用調整を行います。
- 転園先に内定した場合は元の園には戻れません。転園を辞退する場合や内定が取り消しとなった場合は、現在在園している園も退園になります。
- 現在の園にお子さんが慣れてきたなどの理由で転園の意思がなくなった場合は、必ず「◆保育所入所（転園）申込取下げ届」をご提出ください。
なお、取り下げとなるのは提出日の属する受付期間（P12①参照）の利用希望月からとなりますのでご注意ください。
- 下の子の出産予定があり、転園の利用調整指数が「妊娠・出産」になる期間にもかかわらず、出産予定の届出がなく「妊娠・出産」以外の指数で利用調整を行い内定した場合、申込時と内定時の状況に差異があるため、内定が取り消しとなります。その場合、現在在園している園も退園となります。

4 退園について

「◆保育所退所届」をお子さんが通っている保育園にご提出ください。登園がなくても、「◆保育所退所届」の提出がなければ月極延長保育料が発生します。

なお「◆保育所退所届」の提出に伴い、退園するお子さんの転園の申し込みは自動的に取り下げとなりますのでご注意ください。

「◆保育所退所届」を提出した後の撤回は原則できませんので、必ず退園の意思が固まってからご提出ください。



7章

保育料などについて



7章 保育料などについて

1 保育料の無償化について

保育料（延長保育料を除く。）は無償となります。

2 給食費（副食費）の無償化について

保育園を利用する区内在住のお子さんの給食費（副食費）は無償となります。

◎区外から中央区の保育園を利用する方で、お住まいの自治体が給食費（副食費）を無償化していない場合は、給食費（副食費）として実費相当額を中央区または在籍施設が徴収します。

ただし、ご家庭の収入状況によっては給食費（副食費）免除の対象となります。詳細についてはお住まいの自治体にお問い合わせください。

3 実費相当分にかかる費用の徴収について

利用する保育園によっては、あらかじめその用途や額、徴収理由などをお示した上で、日用品・文房具・制服などの購入や、遠足などの行事にかかる費用等について、実費相当分の料金を徴収する場合があります。

当該経費については無償化の対象とはならず保護者の負担となりますが、ご家庭の収入状況により、かかった実費の全部または一部を給付する制度があります。対象の世帯には区から3月頃通知を送付します。

4 月極延長保育料について

①月極延長保育料のお支払いについて

月極延長保育料は、下表のとおり支払先が異なります。

お子さんの預け先		延長保育料の支払先
区立	認可保育所	中央区
	認定こども園	中央区
私立	認可保育所	保育園
	認定こども園	保育園
	地域型保育事業	保育園

◎月途中で退園した場合でも、月極延長保育料は月額がかかります（日割計算はしません）。

◎私立の場合、保育園への支払いとなります。支払いの方法については預け先の園に確認してください。

月極延長保育料の納付は、口座振替をご利用ください

中央区への支払い方法は原則口座振替としていますので、区立の認可保育所・認定こども園で月極延長保育を利用する方については、利用決定後に送付する「認可保育所保育料等口座振替（自動払込）依頼書」により口座振替の手続きをお願いします。

お手続き後、口座振替が可能になるまでお時間がかかる場合があります。手続きが完了するまでは、納付書でご納付いただきます。

中央区へのお支払いで口座振替ができる金融機関はこちらからご確認ください。



月極延長保育料の滞納について

納期限までに納付が確認できない場合は、自宅宛に督促状・催告書をお送りするとともに、必要に応じて文書や電話による催告も行います。また、月極延長保育の利用が制限される場合があります。



②月極延長保育料の決定について

①月極延長保育料決定の概要

月極延長保育料は、下表のとおり、区市町村民税に基づき、上期と下期に分けて決定します。

利用決定時および上期・下期の開始時に、区立認可保育所・認定こども園のみ月極延長保育料決定通知書を送付します。

	月極延長保育料 決定通知書の送付時期	決定対象となる 利用月	算定根拠となる区市町村民税	
				課税自治体
上期	令和9年4月	令和9年4月 ～令和9年8月	令和8年度の区市町村民税 (令和7年1月～12月の収入)	令和8年1月1日に 住民登録があった自治体
下期	令和9年8月	令和9年9月 ～令和10年3月	令和9年度の区市町村民税 (令和8年1月～12月の収入)	令和9年1月1日に 住民登録があった自治体

②月極延長保育料を決定するために必要な手続き

原則、手続きは必要ありませんが、以下に該当する場合は手続きを行ってください。

令和8・9年度の区市町村民税の申告がない場合

対象年度について、算定対象となる世帯員のどなたか一人でも税申告がない場合、区市町村民税を基に月極延長保育料を算定することができないため、最高額（階層）で月極延長保育料を決定します。所得がなかった方についても、所得がない旨の税申告が必要となります。

遅れて税申告をした場合、速やかに変更の手続きを行ってください（P65④参照）。

転入予定で申し込んでいる方や、保護者のうちに区外在住者がいる場合

◎他の自治体で課税されている場合、対象年度の「住民税課税（非課税）証明書」をご提出ください。

◎国内に住民登録がなく、どの自治体からも区市町村民税が課税されない場合、「◆年間収入申告書」および会社発行の給与支給証明書などをご提出ください。外国語で記載された証明書などは、必ず和訳を添付してご提出ください。

③月極延長保育料の算定方法

下表のとおり算出した「区市町村民税所得割」が、次ページの月極延長保育料一覧表のどの階層に該当するか参照してください。階層とお子さんの歳児クラスが交差する欄が、お子さんの月極延長保育料となります。

算定対象	保護者（父および母）、保護者と事実上の婚姻状態にある方、保護者と同居にいてかつ家計の主宰者と判断される祖父母など		
月極延長 保育料算定の 基礎となる 区市町村民税 所得割	次の額について、算定対象となるすべての方の分を合算した額	区市町村民税 所得割額 + ・ 配当控除額 ・ 住宅借入金等特別税額控除額 ・ 寄附金税額控除額 ・ 外国税額控除額 ・ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ※すべて区市町村民税に係る額に限る	

※階層「B」の区市町村民税非課税世帯は、「区市町村民税所得割額」に加えて、算定対象となるすべての方が、区市町村民税均等割も非課税である場合に該当します。

◎結婚、離婚などにより月極延長保育料の算定内容が変更となった場合は、月極延長保育料を再算定します。その際は速やかに変更の手続きを行ってください（P64②参照）。

◎区市町村民税が変更となった場合には、現年度内に限り月極延長保育料の再算定を行います。その際は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および、申告（変更）内容が分かる書類（「住民税課税（非課税）証明書」など）を区にご提出ください。現年度を過ぎた場合には再算定を行うことはできません。

また再算定の結果、月極延長保育料が変更とならない場合もありますので、ご了承ください。

③月極延長保育料一覧表

(単位：円)

階層	月極延長保育料を決定する区分		3歳児クラス未満	3歳児クラス	4歳児クラス以上
A	生活保護世帯		0	0	0
B	区市町村民税非課税世帯		0	0	0
C	区市町村民税所得割非課税世帯		600	600	600
D 1	区市町村民税課税世帯	2万円 未満	600	600	600
D 2		2万円 以上 4万円 未満	600	600	600
D 3		4万円 以上 6万円 未満	900	900	900
D 4		6万円 以上 8万円 未満	900	900	900
D 5		8万円 以上 10万円 未満	900	900	900
D 6		10万円 以上 13万円 未満	1,300	1,300	1,300
D 7		13万円 以上 16万円 未満	1,600	1,300	1,300
D 8		16万円 以上 19万円 未満	1,800	1,300	1,300
D 9		19万円 以上 21万円 未満	2,000	1,500	1,500
D10		21万円 以上 23万円 未満	2,100	1,700	1,600
D11		23万円 以上 25万円 未満	2,300	1,800	1,800
D12		25万円 以上 27万円 未満	2,500	1,900	1,800
D13		27万円 以上 29万円 未満	2,600	2,000	1,800
D14		29万円 以上 30万円 未満	2,700	2,100	1,800
D15		30万円 以上 31万円 未満	2,900	2,200	1,800
D16		31万円 以上 33万円 未満	3,000	2,200	1,800
D17		33万円 以上 34万円 未満	3,100	2,200	1,800
D18		34万円 以上 35万円 未満	3,200	2,200	1,800
D19		35万円 以上 36万円 未満	3,400	2,200	1,800
D20		36万円 以上 42万円 未満	3,700	2,200	1,800
D21		42万円 以上 48万円 未満	4,100	2,200	1,800
D22		48万円 以上 54万円 未満	4,500	2,200	1,800
D23		54万円 以上 61万円 未満	4,900	2,200	1,800
D24		61万円 以上 69万円 未満	5,100	2,300	1,800
D25		69万円 以上 80万円 未満	5,300	2,400	1,900
D26		80万円 以上 91万円 未満	5,600	2,500	2,000
D27		91万円 以上 103万円 未満	5,800	2,600	2,100
D28		103万円 以上 116万円 未満	6,100	2,800	2,200
D29		116万円 以上	6,400	2,900	2,300

※保育短時間の月極延長保育はありません。スポット延長保育をご利用ください。



④ 月極延長保育料の減額について

下表の項目に該当し生活に困窮している世帯は、月極延長保育料が減額となる場合があります。詳細は保育入園係にお問い合わせください。

- | |
|----------------------------------|
| ①生活保護を受けたとき |
| ②区民税が非課税、免税、減額（均等割以下）、徴収猶予になったとき |
| ③災害・盗難・横領により、多額の損失を受けたとき |
| ④多額の医療費を支払ったとき |
| ⑤働けない世帯員が増加したとき |
| ⑥生計中心者が失業したとき |
| ⑦収入が激減したとき |

5 スポット延長保育料について

① スポット延長保育料のお支払いについて

●区立認可保育園（※公設民営園は除く）

現金支払いとキャッシュレス決済からお選びいただけます。

【現金支払い】

事前にスポット延長保育利用券（5回分）を購入していただきます。園で納付書を受け取り、納付書に記載の金融機関でお支払いください。お支払い後、領収証書を園にお持ちいただき、スポット延長保育利用券を園からお渡します。スポット延長保育利用時は、この利用券により利用確認を行います。

◎卒園などの理由でお手元に使い切れなかったスポット延長保育利用券をお持ちの方は、保育課保育入園係窓口または通っている保育園にて返金手続きができます。

【キャッシュレス決済】

スポット延長保育利用後のお迎えの際にスマートフォンで決済していただきます。クレジットカードまたはPayPayのみ利用可能です。利用するためにはLoGoフォームのアカウント登録が必須となります。

スポット延長保育料の返金、キャッシュレス決済の詳細についてはこちら



●公設民営園・私立認可保育園

詳細は直接園にお問い合わせください。

※公設民営園は八丁堀・堀留町・十思保育園、京橋・晴海こども園です。

② スポット延長保育の料金について

次のとおりです。ただし、A・B階層（月極延長保育料の階層に準じます）の方は0円となります。

- ・保育標準時間：18時30分～19時30分 400円
- ・保育短時間：7時30分～9時および17時～18時30分 240円
- 18時30分～19時30分 400円

※19時30分以降のスポット延長保育料は、実施する施設へ直接お問い合わせください。



8章

重要事項



8章 重要事項

1 保育園入所申し込みに関する重要事項の確認

①申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

②申込書類

入所申し込みに必要な書類は、申込締切日までに必ずご提出ください。不足書類がある場合は原則として利用調整の対象になりません。申込締切日後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。

③書類の記載内容の確認

提出された書類の確認のため、公簿に記載された情報の照会や、就労先などへの電話や訪問などによる調査を行うことがあります。

④申し込み後の内容変更

入所申し込み後に家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）の変更があった場合、必要書類を早急にご提出ください（P63～65参照）。書類が間に合わない場合や利用開始後に変更する予定がある場合には必ずご連絡ください。入所の意思がなくなったときは、提出期限までに「◆保育所入所（転園）申込取下届」を速やかにご提出ください。なお、取り下げとなるのは、提出日の属する受付期間の利用希望月からとなります。

⑤入所内定・入所決定の取消

- ア 提出された「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」、「保育の必要性を証明する書類」に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取消または退園になります。
- イ 提出された「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」、「保育の必要性を証明する書類」の内容と入所内定または入所決定後の実態に差異がある場合は、内定取消または退園になります。

【「差異がある場合」として内定取消・退園となる主な例】

項目	申込時の状況	内定または決定後の状況
保護者の状況	就労状況が週5日／1日8時間	就労状況が週3日／1日4時間
	復職予定	育児休業取得の会社に復職せず退職または転職
母の状況	申込時に出産の予定があったが書面による申告がなかった	出産予定月の前後2カ月の間に入所内定・決定
お子さんの状況	認可外保育施設で保育	内定し入所する前に認可外保育施設を退園 利用実績が週3日／1日4時間未満

⑥ 保育園の希望方法

希望園は、空き状況に関係なくいくつでも記入できます。通える範囲でお選びいただき、入所したい順にご記入ください（入所を希望しない園は記入しないでください。）。申し込みができない園を希望したとき（利用開始日時時点の年齢・月齢が保育実施年齢・月齢に満たない場合、希望園が認証保育所である場合など）は、該当園については自動的に取り下げとなります。兄弟姉妹で申し込みをする方は、「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」の提出が必要です。

⑦ 育児休業からの復職を理由とする入所申し込み

- ア 復職とは育児休業を取得した就労先に職場復帰することを言います。育児休業中または終了後に復職せず退職（転職含む）した場合や、入所した月の翌月1日までに復職できない場合、復職が確認できない場合は、原則として内定取消または退園になります。
- イ 利用希望月に入所が内定せず育児休業を延長した方で、延長後の復職予定日より前に入所が内定しても復職ができない場合は、「◆保育所入所（転園）申込取下届」を利用希望月の提出期限までに提出し、申し込みを取り下げてください。再度利用を希望する場合は、延長後の復職予定月から改めて申し込みが必要です。
- ※ 期限までに「◆保育所入所（転園）申込取下届」の提出がなく、内定後に復職できないことが確認された場合は、内定取消となります。

⑧ 中央区に転入予定の方の入所申し込み

- ア 利用希望月の前月末までに転入することがわかる書類（「◆中央区への転入誓約書」および不動産の売買（賃貸借）契約書の写し）の提出が必要です。
- イ 利用調整を行う歳児クラスを判定するため、申込児童の生年月日が確認できる書類の提出が必要です。
- ウ 転入予定で入所申し込みをした方は、入所が内定したかどうかにかかわらず、利用希望月の前月末の最終開庁日17時までに転入の届出を行うとともに、保育入園係で転入の手続きをする必要があります。手続きがない場合、翌月以降の利用調整については、中央区民の利用調整を終えた後に行います。また、入所が内定した場合でも、転入の届出および保育入園係で転入の手続きがなければ内定辞退とみなします。内定辞退の取り扱いは、中央区民と同様です。
- エ 保留通知書などの利用調整結果に係る書類は、保育入園係で転入の手続きをした翌日以降に発行します。上記手続きを行わない場合は発行できません（「希望する保育園に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合も含まれます。）。
- オ 二重在籍を防止するために、転出元の自治体に利用調整結果を情報提供いたします。転入前自治体で保育園に通っており、中央区の保育園に内定した場合は、内定月の前月末までに転入前自治体の保育園を退所する必要があります。内定月までに退所していない場合、内定辞退とみなします。

⑨ 配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの入所申し込み

- ア 健康状態調査書を提出してください。
- イ 保育園での生活について配慮が必要な場合は、申し込み前に保育入園係にご相談ください。
- ウ 医療的ケアが必要なお子さんは、必ず申し込み前に保育入園係の窓口にお越しください。また申し込みは、保育入園係の窓口でのみ受け付けています。



⑩利用調整

- ア 利用調整は、利用希望月の申込締切日を基準日とし、基準日の状況が利用希望月まで引き続いているものとして決定します。
- イ 就労条件（就労日数、就労時間）に変更があった場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および「◆就労証明書」の提出が必要です。
- ウ 利用調整は、「◆就労証明書」などに記載されている内容で行います。
短時間勤務から通常就労時間での就労に切り替えた場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および短時間勤務終了について記載した「◆就労証明書」の提出が必要です。提出がない場合は、短時間勤務の就労時間数で基本指数を決定し、利用調整を行います。
- エ 就労内定で申し込み後に就労を開始した場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、就労開始後の「◆就労証明書」および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、就労内定の基本指数で利用調整を行います。
- オ 求職活動で申し込み後に就労先が決定または就労を開始した場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、就労開始後の「◆就労証明書」および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、求職活動の基本指数で利用調整を行います。
- カ 中央区外にお住まいで、中央区に在勤・在学または里帰り出産で申し込んだ方の利用調整は、中央区民の利用調整の後に行います。
※4月申込は第2回での選考となります。
また、転入予定で申し込み、利用希望月の前月末までに転入および保育入園係で転入の手続きが行われなかった場合の利用調整についても、中央区民の利用調整の後に行います。
- キ 「◆就労証明書」の証明内容に対して、就労実績の整合性がない場合は、利用調整指数が減点となります。
- ク 利用希望月に入所保留となった場合、申込有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います（申込書の有効期間については、⑫教育・保育給付認定の有効期間、⑬「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」の有効期間をご参照ください。）。

⑪支給認定証の交付

保育の必要性が認定された方には、支給認定証を発行します。支給認定証は、利用調整結果には関係なく、保育が必要と認められた方全員に交付します。なお、教育・保育給付認定の審査結果は、利用調整の結果と同時期にお知らせします。

⑫教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の保育を必要とする事由により、認定の有効期間が異なります。有効期間が終了する前に「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と「保育の必要性を証明する書類」をご提出ください。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。認定の有効期間が終了した場合、入所申し込みについても有効期間終了となりますのでご注意ください。また、転出した場合は、原則として転出した日の前日の属する月の末日をもって取り消します。

⑬◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書の有効期間

「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（1月および2月を除く）のうちいずれか早い日までとなります。引き続き入所を希望される場合は、有効期間終了前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。また、転出した場合は転出した日の前日の属する月の末日をもって有効期間終了となります。

⑭入所内定の辞退

入所内定を辞退する場合、「◆保育所入所（転園）申込取下届」を入所予定月の前月末までに必ずご提出ください。内定を辞退した月から1年間は、利用調整における調整指数の加算および優先順位は適用されません。

⑮入所前の面接・健康診断

内定後は、保育園長との面接および園医によるお子さんの健康診断を行い、その結果を受け、入所が決定します。面接・健康診断より先に登園することはできません。

⑯内定後の登園について

内定月中に必ず登園を開始してください。内定月に1日も登園がない場合は退園となります。

⑰保育園への情報提供

保育園に内定した場合、提出された「◆就労証明書」などの書類について、入所が内定した保育園へ情報提供します。また、入所後においても就労状況や家庭状況などの変更があった場合は、随時情報提供します。

⑱利用開始後の書類提出

入所後、お子さんの保育が必要である状況を確認するため、「◆就労証明書」などを提出していただきます。なお、その後も家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）に変更があった場合、必要書類を早急にご提出ください。

食物アレルギーのあるお子さんは、入所決定後に保育園に必要書類を提出していただきます。

⑲その他

この申し込みに係る審査のため、住民基本台帳に記載された情報および教育・保育給付認定に必要な課税情報の確認をすることに同意したものとみなします。



2 保育園転園申し込みに関する重要事項の確認

① 申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

② 転園内定・転園決定の取消

ア 提出された「◆保育所転園申込書」、「保育の必要性を証明する書類」に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取消または退園になります。

イ 提出された「◆保育所転園申込書」、「保育の必要性を証明する書類」の内容と転園内定または転園決定後の実態に差異がある場合は、内定取消または退園になります。

アまたはイに該当した場合、元の園には戻れないため、退園となります。

③ 転園内定の辞退

転園の申し込みを行い、転園先に内定した場合は、元の保育園には戻れず、退園となります。そのため、転園を辞退する場合は、現在通っている保育園も退園となります。転園の意思がなくなったときは、「◆保育所入所（転園）申込取下届」を速やかにご提出ください。

なお、取り下げとなるのは、提出日の直近の締切日となる希望月からとなります。

（例：7月10日に申込取下届を提出した場合、9月利用調整から転園申し込みが取り下げとなります。）

④ ◆保育所転園申込書の有効期間

利用希望月に転園が保留となった場合、「◆保育所転園申込書」の有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います。申込書および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（1月および2月を除く）のうちいずれか早い日までとなります。引き続き転園を希望される場合は、申込期間が終了する前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。

なお、転園申込の有効期間内に在園中の保育園を退所した場合、転園申込は自動的に取り下げとなります。

⑤ 利用調整

入所申込と同様です。P86⑩をご覧ください。

⑥ 育児休業取得中の方の利用調整

既に保育園に通っているお子さんの弟・妹の育児休業を取得している場合、上の子の転園の利用調整は「妊娠・出産」の指数で行います。復職が確認でき次第、「就労」の指数で利用調整を行います。

⑦ 配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの転園申し込み

入所申込と同様です。P85⑨をご覧ください。

⑧ 兄弟姉妹で転園を申し込みする方

「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」の提出が必要です。

3 入所後および転園後の手続きなどに関する重要事項の確認

① 保育園で保育を行う日と時間

- ア 保育園に在園できる期間は、保護者の保育が必要な状況により異なります。
- イ 保育時間は保育園の開所時間とは異なります。入所後、「◆就労証明書」記載の就労時間に基づき、園長がご家庭の状況（保護者の就労の実態など）をお伺いして決定します。
- ウ 保育園は保護者の就労や疾病などの理由で保育を必要とするお子さんを保護者に代わって保育するところです。したがって、買い物、家事、余暇、兄弟姉妹の学校行事および習い事のために保育園を利用することはできません。

② お子さんの送迎について

送り迎えは保護者が決められた時間にお願いします（P68参照）。

③ 「慣れ保育」について

入所（転園）後には「慣れ保育」をお願いします（P68参照）。

④ 育児休業中の保育園の利用

- ア 入所後に下の子の育児休業を取得する場合、ご家庭でお子さんを保育できる状況となりますが、事前に「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、「◆就労証明書（育児休業期間が記載されているもの）」を提出し「妊娠・出産」認定から「育児休業」認定に切り替えることで、育児休業の対象となるお子さんの育児休業期間が終了する月の末日まで在園することができます。ただし、月極延長保育の利用は産前産後休業・育児休業を開始する日の前日までとなります。月内に月極延長保育を解除する手続きを行ってください（延長保育料の日割計算は行いません。）。
- イ 産前産後休業中または育児休業中ではご家庭でお子さんの保育が可能なため、原則早番・遅番にかからない時間帯でのお預かりとなりますが、ご家庭の状況等について園長と適宜ご相談いただき（例：午前9時～午後4時30分 時間帯は園によって異なります。）具体的な保育時間を設定してください。

⑤ 引き続きの保育園の利用

年に一度、保護者の方のお仕事の状況などについて「家庭状況届」および「保育の必要性を証明する書類」を提出いただき、引き続きお子さんの保育が必要な状況であることを確認させていただきます。提出期限を過ぎても提出がなく、保育の必要性が確認できない場合は退園となります。



⑥中央区外へ転出した後の保育園の利用

- ア 中央区外に転出した場合、転出した年度内は在園を認めます。ただし、転出した日の前日の属する月の末日までに転出先自治体での手続きが必要です。
- イ 次年度以降、区内に保護者（父母）のどちらかが在勤・在学しており、私立認可保育所または私立認定こども園の3～5歳児クラスであれば、継続して在園できます。

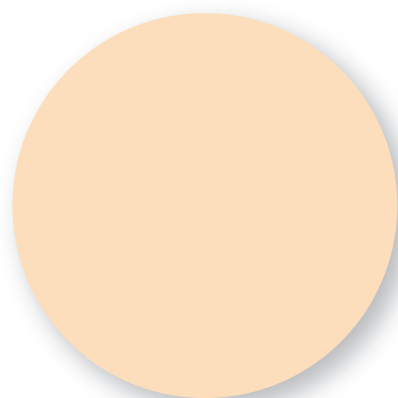
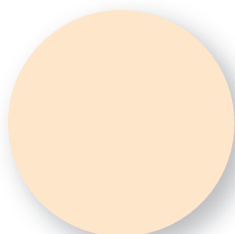
⑦退園について

- ア 入所した月に登園が一度もなかった場合、または在園中に月の初日から2カ月を超えて1日も登園がない場合（保育の停止期間を除く）は退園となります。
- イ ご家庭でお子さんを保育できる状況となった場合は退園となります。
- ウ 家庭状況届が期限までに提出がなく、保育の必要性が確認できない場合または審査の結果、保育が必要でないと判断された場合には退園となります。



9章

そ の 他





1 東京都認証保育所保育料の補助

認可保育所の入所基準を満たし、認証保育所にお子さんを預けている保護者の方の経済的負担を減らすため、認証保育所に支払う保育料の全額または一部を補助します。ただし、幼児教育・保育の無償化により、0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯および3歳児から5歳児クラスまでの世帯については、「子育てのための施設利用給付認定」を別途受けていただく必要があります。

▶ 補助金額

認証保育所保育料と補助上限額のいずれか少ない金額を補助します。

(※ 月額基本保育料の契約時間は、月220時間を上限とし、それを超える契約の場合は、契約区分ごとに月220時間の範囲内で最も高い保育料を認証保育所保育料とします。)

歳児クラス	補助上限額（月額）
0歳児から2歳児クラス	80,000円
3歳児から5歳児クラス	77,000円

◎上記の内容は、令和8年10月以降の補助上限額（予定）となります。

申請方法などの詳細につきましては、認証保育所保育料補助金のおしらせ冊子や区ホームページをご覧ください。どうか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】 保育課保育給付係 電話 (3546)5422

▶ (参考) 区内認証保育所 一覧

令和8年9月1日現在

名称	所在地	電話	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
① ポピンスナーサリー スクール京橋	銀座1-25-3 京橋プラザ1F	(3538)2101	40	6	9	9	7	5	4
② グローバルキッズ 新川園	新川2-16-10 プライムアーバン新川3F	(3553)4141	40	5	8	9	8	10	
③ アスクバイリンガル保育園 人形町駅前	日本橋人形町3-4-14 FORECAST人形町PLACE2F	(5649)8019	40	6	9	11	14		
④ ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町 2F	(3249)7141	25	6	9	10	-	-	-
⑤ マミーズエンジェル 月島保育園	月島1-2-13 ワイズビルディング 1F	(3534)8288	30	6	6	6	4	8	
⑥ ちゃいれっく 月島駅前保育園	月島1-3-2 佃権月島ビルディング 3F	(5548)2308	50	11	12	11	16		
⑦ さくらさくみらい 月島	月島2-18-2	(6225)0239	27	9	9	9	-	-	-
⑧ アスク晴海保育園	晴海1-8-16 晴海トリトン 2F	(5546)1325	50	8	12	12	18		

◎申し込みや問い合わせは、各認証保育所で受け付けし、保護者と園が直接利用契約を締結します。保育料についても各認証保育所が各々設定し徴収します。

◎区外の認証保育所も対象になります。

認証保育所保育料の補助



- ① ポピズナーサリースクール京橋
- ② グローバルキッズ新川園
- ③ アスクバイリンガル保育園人形町駅前
- ④ ニチキッズさわやか
日本橋浜町保育園
- ⑤ マミーズエンジェル月島保育園
- ⑥ ちゃいれっく月島駅前保育園
- ⑦ さくらさくみらい 月島
- ⑧ アスク晴海保育園





2 子ども家庭支援センター「きらら中央」

名称	所在地	開所日	電話
子ども家庭支援センター 「きらら中央」	明石町12-1 4F	毎日 (祝日・年末年始を除く)	(3542) 6321
勝どき分室	勝どき1-4-1 3F	毎日 (祝日・年末年始を除く)	(3534) 2103
日本橋分室	日本橋蛸殻町1-31-1 日本橋区民センター2F	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	(3666) 4267
十思分室	日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア1F	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	(3665) 6530

◎ 以下の①～⑥の事業は、ご利用前に登録・申請などの手続きが必要です。

①一時預かり保育

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に一時的にお子さんをお預かりする「一時保育」と保護者の出産や入院などの緊急な理由によりお預かりする「緊急保育」の2つの事業があります。

- 利用対象：0歳（生後57日）～6歳（未就学児）
- 利用時間：・一時保育 午前9時～午後5時
・緊急保育 午前9時～午後5時（1日単位で利用、原則2日以上30日以内）
- 利用場所：子ども家庭支援センター
「きらら中央」勝どき分室、日本橋分室、十思分室
- 利用料金：・一時保育 1時間 800円
・緊急保育 1日 2,000円（減免制度あり）

◎ 京橋こども園（3564-5532）、晴海こども園（3534-3553）、まなびの森保育園銀座（6264-4645）、阪本こども園（6661-9080）、昭和こども園（5542-1731）、渋谷教育学園晴海西こども園（6204-2855）でも運営事業者の独自事業として一時預かり保育を実施しています。

詳細は各園までお問い合わせください。

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります（P100参照）。

詳細は区ホームページをご確認ください。



一時預かり保育

②トワイライトステイ

就労などの理由により帰宅が夜間となる場合にお子さんをお預かりします。



トワイライトステイ

- 利用対象：2歳～小学校6年生
- 利用時間：午後5時～10時
- 利用場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室
- 利用料金：1回 2,000 円（減免制度あり）
夕食代 1食 400 円（持ち込み可）

◎ 京橋こども園（3564-5532）でも運営事業者の独自事業としてトワイライトステイを実施しています。

詳細は園までお問い合わせください。

【問い合わせ先】子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室

③子どもショートステイ

保護者の疾病などの理由により養育が一時的に難しくなったときに、区が委託する施設または協力家庭で短期間お子さんをお預かりします。



子どもショートステイ

- 利用対象：・乳児院 生後 57 日目～3歳未満
・児童養護施設 2歳～中学校3年生
・協力家庭 2歳～小学校6年生
- 利用期間：・乳児院、児童養護施設 原則7日（6泊7日）以内
・協力家庭 原則3日（2泊3日）以内
- 利用料金：1泊2日 6,000 円（減免制度あり）
以降1日増えるごとに 3,000 円加算

【問い合わせ先】子ども家庭支援センター相談担当係長

④病児・病後児保育

就労などの理由により、入院加療の必要のない病中または病気回復期のお子さんを家庭で看護することができないときに、区が委託する病児・病後児保育室でお預かりします。

- 利用対象：生後7カ月～小学校3年生
- 利用場所：以下のとおりです。

▶病児・病後児保育室

名称	所在地	定員	電話
聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー	明石町2-14	6人	(5550)7111
病児・病後児保育室 ゆめみらい	晴海1-8-16 晴海トリトンスクエア3F	6人	(6221)3357



▶病後児保育室

名称	所在地	定員	電話
ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2F	4人	(3249)7141
勝どき小児クリニック 病後児保育室	勝どき1-3-1 Brillia ist Tower 勝どき3F	6人	(5166)0152

- 利用料金：2,000 円（助成制度あり）

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります（P100参照）。

詳細は区ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援センター事業係



病児・病後児保育

⑤ 育児支援ヘルパー

育児や家事の支援を必要とする家庭に、区と契約した事業者からヘルパーを派遣します。

- 利用対象：出産前（母子健康手帳交付時）～出産後6カ月に達するまでの乳児がいる家庭
- 利用日時：日曜、祝日、年末年始を除く日
- 利用時間：午前8時～午後6時の間で1日2時間または3時間
- 利用日数：1回の妊娠につき15日。別途、出産後の多胎児対応あり。
- 利用者負担金：利用時間および所得により異なります。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援センター事業係



育児支援ヘルパー

⑥ 緊急一時保育援助事業

保護者の入院などの理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、区と契約した事業者からベビーシッターを派遣します。

- 利用対象：生後0カ月～6歳（未就学児）
- 利用期間：原則として1カ月以内（日曜、祝日、年末年始を除く）
- 利用時間：午前8時～午後6時の間で2時間以上9時間以内
- 利用者負担金：利用時間および所得により異なります。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援センター事業係



緊急一時保育援助事業

⑦ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）および緊急対応枠

▶一時預かり利用支援

一時的な保育が必要な保護者や共同保育（ベビーシッターと家庭内で一緒に保育を行うこと）を必要とする保護者に対し、東京都が認定しているベビーシッターを利用する場合の利用料を助成します。

- 利用対象：満6歳に達する年度の末日までのお子さん、障害のある満12歳（小学6年生）に達する年度の末日までのお子さん
- 利用日時：毎日 午前7時～午後10時
- 助成上限：1時間当たり2,500円、お子さん1人当たり月20時間、年度内144時間まで（多胎児・障害児・ひとり親家庭の児童の場合はお子さん1人当たり月40時間、年度内288時間まで）

【問い合わせ先】 アデコ株式会社 中央区ベビーシッター事業事務局
電話 0120（574）261

▶緊急対応枠

一時預かり保育（緊急保育）や緊急一時保育援助事業などを利用するまでの繋ぎの期間として、東京都が認定しているベビーシッターを利用する場合の利用料を助成します。利用するには、子ども家庭支援センターへの事前相談・利用承認が必要です。

- 利用対象：満6歳に達する年度の末日までのお子さん、障害のある満12歳（小学6年生）に達する年度の末日までのお子さん
- 利用日時：毎日 午前7時～午後10時
- 助成上限：1時間当たり2,500円、お子さん1人当たり1回最大60時間
一会計年度2回まで

【問い合わせ先】 子ども家庭支援センター事業係

◎上記は令和8年度の情報です。詳細は区ホームページをご確認ください。



ベビーシッター
利用支援事業



3 こども誰でも通園制度

保護者の就労要件等を問わず、保育所等を定期的に利用でき、他の子どもと一緒に過ごすことでお子さんの成長を応援し、育児に関して保育士からアドバイスをを行う等の子育て支援を行います。

こども誰でも通園制度



①対象

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業等に通園していない0歳6カ月から2歳児クラス相当（3歳に達する年度の末日まで）のお子さん

②利用方法

月20時間（1日上限8時間）の枠内で定期的に利用
※区外の施設を利用する場合または3歳に達した月の翌月からは月10時間までの利用となります。

③利用料金

原則無料
※利用する施設により実費負担、超過料金およびキャンセル料が発生する場合があります。
※認可外保育施設（認証保育所含む）を週5日かつ1日8時間以上利用している方は利用料金が発生します。
※区外の施設を利用する場合は、利用施設が定める利用料金を施設へお支払いした後、区へ還付請求することができます（利用状況によっては還付できない場合があります）。

④区内の実施施設

上記二次元コードよりご確認ください。
認定後、区外の施設もご利用いただけます。

【問い合わせ先】

制度について	保育課保育計画係 電話（3546）5739
認定について	保育課保育入園係 電話（3546）5227・5387・9587
区外施設の利用料金の還付について	保育課保育給付係 電話（3546）5422

4 中央区ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方（依頼会員）と子育ての手助けができる方（提供会員）がそれぞれ会員になり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動です。利用を希望する場合は中央区ファミリー・サポート・センターに事前に連絡の上、登録する必要があります。

①対象年齢

区内在住の生後 57 日～小学校6年生

②利用料金（活動謝礼金）

1時間につき 800 円（早朝・夜間・休日など 1,000 円）

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。

詳細は区ホームページをご確認ください(P100参照)。

③援助内容

- 保育園、幼稚園、学童クラブなどの送り迎え
- 保育園などが終わってからの子どもの預かり
- 保護者の用事やリフレッシュの際の預かり など
- ◎ 活動場所は原則として提供会員宅となります。依頼会員宅への送迎は産前産後時などに限ります。
- ◎ 提供会員は地域のボランティアの方々です。内容によっては対応できない場合があります。
- ◎ 詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】 中央区社会福祉協議会「中央区ファミリー・サポート・センター」

電話 (3206)0120

5 企業主導型保育事業

企業が単独または共同で設置し、働き方に応じた多様で柔軟な保育を提供する事業です。主に従業員の子どもの保育を対象としていますが、定員の 1/2 の範囲で地域枠の設定が可能なため、従業員以外の方も利用できる場合があります。

なお、幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスのお子さんおよび0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんで保育の必要性がある世帯については、標準的な利用料の金額が減額されます。

また、利用料については、区の補助制度があります。補助制度について詳しくはP100⑦認可外保育施設保育料の補助をご確認ください。

施設の入所申込方法および利用料の減額など詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

▶ 区内企業主導型保育事業一覧

令和8年7月1日現在

	名称	所在地	電話	設置者名
1	コトナキッズ保育園	日本橋浜町1-3-13 栗田ビル1階	03-5809-3017	一般社団法人 日本セラピストビジネス機構
2	ネスインターナショナル スクール八丁堀校	入船1-1-24 八丁堀ビル1階/2階	03-6908-7786	ネスグローバル株式会社
3	こどもの王国保育園 東日本橋園	東日本橋1-3-13	03-3865-0059	一般社団法人一燈
4	野菜を好きになる保育園 ベジ・キッズ	日本橋浜町2-1-1 田辺浜町ビル1階	03-3527-2672	カゴメ株式会社
5	stellar education garden月島保育園	月島2-10-2 ムーンアイランドタワー 201号	03-6910-1571	株式会社 Stellar education garden

◎掲載を希望した施設のみ掲載しています。



6 子育てのための施設等利用給付について

幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」の「認定」を受けたお子さんが、自治体による確認を受けた認可外保育施設などを利用する場合、施設の利用料が無償化（給付）の対象となります（利用施設・事業により上限額は異なります。）。給付を希望される場合は「子育てのための施設等利用給付」の「認定」を受けた上で、請求の手続きを行う必要があります。詳しくは、区ホームページまたは「施設等利用給付のご案内」冊子をご覧ください。

対象世帯	クラス	給付上限額（月額）
就労や疾病などの「保育を必要とする事由」に該当する住民税非課税世帯	0～2歳児クラス	45,700円
就労や疾病などの「保育を必要とする事由」に該当する全世帯	3～5歳児クラス	40,300円

上記の内容は、令和8年10月1日時点のものです。

※上記の給付に加え、下記⑦の加算補助が受けられる場合がありますので、併せてご確認ください。

「施設等利用給付の認定」について
保育課保育入園係
(3546)5227・5387・9587



「施設等利用給付の請求」について
保育課保育給付係 (3546)5422



7 認可外保育施設保育料の補助

認可保育所の入所基準を満たし、認可外保育施設にお子さんを預けている保護者の方の経済的負担を減らすため、認可外保育施設に支払う保育料の一部を補助します。ただし、幼児教育・保育の無償化により、0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯および3歳児から5歳児クラスまでの世帯については、「子育てのための施設等利用給付認定」を別途受けていただく必要があります。

▶対象施設

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設（居宅訪問型保育事業含む）

▶補助額

クラス		補助上限額（月額）		
		基本額	加算額※	計
0歳児から2歳児	課税世帯	45,700円	34,300円	80,000円
	非課税世帯	—	34,300円	34,300円
3歳児から5歳児	全世帯	—	36,700円	36,700円

※加算補助を受けるには条件があります。

上記の内容は、令和8年10月以降の補助上限額（予定）となります。

申請方法や補助条件などの詳細につきましては、認可外保育施設保育料補助金のおしらせ冊子や区ホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までご連絡ください。

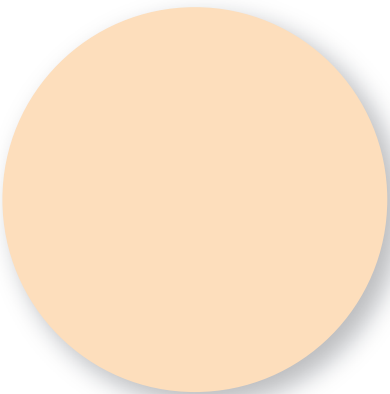
「認可外保育施設保育料の補助」について
保育課保育給付係 (3546)5422





10章

記 入 例





1 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第3条関係）

子どものための教育・保育給付 認定申請書 兼 保育所入所申込書

令和 8 年 11 月 22 日

(宛先) 中央区長

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定について、次のとおり申請します。

(宛先) 中央区福祉事務所長

児童福祉法による保育所への入所を次のとおり申し込みます。

保護者① (申込者)	ふりがな	ちゅうおう たろう	続柄	個人番号	1234△×△89012		
	氏名	中央太郎	父	生年月日	1990 年 11 月 11 日		
	住所	東京都中央区築地1丁目1番1号 111号室			電話番号	090(0000)xxxx□主な連絡先	
	本年1月1日現在の住所 (4月から8月までの入 所の場合、前年1月1日)	☑同上			児童との同居・別居の別	☑同・別	
				保育を必要とする事由			
				保護者が法人であるときは、法人の名称、代表 者の氏名、事務所の所在地、子どもの居住地を 記載してください。			
保護者② (配偶者等)	ふりがな	ちゅうおう はなこ	続柄	個人番号	1234△×△89012		
	氏名	中央花子	母	生年月日	1990 年 2 月 2 日		
	住所	☑同上			電話番号	080(△△△△)xxxx☑主な連絡先	
	本年1月1日現在の住所 (4月から8月までの入 所の場合、前年1月1日)	☑同上			児童との同居・別居の別	☑同・別	
				保育を必要とする事由			
				☑就労 □復職 □妊娠・出産 □求職 □介護・看護 □災害復旧 □疾病・負傷・障害 □学校等に在学 □職業訓練 □その他()			
家族の状況(保護者以外)							
氏 名 (入所を希望する子の番号に○)		続柄	生年月日	職業、学校、 保育園等	同居/別居	認定 区分	個人番号
①	ふりがな ちゅうおう いちろう 中央一郎	長男	2023 年 4 月 4 日	認証保育所	☑同・別	2号 3号	987654 3△×△×△
②	ふりがな ちゅうおう じろう 中央次郎	次男	2025 年 3 月 3 日	無認可保育所	☑同・別	2号 3号	987△×△ 556666
3	ふりがな 中央(未定)		年 月 日	出生予定	同・別	2号	
4	ふりがな		年 月 日		同・別	3号	
				今後生まれる子も記載			
入所を希望 する期間	令和9 年 4 月 初 日から 年 月 末 日 小学校就学前 まで			保育短時間(9時から17 時まで)の希望		希望する	
希 望 園 名	第1希望						
	第2希望						
	第3希望						
	第4希望	P20~31の保育園一覧を参考に 対象年齢(クラス)を確認した 上で記載してください。 (0歳児、分園、本園などは注意)					
	第5希望						
	第6希望						
	第7希望	園名は省略せず正式名称で記入してください。					
※8園以上を希望する 場合、別紙を付け てください。							

書類持参: □本人 □使者 □代理人(委任状)

番号確認: □番号C □通知C □番号記載の住民票 □本人同意により職権記載 □拒否

身元確認: 1点(□番号C □免許証 □旅券 □障害 □在留 □他()) 2点() □拒否

保護者①

保護者②

有効期限内の就労証明書を既に提出
しており添付をしない場合には、就
労状況を記載してください。

受託証明書などが添付されていない場合は加点の対象にはなりません。

チェックをすると利用調整の順位が下がります。必ずP46の注意事項をご確認ください。

〈〈重要事項の確認について〉〉

記入後は、必ずP3、4の「保育園入所申し込みに関する重要事項確認書」をご確認いただき、P4下部に世帯主による署名を行ってください。



2 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

第7号様式（第16条関係）
第7号様式（第6条関係）
第10号様式（第9条関係）

変更認定申請書
申請内容変更届

子どものための教育・保育給付認定

(宛先) 中央区長
(宛先) 中央区福祉事務所長

令和 9 年 4 月 28 日

保護者 住 所 中央区 築地 1-1-1-601
氏 名 中央三郎
個人番号 〇〇〇〇 △△△△ ××××
電 話 090 (〇〇〇〇) ××××
生年月日 昭和・平成 ●●年●●月●●日
〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに子どもの住所〕

変更の認定を申請します。
下記のとおり教育・保育給付認定の
申請内容を変更する必要性が生じましたので届け出ます。

記

児 童 名	個 人 番 号	生年月日
ふりがな ちゅうおう はなみ	10000●●●●●	令和 6 年 1 月 1 日
中央 花美	98765432●●●●●	
ふりがな		令和 年 月 日
ふりがな		令和 年 月 日
(変更事項)		
☐ 区分 ☐ 幼稚園又は認定こども園（午前9時～午後2時）を希望 ☐ 保育園又は認定こども園（最大午前7時30分～午後6時30分）を希望		
☐ 保育必要量（※） ☐ 保育標準時間→保育短時間 ☐ 保育短時間→保育標準時間		
☐ 有効期間		
☐ 利用者負担額		
(変更理由)		
☐ 就労（勤務先：）		
☐ 勤務時間（時 分から 時 分まで）		
☐ 妊娠・出産（出 産 予 定 日：令和 年 月 日）		
☒ 復職（復職（予定）日：令和 9 年 4 月 27 日）		
☐ 疾病・負傷・障害		
☐ 介護・看護		
☐ 災害復旧		
☐ 求職		
☐ 学校等に在学・職業訓練（通学先等：）		
☐ その他（）		

※保育必要量
・ 保育標準時間 保育を提供する時間が午前7時30分から午後6時30分まで
・ 保育短時間 保育を提供する時間が午前9時から午後5時まで



変更事項 ☒ 住所 ☐ 氏名 ☒ 父母の状況 ☐ 家族構成 ☒ 希望園 ☒ その他	いつから変更になるか 必ず記載してください (変更後) <u>6月から以下のとおり変更</u> (※利用調整への反映は受付期間に対応する希望月からです。) ・ 中央区築地1-1-1-601 ・ 母が就労を開始した (※別途母の復職済の就労証明書が必要です。) 第一希望 ◎◎保育園 第二希望 □□保育園 のみにする (※希望の順位と保育園名を省略せず明記してください。) ・ 子どもを無認可保育施設に預けた (※別途お子さんの受託証明書が必要です。) ・ ○月○日付で新職場に採用された (※別途就労証明書の提出が必要です。) ・ 延長保育を○月から利用しない (※解除を希望する月の前月末日までに必ずご提出ください。) ・ ○月○日 結婚 離婚 (変更前) ・ 中央区晴海1-1-1-111 ・ 母育児休業中 ・ 第一希望 ◎◎保育園 第二希望 □□保育園 第三希望 △△保育園 (※変更後が明記されていれば、省略可) ・ 子どもは母が自宅で保育 ・ ○月○日付で前職場を退職 (※転職の場合も前職場の退職日を必ず明記してください)
--	---



3 就労証明書

就労証明書

中央区長・中央区福祉事務所長宛

証明日	西暦	2026	年	10	月	1	日
事業所名	株式会社〇〇〇〇						
代表者名	中央 太郎						
所在地	中央区築地〇-〇-〇						
電話番号	03 - 0000 - ××××						
担当者名	築地 花子						
記載者連絡先	03 - 1111 - ××××						

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																								
1	業種	<table><tr><td>☐ 農業・林業</td><td>☐ 漁業</td><td>☐ 鉱業・採石業・砂利採取業</td><td>☐ 建設業</td><td>☐ 製造業</td><td>☐ 電気・ガス・熱供給・水道業</td></tr><tr><td>☐ 情報通信業</td><td>☐ 運輸業・郵便業</td><td>☐ 卸売業・小売業</td><td>☒ 金融業・保険業</td><td>☐ 不動産業・物品賃貸業</td><td></td></tr><tr><td>☐ 学术研究・専門・技術サービス</td><td>☐ 宿泊業・飲食サービス業</td><td>☐ 生活関連サービス業・娯楽業</td><td>☐ 医療・福祉</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 教育・学習支援業</td><td>☐ 複合サービス事業</td><td>☐ 公務</td><td>☐ その他()</td><td></td><td></td></tr></table>	☐ 農業・林業	☐ 漁業	☐ 鉱業・採石業・砂利採取業	☐ 建設業	☐ 製造業	☐ 電気・ガス・熱供給・水道業	☐ 情報通信業	☐ 運輸業・郵便業	☐ 卸売業・小売業	☒ 金融業・保険業	☐ 不動産業・物品賃貸業		☐ 学术研究・専門・技術サービス	☐ 宿泊業・飲食サービス業	☐ 生活関連サービス業・娯楽業	☐ 医療・福祉			☐ 教育・学習支援業	☐ 複合サービス事業	☐ 公務	☐ その他()																																																		
☐ 農業・林業	☐ 漁業	☐ 鉱業・採石業・砂利採取業	☐ 建設業	☐ 製造業	☐ 電気・ガス・熱供給・水道業																																																																					
☐ 情報通信業	☐ 運輸業・郵便業	☐ 卸売業・小売業	☒ 金融業・保険業	☐ 不動産業・物品賃貸業																																																																						
☐ 学术研究・専門・技術サービス	☐ 宿泊業・飲食サービス業	☐ 生活関連サービス業・娯楽業	☐ 医療・福祉																																																																							
☐ 教育・学習支援業	☐ 複合サービス事業	☐ 公務	☐ その他()																																																																							
2	フリガナ 本人氏名	シントミ ツキコ 新富 築子 生年月日 1988 年 5 月 23 日																																																																								
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																																																								
4	本人就労先事業所	名称 株式会社〇〇〇〇 銀座支店 住所 中央区銀座〇-〇-〇																																																																								
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																								
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table><tr><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>175 時間</td><td>0 分 (うち休憩時間 1200 分)</td></tr><tr><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="10">一週当たりの就労日数</td><td>月間 20 日</td><td>一週当たりの就労日数 週間 5 日</td></tr><tr><td colspan="10">平日</td><td>8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)</td><td></td></tr><tr><td colspan="10">土曜</td><td>時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間</td><td></td></tr><tr><td colspan="10">日祝</td><td>時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間</td><td></td></tr></table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	175 時間	0 分 (うち休憩時間 1200 分)	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐					一週当たりの就労日数										月間 20 日	一週当たりの就労日数 週間 5 日	平日										8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)		土曜										時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間		日祝										時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間	
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	175 時間	0 分 (うち休憩時間 1200 分)																																																															
☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐																																																																			
一週当たりの就労日数										月間 20 日	一週当たりの就労日数 週間 5 日																																																															
平日										8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																
土曜										時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間																																																																
日祝										時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間																																																																
	就労時間 (変則就労の場合)	<table><tr><td>合計時間</td><td>☐ 月間 ☐ 週間</td><td>時間 分 (うち休憩時間</td><td></td></tr><tr><td>就労日数</td><td>☐ 月間 ☐ 週間</td><td>日</td><td></td></tr><tr><td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td>時 分 ~ 時 分</td><td>分 (うち休憩時間</td><td></td></tr></table>	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間 分 (うち休憩時間		就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分	分 (うち休憩時間																																																													
合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間 分 (うち休憩時間																																																																								
就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日																																																																								
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分	分 (うち休憩時間																																																																								
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 3 月 年月 2025 年 2 月 年月 2025 年 1 月 14 日/月 148 時間/月 21 日/月 198 時間/月 23 日/月 204 時間/月																																																																								
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																								
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 7 月 11 日 ~ 2026 年 7 月 10 日																																																																								
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																								
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 7 月 11 日																																																																								
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 7 月 11 日 ~ 2027 年 7 月 10 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 30 分 ~ 16 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																								
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																																																																								
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																								
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																								
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																								
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年																																																																								
18	備考欄																																																																									
19	保護者記載欄	<table><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td>新富 晴美</td><td>2026 年 1 月 14 日</td><td>●●保育園</td><td></td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr></table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	新富 晴美	2026 年 1 月 14 日	●●保育園		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日			児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日																																																		
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																																																																							
新富 晴美	2026 年 1 月 14 日	●●保育園																																																																								
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																							
	年 月 日																																																																									
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																							
	年 月 日																																																																									

実績は、日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含みます。

有期雇用の場合、記載してください。
更新の有無が未定の場合は「未定」にチェックをしてください。

育児休業中の場合、必ず記載してください。
育児休業期間の途中であっても、保育園に入所が内定した場合、
育児休業を短縮して復職することが可能である場合、「可」に
チェックをしてください。

【問合せ先】中央区保育課保育入園係 電話03(3546)5227・5387・9587

本冊子における注意事項

1 年表示について

本冊子に記載している年表示は元号「令和」を使用しています。
西暦に置き換える場合は以下のとおりになります。

令和3年	2021年
令和4年	2022年
令和5年	2023年
令和6年	2024年
令和7年	2025年
令和8年	2026年
令和9年	2027年
令和10年	2028年

2 本冊子の掲載内容に変更が生じた場合について

本冊子の掲載内容に変更（追加・訂正・削除など）が生じた場合には
区ホームページなどでお知らせしますので、ご覧ください。



令和9年度
保育園のごあんない

